

「令和2年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会」による
調査報告書の概要及び対応状況について（報告）

1. 事案の経過（概要）

- ・令和2年9月5日、市立中学校3年の女子生徒が自宅にて自死しているところを発見される。
- ・令和2年10月20日、遺族代理人から自死の背景にいじめの疑いがあるとの訴えが当該校にあり、同月29日に第三者調査委員会による調査を行うこととした。
- ・令和2年12月16日、教育委員会の附属機関として、調査委員会を設置し、同月18日から令和4年12月8日までに計61回開催され、同月9日に調査報告書が提出された。

2. いじめ及び自死との関連

(1) いじめの有無

- ・小学校時、中学校時の学級内・部活動・小グループにおける「いじめに当たる可能性のある事象」24項目のうち、15項目は「いじめ」に該当もしくは該当する可能性が高い。

(2) いじめの影響と自死との関連（自死の背景）

- ・小学校から中学校時のいじめが当該生徒の自死に影響した要因の一つと考えられる。
- ・自死の背景として、小学校や中学校でのいじめ、試験での成績不振・進路問題で親に叱責・非難されることへの不安、小グループから排除されるおそれ、過剰な学習の負荷など、複数のストレスが並行して重なる状況になり、8月28日の試験結果の負担が上乗せされ、自死に至ったものと考えられる。

3. 主な指摘事項と再発防止策の提言への取組状況

(1) いじめ及びいじめの解消に関する教職員の理解不足

平成28年の垂水区中学生自死事案での提言を受けて、令和2年9月に策定した「神戸市いじめ対応のための実施プログラム」に基づき、教員のいじめ対応のスキル向上やいじめに関する子供理解の促進等に向けた取組を実施。

(2) 自傷行為への理解不足

自傷行為の理解を深めるため、専門家監修による「自傷行為の理解と援助」のリーフレットを令和4年7月に作成し全教員に配布。令和4年8月には生徒指導担当教員等を対象に専門家による研修を実施。

(3) 担任決定・クラス編成等

いじめが解消した後であっても「基本的にはいじめの被害と加害の児童生徒を同じクラスにしないなど、新年度等で新たな人間関係が築かれる時には、いじめの長期的影響を踏まえた対応を考慮すること」を令和4年12月27日付で通知。

(4) 基本調査の検証と詳細調査への移行の判断

詳細調査への移行について、保護者に寄り添い意向を丁寧に確認するなどの対応を徹底。

(5) 生徒のSOSを出す力の育成

児童生徒が自らの悩み等を身近な大人や他者に伝えられるよう、児童生徒の発達段階に応じた「児童生徒の心のケアのための動画」を令和3年度から制作・配信。保護者との連絡ツール「すぐーる」でも周知。

(6) いじめの長期的影響についての理解促進

トラウマが与える長期的影響等について、生徒指導担当教員やスクールカウンセラーを対象に専門家による研修を令和5年6月に実施予定。

(7) 実効性の高い校種間接続のあり方

実効性の高い小中間の引継・連携ができるよう、学校間で確実に引き継がれるべき内容の明確化を目的に共通様式の作成を検討。

(8) 外国にルーツを持つ保護者との連携

支援員の派遣等により外国人児童生徒や保護者を支援する「日本語サポートひろば」のさらなる周知など、保護者との連携を強化。

(9) 実効的な自殺予防教育

平成30年度から、自殺予防教育に取り組み、SOSの出し方に関する学習を実施。令和5年1月には専門家による「自殺予防教育」についての研修を実施。

令和２年度神戸市立中学校生徒自死事案
に関するいじめ等調査委員会調査報告書
(概要版)

令和４（２０２２）年１２月９日

令和２年度神戸市立中学校生徒自死事案に関する
いじめ等調査委員会

目次

第1章	調査の端緒	1 頁
第2章	調査経緯及び調査概要	2 頁
第3章	事案の経過	7 頁
第1	当該生徒について	
第2	小グループXについて	
第3	机上にあった手紙	
第4章	いじめの有無について	16 頁
第1	いじめの定義との関係	
第2	いじりといじめについて	
第3	当該生徒が遺した「手紙」について	
第4	いじめに当たる可能性のある事象	
第5	「いじめ」に当たるか否かの検討	
第6	まとめ	
第5章	いじめの影響と自死との関連性	34 頁
第1	小学校～中学校での学級内でのいじめの影響	
第2	部活動内でのいじめ、およびその影響	
第3	小グループXでの対人関係といじめの評価	
第6章	自死の背景	46 頁
第1	自傷行為の経過と自死へのつながり	
第2	家族との関係	
第3	中学3年6月以降の自死に至るまでの諸状況	
第4	当該生徒の自死の背景	
第5	この自死を防ぐ手立てはあったのか？	
第7章	自死発生前後の学校、教育委員会の対応	64 頁
第1	自死発生前の学校（スクールカウンセリング含む）の対応	
第2	自死発生後の学校の対応	
第3	自死発生前の教育委員会の対応	
第4	自死発生後の教育委員会の対応	

第8章 同種事態の発生防止についての提言 ----- 74頁

第1 当該校への提言

第2 市教育委員会への提言

(添付資料)

- 令和2年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会名簿
- 令和2年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会設置規則(神戸市教育委員会規則第5号、令和2年12月16日付神戸市教育委員会)
- 聴取り調査へのご協力のお願ひ・令和3年1月12日付学級、部活生徒宛
- ヒアリング調査へのご協力のお願ひ・令和3年3月15日付他学級生徒宛
- 調査委員会実施アンケート問10「このような悲しい出来事が二度と起こらないようにするためには、どのような取組みが必要だと思いますか」の結果報告

第1章 調査の端緒

令和2年9月5日(土)早朝、神戸市内の市立中学3年の女子生徒(以下、当該中学校を「当該校」、女子生徒を「当該生徒」という。)が自宅にて自死しているところを発見された。

同年10月20日、遺族代理人弁護士より、自室に残されていた付箋に「学校疲れた」、「リスカしたい」、「授業ダルイ」、「死にたいな」との記述があること、部活同級生に宛てたと思われる手紙に「容赦なくいじってきますね」等の記述があること、本人のSNS上のやり取りの中に「学校行きたくない」「学校始まってほしくない」「始まったらまたいじめ」等の記述があること、部活動の練習着への寄せ書きに髪型等の当該生徒の容姿や特徴を揶揄するような絵や文章が書かれていること等を理由に、自死の背景にいじめの疑いがあるという訴えが当該校側になされた。

同月29日、神戸市教育委員会は、本事案について、自死の背景にいじめの疑いがある「いじめ重大事態」として、第三者委員会を設置し調査を行うことを決定し、同年12月16日、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号、以下「法」という。)第28条第1項の規定する調査及び事案の背景その他必要な調査を行うため、執行機関の附属機関に関する条例(昭和31年11月神戸市条例第36号)第1条第2項の規定に基づき、神戸市教育委員会の附属機関として、「令和2年度神戸市立中学校自死事案に関するいじめ等調査委員会」(以下、「当調査委員会」という。)を設置した。

当調査委員会は、公正かつ中立の第三者機関として、前記の調査により、①法第2条第1項のいじめの定義に基づき、当該生徒に関するいじめの有無を客観的に評価認定すること、②「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」(文部科学省児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)に基づき、事実関係の確認のみならず、自殺に至る経過を丁寧に探ること、③上記の結果を踏まえ、具体的な再発防止策について提言すること、その他必要な事項を記載した報告書を自ら作成し、教育委員会に提出することを任務として、調査委員5名及び調査補助員3名(うち弁護士3名、精神科医1名、学識経験者1名(ただし令和4年3月31日退任)、心理専門職3名)にて構成され、令和2年12月18日の第1回調査委員会より活動を開始した。

当調査委員会は、次章記載の調査などにて学校生活の面の事実調査を進めると共に、学校外での生活の面も含めて事案の背景を含む事実の解明及びその評価を行い、多角的に自死に至る要因把握に努めた。

第2章 当調査委員会による調査経緯及び調査概要

第1 委員会開催日

当調査委員会は、令和2年12月から調査報告書の完成までに計61回の委員会を開催した。法の趣旨及び当調査委員会の設置の経緯を踏まえて、委員会の中で遺族からの意見陳述の機会を設けるとともに、必要に応じて委員会終了後に委員全員で遺族に対して審議内容等について説明を行い、遺族からの意見を聴取した。

また、業務遂行並びに事務連絡の円滑化を図りつつ、調査委員会の独立性を確保するため、委員会冒頭ないし最後に神戸市教委担当者の同席を求めて事務局合同会議を行いつつも、本件事案の審議は調査委員会の構成員のみで行うこととし、事案に関する諸情報も調査委員会限りに留め置く配慮をした。

	開催日	備考
第1回	令和2年12月18日	委員長・副委員長の選任
第2回	令和3年1月7日	調査補助委員の選任 アンケート回答に関する意見交換 ヒアリング調査の進め方に関する意見交換
第3回	令和3年1月28日	ヒアリング調査の補充調査について意見交換 調査報告書執筆分担の決定 ヒアリング調査結果に関する意見交換
第4回	令和3年2月24日	山下委員（精神科医）による委員会内レクチャーと意見交換 ヒアリング結果に関する意見交換
第5回	令和3年3月3日	高橋委員（学識経験者）による委員会内レクチャーと意見交換 （神戸市教委担当者同席） 今後のヒアリング調査の確認
第6回	令和3年3月22日	吉岡委員・出原調査補助委員・岩井調査補助委員（臨床心理士）による委員会内レクチャーと意見交換（神戸市教委担当者同席） 遺族ヒアリングの結果の報告 SNS データ分析の報告 ヒアリング補充調査についての確認 調査報告書の骨子案について検討
第7回	令和3年4月15日	市原委員・大田調査補助委員（弁護士）による委員会内レクチャーと意見交換 ヒアリング補充調査の報告 SNS データ分析の報告 補充調査について対象者・日程の調整 調査報告書骨子案、執筆工程の確認

第8回	令和3年5月6日	ヒアリング補充調査の報告と今後の確認 その他補充調査対象についての検討 SNSデータの分析の報告（継続） 調査報告書の一部案の報告と意見交換
第9回	令和3年5月20日	ヒアリング補充調査（2名）の確認 「学校・教育委員会対応」関連資料について 調査報告書の検討
第10回	令和3年6月10日	事実経過の確認 いじめの有無に関する検討 学校対応に関する意見交換
第11回	令和3年6月24日	「学校・教育委員会の対応」関連の資料提供依頼に対する市教委からの口頭説明 事実の経過確認 他第三者委員会調査報告書の参照
第12回	令和3年7月20日	「学校・教育委員会の対応」関連の事務局提供資料の確認 大田調査補助委員（弁護士）による事実認定（因果関係）に関する委員会内レクチャーと意見交換 調査報告書の検討
第13回	令和3年8月17日	事前作成の検討メモに基づいて意見交換各調査の概要取り纏め作業
第14回	令和3年8月31日	次回以降調査委員会の日程調整・確認 調査報告書進捗状況の確認と作業分担の確認
第15回	令和3年9月30日	調査報告書の検討
第16回	令和3年10月28日	追加聞き取りの内容確認 調査報告書案と各担当部分の検討
第17回	令和3年11月25日	次回以降の調査委員会日程調整 調査報告書の骨子案と担当の検討 ヒアリング分析とアンケート分析の報告
第18回	令和3年12月23日	ヒアリング聴取内容の分析 いじめ認定に関する意見交換 調査報告書の検討
第19回	令和4年1月7日	調査報告書の検討 事実経過表の確認 いじめ認定に関する意見交換 学校対応・再発防止の提言に関する意見交換
第20回	令和4年1月27日	調査報告書の検討
第21回	令和4年2月24日	調査報告書の検討

第 22 回	令和 4 年 3 月 3 日	遺族ヒアリングの打ち合わせ
第 23 回	令和 4 年 3 月 24 日	遺族ヒアリングの打ち合わせ 事実認定に関する意見交換
第 24 回	令和 4 年 3 月 28 日	「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」(文部科学省)の 意見交換等 「重大事態(自死)といじめとの関係」について討議。
第 25 回～ 第 61 回	令和 4 年 4 月 7 日～ 令和 4 年 12 月 8 日	調査報告書の検討

なお、令和 4 年 9 月 27 日、10 月 14 日、11 月 19 日には遺族および遺族代理人と意見交換を行った。

第 2 調査内容

1. 資料提供

- ① 教育委員会より当該校における教員への聞き取り調査結果、当該校及び小学校 2 校の学校・教職員の保管する当該生徒に関する関係書類の提供を受けた。
- ② 遺族から、当該生徒の部屋の勉強机に置かれていたメモと手紙のコピー、部活練習着に書かれた寄せ書きの写真、Twitter の DM のスクリーンショット、中学 2 年時、3 年時の生活ノートのコピーの提供を受けた。なお、中学 1 年時の生活ノートについては、見当たらないとのことであった。
- ③ 同級生部員から寄せ書きされた練習着が提出され、写真データを保管した。
- ④ 遺族から、当該生徒が使用していたスマートフォンの写真・動画データ、Twitter、Instagram、LINE、SMS のデータ提供を受け、調査委員会が撮影した画像データを保管。加えて、遺族側代理人から、机の上に置かれていた手紙(実物)、ミニノート(実物)の提供を受け、調査委員会で写真撮影を行い、調査委員は画像データを閲覧・保管した。

2. アンケート調査

遺族からの要望を踏まえ、当該生徒の同学年全生徒にアンケート調査を実施した。アンケートは当該生徒との関係を尋ねる項目は選択式とし、その他は自由記述、記名は任意として実施した。その後、当該生徒と同じ部活の下級生女子部員(当時 2 年生)にも同じ要領にてアンケート調査を実施した。

実施手順は、当該校の 3 年生学年集会において学校側よりアンケート実施の説明が行われ、各クラス担任から配布された。回収時には生徒側にて厳封したものが担任に提出され、学校長が回収して神戸市教育委員会に提出し、厳封のまま調査委員会が受け取り開封を行った。

(1) 実施日程

実施日	実施要領	原本の保管
令和 2 年 12 月 21 日	3 年生を対象に学校で配布	
令和 2 年 12 月 24 日	学校担任に厳封のうえ提出	
令和 2 年 12 月 25 日	神戸市教育委員会に提出	

令和2年12月28日	調査委員により開封作業と内容確認	アンケート原本は調査委員会により封緘の上、神戸市教育委員会内保管とした。
令和3年1月14日	部活2年生女子部員に学校で配布	
令和3年1月15日	部活顧問に厳封のうえ提出 即日神戸市教委に提出され、調査委員により開封	アンケート原本保管は上記のとおり。

(2) 対象者

		配布数	返送数	回収率
対象者		162	160	98.8%
内訳	3年生生徒	154	152	98.7%
	2年生部員	8	8	100%

(3) 質問項目

- 問1 ○○（当該生徒の姓）さんと、どの程度のお知り合いでしたか。
- 問2 あなたは、当該生徒さんのことを、どのような生徒だと思っていましたか。
- 問3 当該生徒さんが悩んでいたたり、つらそうな様子（笑っていても、つらさを我慢している時もあります）を、あなたが直接見たり、聞いたりしたことがありますか。（あれば、いつ、どのような事だったか具体的に書いてください）
- 問4 当該生徒さんは、からかい・ちょっかい・いたずら・悪口・仲間はずれや無視・いじわる・いじりなどを受けていたと思いますか。
- 問5 問4で「ア. 受けていたと思う」と回答した人は、あなたが直接見たり、聞いたりした場面について記入してください。（いつ、どのような事だったか具体的に書いてください）
- 問6 問4、問5以外のことで、当該生徒さんのクラス・部活などの学校生活（友達とのことや先生たちとのことなど）や、学校以外のことについて、知っていることがあれば、記入してください。（いつ、どこで、誰と、など分かることを具体的に書いてください）
- 問7 当該生徒さん本人は気づいていなくても、SNS等で当該生徒さんについて他の人が噂をしているような場面はありませんか。（あれば、いつ、どのような内容だったか具体的に書いてください）
- 問8 その他、当該生徒さんについて何か気になることがあれば、どんな事でも書いてください。
- 問9 当該生徒さんが亡くなったことについて感じていること、考えていることについて自由に記入してください。
- 問10 このような悲しい出来事が二度と起こらないようにするためには、どのような取組が必要だと思いますか。自由に記入してください。
- 問11 その他、考えたことや思ったこと、要望や心配ごとなど、私たち調査委員会に伝えたいことがあったら記入してください。どんなことでも構いません。（あなたご自身のことでもかまいません）
- その他：学年・組・氏名（無記名可）

3. 個別聞き取り調査（ヒアリング）

アンケート調査の結果を踏まえ、遺族、同じクラスの生徒、部活の同級生、別クラスの生徒（一部）、部活の2年生、学校教職員（小学校時代を含む）に対して個別聞き取り調査を行った。

（1）実施日程

令和3年1月～5月31日の期間に15回に分けて実施した。

（2）対象者

※所属はヒアリング聞き取り調査当時のもの

		実数	延べ人数
全 体		69名	75名
内 訳	同じクラスの生徒	33名	36名
	部活の同級生部員	8名	9名
	部活の下級生部員	8名	8名
	他クラスの生徒	4名	4名
	教職員（小学校を含む）	16名	18名

（3）遺族のヒアリング

令和3年3月4日、3月17日および令和4年3月28日に、調査委員全員で行った。

4. 現地調査

当該校では、聞き取り調査実施の際に、生徒への連絡など事前準備と教室提供にご協力いただいた。その際、当該生徒が使用した教室、机、体育館、図書室、保健室、トイレの現地調査を行った。加えて、調査委員長を含む調査委員2名が当該生徒自宅を弔問に訪れた。

第3章 事案の経過

当該生徒が出生から亡くなるまで、家族、学校（クラス、部活）、友人たちとどのように過ごしていたのか、その概要をここに記述する。これらは、小学校・中学校から提出された当時の生徒指導記録、当該生徒本人が記述したいじめアンケート、当該生徒が記述した生活ノートなどの日々の記録、スクールカウンセラーによるスクールカウンセリング記録、本人のスマートフォンデータに残っていた LINE や各種 SNS、写真などの記録、さらに当調査委員会が実施した当該校中学 3 年生全員、同じ部活の 2 年生へのアンケート、当該生徒と同じ学級、同じ部活（2 年生含む）、他の学級の生徒、当該校および出身小学校の教職員、ご遺族を対象にしたヒアリング調査を基にしたものである。なお、当調査委員会による「いじめ」の認定は第 4 章で、その評価については第 5 章以降に述べる。

第 1 当該生徒について

1. 誕生から小学校入学まで

2006 年 2 月×日神戸市で誕生した。誕生時の家族構成は父親（会社員）、母親（通訳業、外国籍）の 3 人家族であった。1 歳 9 ヶ月から 1 年 3 ヶ月の間、母方祖父母が在住する外国に滞在、両親と離れて暮らした。1 歳 9 ヶ月当時は、意味のある言葉をまだ話せていなかったと父親は記憶している。3 歳 0 ヶ月で帰国し、2009 年 4 月、3 歳 1 ヶ月時に保育園に入園した。入園当初は全く日本語が話せなかったが、4～5 ヶ月もすると日本語が使えるようになり、友達とも遊べるようになった。当時は、人見知りをせず何のためらいもなく初対面の人に話しかけるタイプの子であったとのことである。発達について、1 歳半健診、3 歳児健診で特に指摘を受けた記憶はないと両親が述べている。その後、妹が誕生し 4 人家族となった。

2. 小学校

2012 年 4 月 A 小学校に入学し、公文式にも通った。1 年終了時、小学校提供資料「学習・行動・健康面で特に配慮を要する児童」に名前が挙がり、指を咥えるなどの行動の幼さや、漢字、カタカナの習得の遅さなどが記載された。2 年終了時にも同じく特に配慮を要する児童とされ、文章表現や漢字や九九の学習の困難さがあったことが記された。3 年終了時には、保健室によく足を運ぶこと、言葉の表記や音読の苦手さの点から、同様に特に配慮を要するとされていた。3 年から学習塾に通い始めた。また、3 年からスクールカウンセリングを開始し、6 年の終わりまで続けた。

4 年の 5 月に学校で実施されたアンケートで「宿題で困っている」と記述した。また、4 年までの間に発達検査を受けたと両親は記憶しているが、時期や結果の詳細は不明である。当時の担任は、当該生徒には言葉やコミュニケーションの困難さがあり、「女の子同士の中で上手く立ち回っていくことが難しかったと思う」と調査委員会のヒアリングで述べた。

2016 年 4 月、5 年生に進級すると同時に転居し B 小学校に転校した。スクールカウンセリングでは、主に「勉強の量が多い」と話した。母親によると、この頃、学校の宿題とは別に苦手な漢字の書き取りをさせていたとのことであった。11 月 21 日、クラスの約 7 割が当該生徒のことを「〇〇（当該生徒の姓）菌」と言うなどの集団いじめが発覚し、学級会で加害児童全員が当該生徒に謝るということがあつ

た（詳細は第4章 p.20、p.21、第5章 p.34）。

6年時、2学期に実施されたいじめアンケート¹で、「持ち物をきたないと言われる」と回答した。担任が調査し、男子生徒1名が、当該生徒の行為を汚いと思い、机をくっつけないなどの行為があったため、指導した（詳細は第4章 p.20、p.22、第5章 p.35）。

3. 中学1年

2018年4月、当該校に入学した。入学してすぐの頃、クラスで当該生徒が対象となる“ばい菌ゲーム”が発覚し、担任が加害生徒2名を指導した。当時について担任は、1学期から特に男子の間で当該生徒に対して汚い物に触るような感じがあったと述べた（詳細は第4章 p.20、p.22、第5章 p.35）。部活動は運動部に入部したが、先輩に敬語を使わず、同級生を“お前”と呼ぶなどしたことから周囲から浮いた存在であったようである。

1学期の「生活アンケート²」（回答日6月11日）に『中学生になってから「いじめられた」と感じたことがありますか？』に対し「ある」、『あなたには、今悩みがありますか？』に対し「ある」と回答している。

2学期の「生活アンケート」（回答日11月8日）も、いじめが「ある」、悩みが「ある」と、1学期と同様の回答をしている。この頃、図書室の学校司書に「前の子がいろいろ言うてくる」と訴えることもあった。個人面談のあとには「もうこれ以上はしんどいから死にたい」と学校司書に話したが、学校司書は詳細を尋ねていない。

2019年2月7日、同じクラスの女子生徒から嫌がらせを受けていると担任に申告し、さらに2月11日、当該生徒が担任に男子生徒A、B、C、D、Eから嫌がらせを受けていることを話し、学校はこれらをいじめ事案として対応した（詳細は第4章 p.20、p.23、第5章 p.36）。3学期の生活アンケート（回答日2月26日）には、『最近になって誰かからいじめられた？』に「いじめられた」、『あなたには、今悩みがありますか？』には「ある」と回答している。当該生徒は、3月2日の夜から自傷行為（カッター・はさみで腕や太ももに傷をつける）をするようになり、同月5日には同じクラスの女子生徒に「学校嫌ー」「殺したい人ばっか」「クラスの男子全般」などとLINEを送っている。3月6日、学校が当該生徒の自傷行為を把握し、後日学校から母親に、学校でのいじめは今現在無い、家庭の親子関係が主たる理由であることと伝えた（詳細は第5章 p.37）。この出来事を機に当該生徒は定期的に中学校でのスクールカウンセリングを利用した。

1年次の欠席日数は3日であった。

4. 中学2年

2年生1学期の生活アンケート（回答日6月7日）では『あなたには、今悩みがありますか？』に「ある」と回答しているが、『最近（4月以降）になって誰かからいじめられた？』には「いじめられていない」と答えた。

2学期になると、部活では、当該生徒が率先して声を出したり、キャプテンの声が小さい時に他の部

¹ 「いじめ」になるとおもう行動を選択させる項目と本文にある質問の2問からなる

² 各学期に全校生徒に対して実施する、学校や家庭での生活全般に関する24項目からなるアンケート。

員に伝達するなどにより、孤立状態は解消したようである。またその頃、同じ部活の女子生徒 A、B、C と当該生徒 4 人のグループ（以下、小グループ X という）で登下校を共にしたり、LINE で頻繁に交流をするようになった（小グループ X については別途 11 ページに記述する）。スクールカウンセリングでは、両親から進路や勉強について厳しく言われることなどを話した。2 学期の生活アンケート（回答日 12 月 2 日）で、『あなたには、今悩みがありますか？』に「ない」、『最近（4 月以降）誰かからいじめられた？』に「いじめられていない」と回答した。

3 学期の生活アンケート（回答日 2 月 12 日）は、『あなたには、今悩みがありますか？』に「ない」、『最近（3 学期 1 月以降）誰かからいじめられた？』に「いじめられていない」と回答した。

2 年次の欠席日数は 1 日であった。

なお、3 月 2 日から新型コロナウイルスによる一斉休校が開始され、中学 3 年の 5 月 31 日まで休校が続いた。

5. 中学 3 年

3 年生になり、1 年時のいじめ加害生徒である男子生徒 A、B、C と同じクラスになった。4 月 13 日、3 年生で初めて書かれた生活ノート³には、「席替えは自由がいいです！」と書いた。4 月 30 日、一斉休校の期間が伸びたことに対して「休校のびたよ～（泣）」「学校行きたい」と記述している。休校期間中の 5 月 21 日と 26 日の 2 日間には登校日が設けられ、5 月 21 日の毎日の担任への報告には「久しぶりに学校行って友達にも会えたし良かったです！でも一つクラスの男子が嫌です」と記入した。なお、この休校期間中はスマートフォンを両親に取り上げられており、SNS データなどは記録されていなかった。

6 月 1 日から 14 日は分散登校が実施された。6 月 4 日の生活ノートには「早く席替えをしてください！」と記述している。

6 月 15 日から通常授業、部活動が開始された。部活は、上級学年が引退した 2 年の夏以降、徐々に同級生の仲が良くなっていった。一斉休校の影響で部活の引退までわずか 1 ヶ月と少しであったが、引退が近づくほどに同級生メンバー同士の仲はとても良かったと、複数の部員がヒアリングで語った（詳細は第 5 章 p.42）。当該生徒も 7 月 1 日のスクールカウンセリングで「引退が近づいてきて寂しい、最後まで続けられてよかったと今は思う」と述べた。

6 月 21 日の生活ノートに「先生にお願いします。〇〇（男子 A、B、C、G の名）とは席を近くにしないでください」と記述している。6 月 22 日は女子生徒 B に「彫刻刀預かって」と LINE を送り、6 月 25 日にも「わし、しとるよ。また止めてねリスク。止まるか分からんけど」と送信した。6 月 26 日には部活中に情緒不安定になり、部活から外れてトイレで涙し、部活顧問に「進路のことで親とうまく話せていない」「考査の結果表を（親に）見せたくない」と話し、生活ノートには「今日は頭が正常運転しませんでした」と記述した。6 月 27 日、女子生徒 B との LINE で「今日で世界が終わればいいのに」「親も学校もいや」「リスク、レグカも止まらんし」「どうしたらこの世界終わるかな」「死ぬ」などと送信している。7 月 2 日に席替えが実施され、それ以降は席替えについて生活ノートに書くことはな

³ 担任と交換する学校及び家庭での生活面、学習面に関する連絡ノート

かった。7月15日、スクールカウンセリングで、両親に考査の結果表を見せるのが「怖い」、受験や勉強について厳しく言われることについて話した。7月20日、生活ノートに理科の授業が嫌であることを記述し、同日に女子生徒AにLINEで「理科の授業がばり（とても）いや」と送信、女子生徒Aが「G君」などと返信した（詳細は第5章 p.39）。

なお、時期は不明であるが、当調査委員会が実施したヒアリング調査において複数の同級生が、クラスの男子生徒が当該生徒本人、その所持品、当該生徒が触った物を汚い物扱いをして避けるといった行為をしていたと述べた。

7月23日は部活の引退試合、夕方にファミリーレストランで打ち上げが開かれ、7月27日には3年生を送る会が行われた。引退試合の前日、7月22日の生活ノートには「退部したいとか言ってきたけどせんでよかった」「引退は嫌やけどラストを楽しむ！」と記述した。引退試合後には、当該生徒の発案で3年生同士がお互いの練習着に寄せ書きを行った。当該生徒の寄せ書きが書かれた練習着は、自室の壁に飾られた。引退試合が行われた7月23日の生活ノートは、ページいっぱいにカラーペンを使って「〇〇（部活名）最高過ぎた」、「いいメンバーやった」、「ありがとう」、「みんな最高過ぎる」、「好きすぎる」「感謝」などと記述した。27日に行われた3年生を送る会で当該生徒は同級生の3年生メンバーにもメッセージカードを一人ひとりに渡した。

当調査委員会が確認したメッセージカードの内容は、以下の通りである。

女子生徒C宛のメッセージカード

〇〇（女子生徒Cの名）へ
練習前とかの▼▼さわる時、
ペアしてくれてありがとう。
部活終わってもたから部活帰りの話はなくなるけど、
歩くの早い組として、また2人で話そね！
これからもよろしくね！！ 〇〇（当該生徒の名）

女子生徒G宛のメッセージカード

〇〇（女子生徒Gの名）へ
おもしろくていっつも楽しい！
めっちゃキレイに■■上げてるの
すごいな〜って思ってる。
にらめっこめっちゃおもしろかった。
またやろな！！
これからもよろしくね！〇〇（当該生徒の名）

7月29日のスクールカウンセリングでは、技術で製作した作品が上手にできたこと、考査の結果が今までの中でも満足いく得点が取れたことを話した。7月31日に1学期終業式が行われた。

夏休みは8月1日～17日と一斉休校の影響を受け例年よりも短期間であった。小グループXで当該生徒宅でのお泊りが企画されたが、当該生徒の家族から承諾が得られず中止された（詳細は p.11、第

6章 p.54)。また、母の知人から英語を教わることになり、8月9日頃～13日頃はその母の知人宅で英語合宿⁴が行われた。13日、SNS上の人物Aにダイレクトメッセージ（以下、DM）を送り、やり取りを始めた。SNS上の人物Aにリストカットする理由を聞かれ、いじめと親から逃げるためと送った。14日～15日は、14日、SNSに「いつでも殺してください」、15日「リスカしたいけど周りに切れるもんがない」と投稿した。16日にはSNS上の人物AにDMで「まじで 学校始まって欲しくない」「始まったらまたいじめ」と送信した。

8月18日から2学期が開始された。8月19日、SNSに「鬱です。」「2日しか学校行ってないのにもうしんどい。もう行きたくない！」などと投稿した。同日21時頃、朝にリストカットをしたことを女子生徒BにLINEで伝え、同日22時頃にSNS上の人物Aにリストカットが止まらないことを伝えた。8月22日、SNSに「死にたいってなんなんだろう？死ぬってなんなんだろう？美味しいかな？」、23日「誰か助けて...って笑笑」、「死ぬって簡単なことなのかな？それならなんで自分は死ねないのかな？」と投稿した。

2学期になると、生活ノートに「理科室での授業ムリ！」「次から出たくないよー」など、理科室での授業の嫌悪感を複数回記述した。8月26日のスクールカウンセリングで、英語合宿の事、課題実力考査の不安などを話し、8月28日に課題実力考査が行われ、8月31日には社会科担当教諭から社会の点数が伸びたことを褒められている。しかし、同日の生活ノートには考査の結果を「イマイチというかボロボロ」、「ガチでヘコむ」と書いた。9月2日の生活ノートでは数学と英語について少人数クラスに行った方が良いかと担任に尋ねた。同日、当該生徒が女子生徒Bに「明日、わいが死んでたらどうする？」とLINEを送信し、女子生徒Bは「助けに行く」「天国まで」と返信した。また、同日に英語学習の母の知人から考査の結果をLINEで尋ねられ、9月3日にも再度テストの結果を尋ねられたが返信しなかった。9月4日、実技教科課題実力考査を受け、午後の運動会の練習に参加した。いつも通り小グループXの4人で下校し、最後に女子生徒Bが「バイバイ、また月曜日ね」というと、当該生徒が「生きてるかわからへんけど」と返した。同日21時2分、女子生徒Bに「9時までって言われたからお話できそうにない」、「ごめんね」、「話したかった」とLINEで送信、21時3分にBが「OKいつでもいいよ。〇〇（女子生徒Bの名）になんでも言いや？」、「約束や！」と返信するも、当該生徒からの返信はなかった。20時1分～22時10分の間、小グループXのグループLINEで会話がされているが、当該生徒は一度もメッセージを送信しなかった。

9月5日午前6時40分頃、自室にて自死しているところを父親が発見した。机上には「学校疲れた、リスカしたい、授業ダルイ、死にたいな」とメモ書きされた付箋、同級生の部員6名に対する手紙、宛名を書いた封筒が置かれていた。3年次の欠席は0日であった。

第2 小グループXについて

経過の中で詳しく記述できなかった小グループXについて、ここに記述する。小グループXの関係性の当調査委員会の評価は、第5章 p.43、第6章 p.52、54で詳細に述べる。

⁴ 母親の知人宅に宿泊して行われた英語の学習

小グループ X とは、部活内の非レギュラーのうち、当該生徒と女子生徒 A、B、C の 4 人グループである。これは、当該生徒によって命名され、中学 2 年の 9 月頃に結成された。元々女子生徒 A、B、C、D がグループになって練習時にペアを組むなどしていたところ、女子生徒 D がそのグループから排除され、当該生徒が入れ替わりで入ることで形成されたグループである。このグループ X の 4 人が登下校を共にしている姿は、ヒアリングの際にも複数の生徒から聴取され、当該生徒のスマートフォンにはこの 4 人で撮影されたにこやかで楽しそうな様子の動画や写真が数多く残されていた。特に、女子生徒 B とは同じアイドルを応援していたことから親しくしていた。

女子生徒 A は X のグループ LINE だけではなく、個別にも当該生徒と頻繁に LINE のやりとりをする相手であった。女子生徒 A は、小グループ X のグループ LINE から当該生徒を外しては再招待したりするというを頻回に行ったり、「ころす」「しね」「おまえなんかひとりにさせるのかたんやねんぞ」などの言葉を投げかけた。一方、部活の引退試合のあった 7 月 23 日には、LINE で当該生徒に対し「最高のペアやったよ」「あなたにはいちばんお世話になりました」「ほんとうにありがとう」「すきや」「最高でした」などのメッセージを送り、当該生徒も「ありがとう」「今後ともよろしく願います」と返事をするようなやりとりも見られた。女子生徒 A が当該生徒に怒りと攻撃を向けた際には、当該生徒に LINE で謝罪することを求め、当該生徒は女子生徒 A に「自分は自分がいやになります」といった自己を否定するような言葉も書いていた。

中学 3 年の夏休みに、小グループ X で当該生徒の自宅においてお泊まり会を計画していた。しかし、当該生徒の親の許可が出なかったため計画が中止されると、それに対して女子生徒 A が「おまえまじゆるせんねんけど」などと送信し、8 月 3 日から 8 月 11 日の期間に 2 度グループ LINE から削除・再招待が行われた。8 月 11 日の当該生徒と女子生徒 A とのやり取りの中で、当該生徒がグループ LINE へ再招待を望むメッセージを送り、さらに「あなたたちしかいないのです」など、グループに居続けることを望んでいた。女子生徒 A はグループ LINE に対し謝罪するように求め、当該生徒は丁寧に 300 字近い謝罪文を送信した（詳細は、第 6 章 p.54）。

9 月 2 日にグループ LINE から削除され、翌 3 日に再招待を受け、その後 1 時間 30 分ほど進路の話題を含む他愛のないやり取りが続いた。最後に女子生徒 A が「〇〇（小グループ X）しか勝たん」と送信、当該生徒と女子生徒 C が「それな」と同意する返信を送っている。

第 3 机上にあった手紙

当該生徒の自死当日に自室机上に置かれていた手紙の内容は、以下のとおりである。

手紙に関する当調査委員会の見解は、第 4 章に述べる。

※●●、▲▲などの記号は、部活内のプレーやポジション等を表す。

(1) 女子生徒 E 宛

部活でも学校でも容赦なくいじってきますね。

まあどちらかと言えば楽しんでるのでいいけど...

部活の時と教室における時、雰囲気ちがいすぎて

怖かった。●●も■ももしっかりできる

〇〇（女子生徒 E の名）すごかったよ～
でもイライラしだしたら止まらんかったけどな。
〇〇（女子生徒 E の名）に■■■して来てって言われた時は
正直に●●やりたいと思ったけど
できてへん自分が悪いし正論言われた。
そんなこんなで今になってはもっと部活したいし。
あっ話変わるけど 2 年の時シャーペンくれて
ありがとね！めっちゃ書きやすくてお気に入りです。
また筆箱とかペンとかちょうだいね～
先生に反発してたのはさすが〇〇（女子生徒 E の名）やな！
部活でめいわくばっかかけてごめんね。
今までありがとう。

（2）女子生徒 F 宛

毎日なにかと話してる気がする。
トイレおったら毎回前髪のこと言ってくるし
また前髪判定してね。
部活終わってもいじってくれると信じてるよ！
〇〇（女子生徒 F の名）は部活と普通の ON、OFF がしっかり
していてすごいと思う。●●もしっかり
決めてるし。かわいいし、絵うまいし、尊敬。
生活ノートの裏に書いてくれた絵気に入ってる。
部活が終わってもいつも通り
笑顔でようきな〇〇（女子生徒 F の名）がええな。
部活ではめっちゃめいわくいっぱいかけた
と思う。しっかり反省しております。ごめんなさい
いろいろあったけど部活楽しかったです。
今まで、ありがとう。

（3）女子生徒 G 宛

ミーティングの時の変顔おもしろかったで。
ろう下とかで容赦なくズボンを下げようと
してくる所〇〇（女子生徒 G の名）やな～って思った。（最近減った気が...）
部活時◆◆も■■■もキレイに打ったり
上げたりしてるのすごかった。憧れ～
何かと〇〇（女子生徒 G の名）とは話すことが多い気がする。
二つくくりとかお下げとか一回一回
つつこんでくれてありがとね！「だっさ」「どうしたん」など

〇〇（女子生徒 G の名）はほんまにおもしろいと思う。
〇〇（女子生徒 G の名）の長所ですね。
部活時とかもしっかり返事してくれて喜しかったよ。（ママ）
またろう下とかでいじってね。
ちゃんとノルと思うから、いやって言うかもやけど
今までありがとう

（４）女子生徒 H 宛

〇〇（部活ポジション）おつかれ様でした。
普通に 3 年間、同じクラスってことに
びっくりしております。
〇〇（外部コーチの姓、一文字は部首のみ）のおった時ほんまに〇〇（女子生徒 H の名）ばっか
理不尽におこられてるの見てかわいそうって
思った。でも何かしら〇〇（部活ポジション）として
部活ひっぱってくれたし、ちょっと尊敬？してます。
自分自身〇〇（部活動）できてないから
●●とか△△決めてるのほんまに
すごいな～って思ってる。
部活は終わるけど元〇〇（部活ポジション）として
笑顔のかわいい〇〇（女子生徒 H の名）でいてね！！
あと、クラスが同じなのでこれからも
話すと思うけど相手にしないとこやめてね♡
〇〇部〇〇（部活ポジション）かっこよかったよ～ん
今までありがとう！

（５）女子生徒 I 宛

1 年の時から〇〇（部活名）ずっと上手くて尊敬してた。
特に自分が苦手すぎて、テストで 14 回しか
続へん（ママ）◇◇とかめっちゃかるがるやってるの
見てさすが〇〇（部活ポジション）って思っています。
学校でもちゃっかり〇〇になっちゃって
ほんまにすごいな～って日々思っています！
普通に話してたら楽しいしまた話そね。
たまにいじってくるのおもしろかったよー
いい感じに流せるのも〇〇（女子生徒 I の名）のいいところ
部活で唯一 みょうじで呼んでるわ！
今気づいた WW
部活で▲▲としての役目が終わったから

次は学校全体の〇〇としていろいろがんばれ！
応えんしています。

今まで ありがとう。

(6) 女子生徒 J 宛

初めのほうは（今でもかな？）めっちゃ
さけられてた。あれはほんまに悲しかった（T・T）
でも最近ましになったのは嬉しい（ママ）です。
部活で●●ばんばん決める〇〇（女子生徒 J の名）
めっちゃかっこよかった。
〇〇（女子生徒 J の名）は勉強できるし、大人ぼいし、
〇〇（部活名）上手いし憧れます！
部活が終わったらあんまり話さへんくなる
と思うけど、また機会があったら話そ！！
いじってきてくれたら、しっかりノります。
そういう人ってことは御存じだと思うけど
言っておきます。
クラスの〇〇がんばってね。
〇〇（女子生徒 J の名）が前に立った時は
真顔で見とくから探してみてね♡
今までありがとう！

第4章 いじめの有無について

第1 いじめの定義との関係

法第2条は「いじめ」について、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義している。

当調査委員会も、同法の定義にしたがって当該生徒と一定の人的関係にある当該校生徒等の行為を可能な限り具体的に認定した上で、当該行為が「対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」であったか否かの観点からその行為が「いじめ」に当たるか否かを判断する。

ただし、その際、当該生徒が心身の苦痛を感じていたものの、種々の理由で外部にそれを表明しなかった場合もあり得ることを勘案し、当該生徒が具体的に心身の苦痛を訴えていた場合だけではなく、必ずしも明確には苦痛を訴えていないが行為の性質や当該生徒の言動、行為者と当該生徒の人間関係や背景事情に鑑み、当該生徒が心身の苦痛を感じていた可能性のある行為及び当該生徒が苦痛自体は明確に訴えているものの、その原因が明確ではない事象、についても、「いじめに当たる可能性のある事象」としてピックアップする。そして、そのうえで、各事象について、当時の具体的事情に即して個別具体的に当該生徒の心情を推測し、「いじめ」に該当するか否かを検討することとする。

第2 いじりといじめについて

当該生徒は、部活において自ら「いじられキャラ」と名乗り、周囲の部員や顧問もそのように認識していた。

具体的ないじりのエピソードとしては、たとえば当該生徒のプレー時の特徴的な発声が笑われたとか、当該生徒が2年生から3年生の間の頃、体操ズボンのサイズが大きいということで同級生（具体名は不明）から「3Lや」などと言われたことがあったとか、また、当該生徒の髪型について、部活の時に「お団子ヘア」にしたことについて、「おばさんみたい」、「お母さんみたい」などと言われることがあった、などが挙げられた。また、当該生徒は面倒見がよく、自他ともに認める「皆のお母さんの存在」だったとの声もあった。

これらに対して、当該生徒は笑って対応し、自ら「いじられキャラ」と自己紹介するなど、いじりを進んで受けるように振る舞っていた。

一般的には、いじりはいじめとは異なり、対象者に対する親しみや愛情表現としてなされると（特に、いじる側から）解されている傾向がある。そのため、いじりに対して本気で怒りや傷つきを隠さず表現すれば「冗談の通じないやつ」、「空気を読めないやつ」として疎外される恐れも出てくる。そうした圧力から、いじりを受ける側は、仮に不快や傷つきがあっても、しばしば自分自身ですらそれを否認し、むしろ喜んで受け止めておどけてみせることを強いられることになる。特に、いじる側といじられる側の関係が固定的である場合には、いじられる側は、いじりによる精神的苦痛を間断なく受け続けることになり、それに対して抵抗することも許されないのであるから、いじりがいじめに容易に転化し、しか

も周囲からは気づかれにくいことになってしまう。

そのため、いじりを受ける者が、いじりに対して嫌がらず笑って対処していたとしても、それを外形どおりに解することはできず、いじりが実質的にいじめに当たるのではないか、すなわちいじりによって精神的苦痛を受けているのではないかを慎重に検討することが必要である。

したがって、本件でも、当該生徒がいじりに対して嫌がらずに笑って対応し「いじられキャラ」として部内での地位を確立しようとしていたとしても、そのことによって当該生徒が精神的苦痛を感じていなかった。すなわち、個別のいじり行為がいじめに当たらないと断定することはできない。

ただし、1学年下の部員から、当該生徒は「いじられキャラ」であったが、他方で、他の部員同士もお互いによく「いじり合っていた」との指摘もあり、また、同学年の部員の多くがヒアリングにおいて、「特に3年生になってからは、部員ほぼ全員の仲が良くなって一致団結していた」と、述べていたように、当該部活内には、いわゆる「スクールカースト」のような、明確な上下関係や階層構造は見られなかった。

また、当該生徒については、ヒアリングにおいて、特に共通して具体的に言及されるいじりは上記の「3L」や髪型のエピソードくらいであり、他方で、面倒見が良く「お母さんの存在であった」とか、「ある同級生が部活に行きづらく休んでいた時に復帰できるようフォローしてくれた」との声が聞かれた。そうしたことからすると、当該生徒は、部活同級生と、相応に対等な関係を持っていたと認められるのであるから、「スクールカーストの中で最下級」という固定的な地位で、一方的に「いじられていた」（馬鹿にされていた）のではないかとの遺族代理人弁護士の指摘は、実態に即したものとはいい難いものである。部活内全体の間人間関係において、当該生徒は、「いじられキャラ」ではあったものの、当該生徒が一方的にいじりを受けているのに我慢しなければならないという関係ではなかった。

むしろ当該生徒が、部内で評価されて孤立状態から脱するに当たって、このように自ら「いじられキャラ」として振る舞うことも効果的であったものと思われる。いわば、当該生徒は部内の「いじられキャラ」として自らを位置づけることで、部内に一定の居場所を作ろうとしていたのであり、その意図は成功していたといえる。

第3 当該生徒が遺した「手紙」について

当該生徒は、自死した際に自室の机の上に部活の同級生6名宛てとみられる「手紙」を置いていた（上記第3章第3）。この「手紙」の中には、同級生から受けたいじりについての言及が少なくない。仮にこの「手紙」が、当該生徒が遺書的に遺したものだとなれば、記載されたいじりは「いじめ」を申告するものである可能性が大きい。そこで、この「手紙」が遺書的なものか否かを検討する。

1. 「手紙」の宛先

6通は、いずれも便せんに書かれたもので、それぞれ1行目に女子生徒E、F、G、H、I及びJの名前ないし愛称と思われる宛先が書かれており、それぞれに充てた手紙であるものと認められる。これら6名は、部活のレギュラーに入っていたメンバーであった。小グループXのメンバー宛のもの及び女子生徒D宛のものはなかった。

2. 「手紙」の作成時期

6通は、いずれも作成日の日付は無く、これらがいつ書かれたものかは、「手紙」の外形からは分からない。そこで、「手紙」の文面を見ると、「部活が終わったらあんまり話さへんくなると思うけどまた機会があったら話そ」（女子生徒 J 宛のもの）、「部活で▲▲としての役目が終わったから次は〇〇としていろいろがんばれ！」（女子生徒 I 宛のもの）、「部活は終わるけど、〇〇として笑顔のかわいい（女子生徒 H の愛称）でいてね」（女子生徒 H 宛のもの）、「部活終わってもいじってくれると信じてるよ！」（女子生徒 F 宛のもの）との記載があることから、これらが（部活の）活動が終わる直前か直後に、引退後の交際について書かれたものと認められる。部活を引退してから1ヶ月以上が経ち、しかも夏休みを挟んだ後に「部活は終わるけど」とか「部活終わっても」と、まだ現役の部員である体で手紙を書くのはきわめて不自然である。

したがって、「手紙」の文面から、9月4日に亡くなる直前に、いわば遺書的に残した手紙ではなく、7月26日の部活引退前後に書かれたものと認められる。

3. 「手紙」の内容

また、「手紙」の内容としても、「また筆箱とかペンとかちょうだいね」（女子生徒 E 宛のもの）、「また前髪判定してね。」（女子生徒 F 宛のもの）、「またろう下とかでいじってね」（女子生徒 G 宛のもの）、「これからも話すけど」（女子生徒 H 宛のもの）、「また話そね。」（女子生徒 I 宛のもの）、「また機会があったら話そ！！」（女子生徒 J 宛のもの）等と、部活が終了した後の将来の交際について少なからず書かれている。これらを素直に読めば、「手紙」は当該生徒が、生きて今後も他の生徒と関係することを前提に書かれているものとしか解されず、自死に際して書かれたものとは解されない。

したがって、「手紙」の内容からも、9月4日に亡くなる直前に、いわば遺書的に残した手紙ではないと認められる。

4. 不整合とも思われる事実の説明

他方で、部活引退前後に書かれたものだとすると、(ア) 名宛人らに渡さず、当該生徒が1ヶ月以上も手元に置いていたこと、(イ) 当該生徒と最も仲が良かったと思われる小グループ X のメンバー3人宛のものが無いこと、(ウ) 当該生徒が自死する際に自室の机の上に置いていたことについて、整合しないとも思われるので、説明を要する。

(1) 当該生徒の手元にあったこと

まず、(ア) については、実際には7月26日に当該生徒から同学年の部員全員に、「手紙」と重複する内容（ただし、いじりへの言及は無いようである）のメッセージカードが渡されたことからすると、「手紙」は当該生徒が名宛人に渡すものとして完成されたものではなく、6名に宛てて書いたところで、メッセージカードに書くことに方針変更したのではないかと思われる。未完成ではないかと思われる根拠として、女子生徒 H 宛の「手紙」の「(外部コーチの姓だが、一部は部首のみ)のおった時」との記載がある。これは、女子生徒 H に対して最も厳しく接していた外部コーチを指すものと思われるが、漢字が当該生徒には難しかったのでとりあえず部首だけ書いておいて、そのままになってしまったのではないかと推理される。女子生徒 H に渡すつもりで完成した手紙だとすれば、このような部首だけ書

いて空けたままにしておくのは、きわめて不自然である。

そうすると、内容に重複する部分の多いメッセージカードが部員に渡されている以上、当該生徒が「手紙」を名宛人らに渡さなかったことは、特段、不自然ではないし、当該生徒にとっての部活は、あれこれ努力した結果、周囲に認められた、ある種の成功体験ともいえるものであり、その重要さからすれば、実際には出さなかった部員宛の「手紙」を捨てずに手元に置いていたことも不自然ではない。

(2) 小グループ X 宛のものが無いこと

次に、(イ)については、「手紙」が部活引退前後に今後の交際について書かれたものだとすれば、たしかに、最も近い関係にあった小グループ X の 3 人宛のものが無いことは不自然とも思われる。

しかし、他の部員とはほぼ部活だけの付き合いで部活が終われば基本的に交際もなくなるのに対して、この 3 人に対しては、部活以外でも直接、会う機会も多く、LINE を頻繁にやりとりしていたから、部活を引退した後も従前どおりの交際が続くと思っていたので、わざわざ「手紙」を書かなくてもよいと思ったからではないかと思われる。

また、仮にこれらが遺書だとすれば、女子生徒 A から 3 名宛のものが無いことは、むしろより不自然である。つまり、当該生徒が自死に臨んで遺書を書いたのだとしたら、普段、最も近い関係にあった小グループ X のメンバー宛にも何かしら書き残すのが自然と思われるのに、それが全く無いというのは不自然といわざるを得ない。

この点に対しては、小グループ X 宛には告発すべきいじめが無いから遺書を遺さなくても不自然ではない（6 通はいじめを告発する趣旨で敢えて遺されたものである）との反論もあり得る。しかし、6 名宛の中でも女子生徒 H 宛の「手紙」にはいじりについての言及は認められず、いじめを告発する趣旨とは解し得ないから、このような反論は成り立たない。

(3) 自死の際に机の上に置かれていたこと

最後に、(ウ)については、自死に当たって手紙を机の上に置いていた当該生徒本人の胸中を正確に窺い知ることはできないが、ある程度の推理は可能である。

すなわち、当該生徒が自死した 9 月 4 日に、学校では運動会の部活行進の練習が行われたが、当該生徒にとって、部活は前記のとおりある種の成功体験ともいえるものであった。そうすると、精神的に追い詰められていた当該生徒が、部行進の練習を機に自身の良かった思い出として部活を思い出して「手紙」を見返していたので、机の上に置かれていたのではないかと考える余地はある。

(4) 小括

このように、「手紙」は、9 月 4 日の自死に際して遺書として書かれたものではなく、7 月 26 日の部活引退の前後に書かれたものと認められる。そうだとすると、そこに記載されたいじりは、自死に際していじめを告発する趣旨であると解することはできない。

そうであれば、「手紙」に記載された各事実は、「手紙」に記載されていたことを根拠に、当該生徒の精神的苦痛を推認することはできず、個別に当該生徒の精神的苦痛の有無を検討する必要がある。

第4 いじめに当たる可能性のある事象

前章において当調査委員会が認定した事案の経過や当該生徒の生育歴、学校や家庭での人間関係や背景事情を踏まえ、上記 1. 記載の判断基準に照らし「いじめに当たる可能性のある事象」を挙げると、以下のとおりとなる。

1. 小学校の時期における「いじめに当たる可能性のある事象」

- ① 2016年11月ころ（小学5年2学期）、一部男子児童4名が当該生徒の悪口を言ったり、「気持ち悪い。」と言って避ける態度を取ったり、「(当該生徒の姓) 菌」と言ったりした行為。その発覚直後（11月18日）に行われた学級会において、担任教諭が当該生徒の悪口を言ったことのある者に挙手させたところ、30人強のクラスのうち約7割（21人）の児童が挙手し、当該生徒に対して謝罪した事象
- ② 2017年9月ないし12月ころ（小学6年2学期）、特定の男子児童が、当該生徒が鼻をほじった手でプリントなどを触るなどして汚いからといって、当該生徒を避けた行為

2. 中学校の時期における学級での「いじめに当たる可能性のある事象」

- ③ 2018年4月の中学校入学直後ころ、男女1名ずつの生徒が、当該生徒から渡されたプリントを汚い物を触るように持った行為
- ④ 2018年度（中学1年時）の2学期ころ、当該生徒が学校司書に対して、前の席の生徒が「いろいろ言うてくる」と訴えていた事象
- ⑤ 2019年2月ころ（中学1年3学期）、女子生徒が当該生徒に対し、自己紹介カードを勝手に作成して本人に見せた行為。
- ⑥ 2019年2月ころ（中学1年3学期）、男子生徒A、B、C、D、Eが当該生徒に対し、ばい菌扱いして過度に接触を避ける行為や、席替えで当該生徒の近くの席になった生徒をからかったり、他生徒が当該生徒の近くを通るときに当該生徒にぶつかるように体を押ししたりする行為
- ⑦ 2019年2月ころ（中学1年3学期）、当該生徒の席がそうじロッカー前の時、当該生徒の席との接触を避けるためにロッカーの上部で開けたり、他人に箸を取らせたりする行為
- ⑧ 2019年3月ころ（中学1年3学期）、男子生徒F他の男子生徒が当該生徒を避けた行為ないし態度
- ⑨ 2020年度（中学3年時）、同級生の男子生徒数名が、当該生徒自身やその所持品・触った物を汚い物扱いして避けるようにしていた行為
- ⑩ 2020年度（中学3年時）、男子生徒Hや男子生徒Iが当該生徒の授業中の言動等を茶化した行為
- ⑪ 2020年6月（中学3年1学期）、当該生徒が、男子生徒A、B、C、G等の男子生徒を非常に嫌悪し、教室の席替えで近くの席にならないよう希望していたこと
- ⑫ 2020年7月から8月にかけて（中学3年1、2学期）の理科室での授業時に、当該生徒が、同級生からプリントを投げられる等され、男子生徒C及びG等の男子生徒を非常に嫌悪し、男子生徒Hとは席替えで離れることを希望していたこと

3. 部活における「いじめに当たる可能性のある事象」

- ⑬ 2018年（中学1年時）に部活内で当該生徒が同級生から避けられていた事象
- ⑭ 2020年7月23日（中学3年1学期）、部活同級生が、お互いに長袖練習着に寄せ書きをした際、当該生徒のシャツに「うんこ」等を記入した行為
- ⑮ おそらく上記⑬と同時期と思われる時期に、部活同級生が、当該生徒の生活ノート最終頁に、当該生徒と思われる似顔絵や、「うんこ」などと書き込んだ行為
- ⑯ 時期は認定するに至らなかったが（ヒアリングでは2019年冬ころ、あるいは2020年春ころとの発言があった）、部活の練習の際に、複数の同学年生徒から当該生徒の体操服のサイズを「3L」とからかわれたこと
- ⑰ 時期は認定するに至らなかったが、女子生徒Gが「だっさ」「どうしたん」と突っ込むなど、部活同級生が当該生徒の髪型のことでからかった行為
- ⑱ 時期及び具体的な行為態様は不明であるが、当該生徒が自死した際、自室の机の上に置かれていた部活同級生宛の手紙に書かれていた、女子生徒E、I、Fからいじられたとする行為
- ⑲ 時期は認定するに至らなかったが、女子生徒Gが廊下等でズボンを下げようとしてくる行為
- ⑳ 2019年後半から2020年前半（中学2年2学期から中学3年1学期）の間と思われる時期、練習中に女子生徒Eが、当該生徒に対して「邪魔やどけ」と怒鳴りつけた行為

4. 小グループXにおける「いじめに当たる可能性のある事象」

- ㉑ 2019年度（中学2年生）、女子生徒Aが当該生徒に対してLINEで「殺すぞ」（2019年10月2日）、「（大量の）死ね死ね」（10月9日）、「しねば?」「ケーブルで首絞めろ」「ほんでしね!」「はやくしねや」（11月15日）、「おまえひとりにさせるのなんかかんたんやねんぞ」「いっかいしねぶす」（2020年1月19日）等と送信した行為
- ㉒ 2020年2月15日（中学2年時）、女子生徒Aが、LINEで（当該生徒が「（小グループXのグループLINEに）招待して」と送信したのに対して）「むりー」と送信した行為
- ㉓ 2020年（中学3年時）、女子生徒Aが当該生徒に対してLINEで「おまえまじゆるせんねんけど」「きっしょ」（2020年8月2日）、「しね」「（当該生徒以外の小グループXの）3人やっぱ楽しいね」「（当該生徒）ばいばーい」（8月15日）、「（なんじゃそれ）とつっこんだ当該生徒に対して）「なにがやい」「ころすぞ」（8月24日）、「あんただれ」「（当該生徒）じゃない」「一旦死になさい」（8月30日）等と送信した行為
- ㉔ 女子生徒Aが、2020年8月3日、8月8日、8月15日、9月2日に（中学3年夏期休暇中から2学期にかけて）、小グループXのグループLINEから当該生徒を削除した行為

第5 「いじめ」に当たるか否かの検討

1. 小学校の時期における「いじめ」の有無

(1) ①について

小学校提出記録及び当調査委員会による担任のヒアリングによれば、当該生徒は、小学5年の2学期に、男子児童4名から悪口や「気持ち悪い」、「〇〇（当該生徒の姓）菌」と言って避けられる態度を取

られ、それを確認した担任が男子児童を指導した後、学級会にて当該生徒の悪口を言ったことのある者に挙手させた。そして、30人強のうち21人が挙手したため、一人一人当該生徒の席に行かせ自分がしたことを告白させ謝らせるという事象があったことが、それぞれ認められる。

これは男子児童4名の行為を担任が確認したことを発端とするが、学級会での確認により男子児童4名に留まらず学級内の同級生の約7割が加害者側の立場にて悪口などの行為をしていた、ある種の集団的な行為だったことが明らかになった事象といえる。

これに対し、当該生徒は泣きながら「もうやらないで欲しい」と述べており、少なくとも学級会の場で多大な精神的苦痛を被ったことが認められる。謝罪されたからといって精神的苦痛が生じないことにはならない。また、本件が、当該生徒を見て、男子生徒が他の男子生徒に向かって「鼻かんでる、邪魔やな」と発言するのをたまたま担任が目撃したことを発端としたものであったことからすると、担任が不在の場ではさらに露骨な悪口やばい菌扱いなどのいじめ行為が男子生徒を含む多くの同級生からなされていたことが推測される。よって、当該生徒が日常的に多大な精神的苦痛を受けていたことも行為の性質に照らして明らかと思われる。

つまり、当該生徒は、学級会以前から多数の同級生から悪口や避ける行為等をされて精神的苦痛を被っており、それが学級会の場でより明白になり、全体として集団的な「いじめ」被害を受けていたと認められる。

なお、学級会での告白と謝罪は、クラスの7割もの人数が加害者であったことを明らかにした点で、担任の指導の一環とはいえ、その間の当該生徒の精神的苦痛は前記のとおり多大なものだったと思われる。また、当該生徒について不潔な印象、あるいは、いじめられる子という印象を公の場で刻印してしまう結果にもなったものと思われる。事前調査等をせずにこのような集会をもったことは不用意とも思われ、結果としてではあれ、学級会自体が一つの集団的いじめの場になってしまった面も拭えない。

(2) ②について

小学校提出資料(本人及び友人2名が提出したいじめアンケートに、②に関する記載があったとの報告)及び小学校6年時の担任教諭へのヒアリングから判明した事象である。当該生徒を汚いと扱って避ける行為であり、いじめアンケートに書かれた「持ち物をきたないと言われる」との言葉からしても、この行為によって当該生徒が精神的苦痛を感じていたことは疑いない

したがって、②は「いじめ」に当たる。

2. 中学校の時期における学級内での「いじめ」の有無

(1) ③について

中学1年時の担任教諭へのヒアリングから判明した事象である。少なくとも男女1名ずつの生徒が、入学直後ころに当該生徒から渡されたプリントを汚い物を触るように持つような行為(いわゆる「ばい菌ゲーム」のような扱い)があり、当該生徒が担任に精神的苦痛を訴えたことがあった。もっとも、当時の担任の記憶が定かではなく、加害生徒名等の特定には至らなかった。

このような行為は、上記②と同様に、当該生徒を汚い物扱いして避けるものであり、これによる精神的苦痛の吐露も認められる。

したがって、③については、中学1年の1学期ころ、少なくとも男女1名ずつのクラスの生徒が、当

該生徒や当該生徒が触れた物を汚い物扱いしたり、当該生徒を避けるという行為を行っており、これは「いじめ」に当たる。

(2) ④について

学校司書へのヒアリングから判明した事象であり、当該生徒は、学校司書に対して「前の子がいろいろ言ってくる」と訴えていた。

もっとも、具体的にどのような態様の行為だったか等について、当該生徒からの訴えや第三者の情報提供等はなく、いじめの可能性のある行為の存在までは認定できなかった。

したがって、④については、「いじめ」があったとは認められない。

(3) ⑤について

小学校提出資料から判明した事象である。2019年2月ころ、クラスの女子生徒が当該生徒の自己紹介カードを勝手に作成して本人に見せるなどの行為を行った（このことは女子生徒本人も認め、担任も事実確認している）。当該生徒がこの女子生徒にそのような行為を止めるよう直接言い、また担任に対して「最近女子生徒の嫌がらせがひどい」との被害申告をしていたこと等の事実からすれば、この行為によって当該生徒が精神的苦痛を感じていたものと思われる。

したがって、⑤は「いじめ」に当たる。

(4) ⑥について

小学校提出資料及び担任へのヒアリングから判明した事象である。2019年2月ころ、男子生徒5名が当該生徒をばい菌扱いして避けるといった行為があった（このことは当該生徒からの被害申告があり、担任も男子生徒5名から直接事実確認している）。当該生徒からの被害申告があったことや、加害生徒5名のうち3名については3年時の席替えの際も席が近くなることを嫌悪していたこと等からすれば、当該生徒がこの男子生徒5名からの行為によって精神的苦痛を感じていたものと思われる。

したがって、⑥は「いじめ」に当たる。

(5) ⑦について

教室内ロッカーの前に座っている当該生徒との接触を避けるためにロッカーの上部であけたり、ロッカーを触らないようにするため他人に箸を取らせるといった行為も、当該生徒を汚い物として扱う行為である。この行為は、2019年2月26日に当該生徒が生活アンケートの「最近になって誰かからいじめられた？」との問いに「ある」と回答し、「ある」と答えた人、それはいつ、どんな場面ですか。」との問いに「自分の席がロッカーの前の時、ロッカーの上の方で開けたり、ロッカーをさわりたいからと言って人にほうきを取らせている人がいる。」と記載したことから発覚したものである。このようにアンケートの記載内容が具体的かつ詳細であること、この当時現に当該生徒に対するいじめ行為があったこと等からすれば、⑦の行為が実際に行われていた可能性は高いと考えられる。

また、当該生徒が生活アンケートに⑦の行為を「いじめ」の内容として記載していることからすれば、当該生徒が精神的苦痛を感じていたことも認められる。ただし、当調査委員会の調査では加害生徒の特定には至らなかった。

したがって、⑦については、加害者は不明であるが、「いじめ」に当たる。

なお、当該校に対して行った調査によれば、中学 1 年時の生徒指導担当は、当該生徒が生活アンケートに記載した⑦と⑥は同一の事象であると考えていたようであり、そのため⑥への対応（加害生徒への指導、当該生徒の家庭訪問等）のみで済ませ、⑦の訴えについては特段の調査や対応等は行っていなかったようである。しかし、⑥への対応でいじめが止んでいたのであれば、当該生徒がわざわざ生活アンケートにいじめの内容として⑦の行為を書くことはないとも考えられること、時系列的にみても⑥についての加害生徒への指導が行われた日（2019 年 2 月 15 日）から 11 日もたってから生活アンケートを書いていることからすれば、⑥と⑦は別個の事象だった可能性も十分ありうる。学校としては、あらためて⑦の事象に対しても、生活アンケートの記載に基づいて、調査・対応を検討すべきだったと思われる。

（6）⑧について

当該生徒と女子生徒 F との LINE の履歴から判明した事象である。当該生徒は女子生徒 F から LINE で、「〇〇（男子生徒 F）になんか言われたりしてんの？」と聞かれたのに対し、「言われるとかじゃなくて態度」、「うちの場合だいたい態度」、「みんなうちが汚いって洗脳されているから」と返信しており、男子生徒 F を含む同級生から汚い物扱いされて避けられる態度を取られていることを告白している。ただし、2019 年 3 月ころに男子生徒 F その他の生徒が具体的にどのような避ける行為を行ったかは判然とせず、具体的な行為態様等の特定には至らなかった。

男子生徒 F による避ける行為は、当該生徒が女子生徒 F に対して打ち明けた「ほんまだるい」との悩みの理由として挙げられたものであり、これに関して当該生徒が女子生徒 F に LINE で打ち明けた「最近頭がやばい」、「頭破裂しそう」、「しんどい」との心情の吐露には迫真性があり、⑧によって当該生徒が精神的苦痛を感じていたことは疑いない。また、クラスの班分けに関して、担任が男子生徒 F を班長に決めたことについて、「うちのことで考えて班長〇〇（男子生徒 F）にしたらしいけど〇〇（男子生徒 F）が嫌やねん」と男子生徒 F に対する精神的苦痛を述べている。

したがって、⑧については、男子生徒 F その他の生徒による具体的な避ける行為内容等は不明であるが、「いじめ」に当たる可能性が高い。

（7）⑨について

同級生へのヒアリングから判明した事象である。中学 3 年時、当該生徒の所持品や触った物を汚い物扱いする行為が見受けられたと複数の同級生が述べ、この他にも、男子生徒複数名が当該生徒を避けようとしたり、「汚い」などと陰口を言っていたと述べた者もいた。これらのことからすれば、中学 3 年時、クラスの男子生徒が当該生徒を汚い物扱いするといった態度をとっていたとの事実は認められる。もっとも、加害生徒名や具体的な行為態様等の特定には至らなかった。

他方、このような行為ないし態度に対応する、直接的な当該生徒の精神的苦痛を見て取ることはできなかったが、下記⑩のとおり、担任に対して「クラスの男子が嫌です。」と苦痛を述べていたこと、席替えでは複数名の男子生徒と近くしないでほしいと希望していたことなどからすれば、当該生徒がクラスの男子生徒に対して何らかの精神的苦痛を感じていたことは疑いない。

以上のことからすれば、⑨についても、具体的行為は不明であるが、「いじめ」にあたる可能性が高

い。

(8) ⑩について

同級生へのヒアリングから判明した事象である。中学3年時、授業中、男子生徒 H 及び男子生徒 I は、当該生徒の発言を茶化したり、いじったりしていた（複数名の発言により裏付けられている）。他方、授業中のこのような行為に対応する、直接的な当該生徒の精神的苦痛を見て取ることはできなかったが、当該生徒は、中学3年時、理科教諭に対して、男子生徒 H が苦手であるとの相談をし、これを受けて理科教諭は二人の席を離す配慮をするなどしており、当該生徒が少なくとも男子生徒 H に対して何らかの精神的苦痛を感じていたことは明らかである。

したがって、⑩についても、「いじめ」にあたる可能性が高い。

(9) ⑪について

当該生徒は、2020年5月31日付けの毎日の担任への報告に「クラスの男子が嫌です」と記入・提出し、同年6月4日には生活ノートに「！早く席替えしてください！〇〇（女子生徒 B）の近くがいいです」と書いた。さらに、同年6月21日の生活ノートには、「先生にお願いです、席順を決める前に言います。〇〇（男子生徒 A）、〇〇（男子生徒 B）、〇〇（男子生徒 C）、〇〇（男子生徒 G）とは席を近くしないでください」と書いた。これらのことからすると、当該生徒は、2020年6月ころ、教室内で、少なくともこの4名の男子生徒に対して、何らかの精神的苦痛を感じていたものと思われる。

他方、上記⑨のとおり、中学3年時、当該生徒やその所持品、当該生徒が触った物を汚い物扱いして避けるようないじめ行為をクラスの複数の男子生徒がしていた事実は認められるが、上記4名の男子生徒が何らかのいじめ行為を行っていたとの事実は調査からは判然とせず、当該生徒からの訴えもなかったため、上記4名によるいじめ行為があったとまでは認定できなかった。

また、上記4名に対する精神的苦痛の訴えも、まさにその当時受けていたいじめに対する苦痛の訴えなのか、過去（この4名中3名は中学1年時に当該生徒をばい菌扱いして避ける行為等を行っていた。）に受けたいじめに対するトラウマからの訴えなのか判然としない。そのため、2020年6月当時の当該生徒の精神的苦痛に対応する上記4名のいじめ行為の存在までは認定できなかった。

そうだとすれば、2020年6月ころ、当該生徒が男子生徒 A、B、C、G に対して何らかの精神的苦痛は感じていたことは認定できるものの、当時この4名がいじめ行為を行っていたと断定することはできない（もっとも、いじめ行為を行っていた可能性を否定するものではない）。

したがって、⑪については、「いじめ」に当たる可能性が残る。

(10) ⑫について

当該生徒は、2020年7月20日、生活ノートに「先生 明日の理科ぬける方法ないですか？理科受けたくない。」と書き、女子生徒 A との LINE では「理科の授業がばりいや」と送信し、これに対して女子生徒 A は「笑笑」、「〇〇くん（男子生徒 G）」、「病むなよ～」と返信している。同年8月24日には生活ノートに「明日の理科から逃げる方法探中...ほんまに無理 拒絶反応が...」と書き、これに続けて「せめて席替えをしていただければ」と書いた（なお、「せめて席替えをしていただければ」という箇所は、書いた後に修正テープで消されている）。翌25日の生活ノートには「やっぱり理科室での授業

ムリ！次から出たくないよー」と書いた。また、女子生徒 A によれば、当該生徒は男子生徒 G と互いに嫌いあっており、理科の実験が嫌だと話していたとのことだった。実際、理科室内では、男子生徒 G と当該生徒は向かい合った席に座っていた。さらに、当該生徒は、男子生徒 H が苦手であると理科教諭に相談し、理科教諭は二人の席を離す配慮をしていた。

生活ノートの記載内容からすると、当該生徒は、2020 年 7 月から 8 月にかけて、理科室での授業中に、男子生徒 G、男子生徒 H などに対して、何らかの精神的苦痛を感じていたと認められる。

他方、これに対応する具体的な行為に関して、当該生徒は、女子生徒 B に対し、理科の実験の班でプリントを投げられたりするのを嫌だと告白していた（もっとも、プリントを投げたのが上記男子生徒 G や男子生徒 H であるとまでは認定できなかった）。

したがって、⑫については、2020 年 7 月から 8 月ころ、理科室での授業中、男子生徒が当該生徒に対し、プリントを投げるなどの行為を行っており、これは「いじめ」に当たる可能性が高い。

3. 中学校部活内での「いじめ」の有無

(1) ⑬について

同級生へのヒアリングにおいて、中学 1 年時当該生徒は浮いていた、中学 1 年時練習時のペア決め等でごたごたがあった、との発言があり、中学 1 年時の顧問も当該生徒について、中学 1 年時は人間関係を構築しにくいところがあった、練習時のペアを作れないことがあったと述べている。また、中学 1 年時の顧問によれば、当該生徒から何度か部活を辞めたいとの訴えがあったとのことであり、下級生へのヒアリングによれば、当該生徒から「中学 1 年の時は退部を考えたくらい嫌だった。」と聞いたことがある者もいた。

練習時のペア決めでもめて、ペアが作れなかったという出来事は、当該生徒が練習中に避けられていたことを強く推測させるものである。また、中学 1 年時の部活について、当該生徒は、女子生徒 J への手紙で「初めの方は（今でもかな？）めっちゃさけられてた。」と記載し、中学 1 年のころ、女子生徒 J から避ける行為を受けていたと述べている。加えて、中学入学当初は小グループ X もまだ存在せず、中学 1 年当時、特に仲の良かった部員の存在はうかがえなかった。これらのことからすれば、中学 1 年当時、当該生徒は部活で部員から避ける行為を受け、孤立していたものと考えられる。

このような中学 1 年時のことについて、当該生徒は、女子生徒 J への「手紙」で、同人から避けられたことを挙げ、「あれはほんまに悲しかった」と精神的苦痛があったことを回顧的に述べている。また、上記のとおり、当該生徒は、中学 1 年当時、部活が嫌で退部したいと考え、顧問にもその旨訴えており（後には後輩にも告白している。）、当時部活内において精神的苦痛を感じていたことがうかがえる。そして、女子生徒 J に対して避けられることが悲しかったと告白していることからすれば、この精神的苦痛は、部員から避けられることに対する苦痛だった可能性が高いと考えられる。

したがって、⑬については、具体的態様は不明だが、当該生徒は、中学 1 年時、女子生徒 J を含む部員たちから何らかの避ける行為を受けており、これについては、「いじめ」に当たる可能性が高い。

(2) ⑭について

練習着の寄せ書きに書かれた文言や絵は、それ自体をみれば、中学生にとっては受け入れがたい表現を含むものであるから、当該生徒が精神的苦痛を感じていた可能性は否定できない。

しかし、当該生徒が練習着の寄せ書きについて直接的に精神的苦痛を訴えた事実は認定できなかった。そのため、当該生徒と行為者の人間関係や当時の具体的事情に即して検討すると、当該生徒は、この寄せ書きが行われた直後に部活引退の打ち上げに参加して他部員と楽しそうにしていたこと、当該練習着を少なくとも2020年7月から8月にかけての一定期間、自宅の自室に飾っていたこと、またSNSには、当該練習着の写真に「ホンマにみんなありがと メッセージめっちゃ嬉しかったです！！めっちゃ楽しかった♡」との文言を添えてアップロードしていたことが認められる。これらの事実からすると、当該生徒が当該練習着の寄せ書きに精神的苦痛を感じていたことはいくつかは、とくに他人の目を気にして振る舞う必要のないプライベート空間である自室内に当該練習着を飾っていたことは精神的苦痛とは矛盾する振る舞いというほかなく、むしろ練習着に愛着を持っていたことが見て取れる。

したがって、⑭については、「いじめ」にあたる可能性は否定できないものの、極めて低いものというべきである。

(3) ⑮について

生活ノートに書き込まれた文言や絵についても、それ自体を見れば、中学生にとっては受け入れがたい内容を含むものであるから、当該生徒がまったく精神的苦痛を感じていなかったとまでは断定し難い。

しかし、その内容をくまなく見れば、全体的にはむしろ概ね当該生徒に好意的な内容といえるものである（かわいらしい似顔絵も当該生徒を指すものと思われる）。また、当該生徒は女子生徒Fに宛てた「手紙」に「生活ノートの裏に書いてくれた絵 気に入ってる」と書いている。たしかに部活内での当該生徒の立場からすると、この言葉を額面通りに受け取ることは慎重になるべきだが、もしノートの記載に精神的苦痛を感じていたとすれば、当該生徒から進んで生活ノートの絵に言及したことは整合しない。そうすると、生活ノートの当該記載についても、当該生徒が愛着を持っていたことは認められ、特段の不満は認められない。

したがって、⑮についても「いじめ」に当たる可能性は否定できないものの、極めて低いものである。

(4) ⑯について

部員へのヒアリングから判明した事象である。時期、頻度等は明らかではないものの、1学年下の部員複数名が、複数の同級生部員から当該生徒への具体的ないじりがあったとして述べている。

これについては、当該生徒が自ら進んで体操服のサイズが3Lであることを明かしていた、体操服サイズのいじりに対して当該生徒が笑って言い返していたという複数の発言もあり、どちらかと言えば友人同士のふざけ合いといった雰囲気の中で行われたものと思われる。

しかし、いじりに対しては、表面的な反応や対応のみをもって、対象者の精神的苦痛の存否を判断すべきではない。一般に、思春期の中学生が体型を揶揄されることは、自尊心を傷つけられたり、羞恥心を感じさせるものであり、苦痛を感じる可能性は高いと思われる。

そうすると、⑯については、行為が行われた時期等は不明であるものの、「いじめ」に当たる可能性が否定できない。

(5) ⑰について

部員へのヒアリングから判明した事象である。行為の、時期や具体的内容は明らかでないものの、複

数の部員が、当該生徒がいわゆる「お団子」スタイルの髪型をして来た際、「何してるん」、「似合わない」、「おばさん」「お母さん」などと言われていじられていたと述べていた。また、前髪が短いことを冷やかされたり、二つくりにした時に「ださっ」、「似合っていない」などとからかわれていたとのピアリングでの発言もあった。そして、前髪については、女子生徒 F 宛の「手紙」に「トイレおったら毎回、前髪のこと言ってくるし、また前髪判定してね」との記載が、二つくりについては女子生徒 G 宛の「手紙」に「二つくりとかお下げとか一回一回つつこんでくれてありがとね！「だっさ」「どうしたん」など〇〇（女子生徒 G の名前）はほんまにおもしろいと思う」との記載がある。

このような髪型についてのいじりは、当該生徒の容姿を揶揄するものであり、思春期の中学生にとっては苦痛を感じる可能性が高く、当該生徒も精神的苦痛を感じていたと思われる。

しかし、女子生徒 G との関係を見ると、当該生徒は「手紙」で「ほんまにおもしろい」女子生徒 G の長所の例として、髪型への「つつこみ」を挙げ、「(廊下等でいじられても) いやって言うかもだけど」と、いじりを拒否することがあり得ることを予め明言するなど、2人は部内において比較的対等に近い関係だったと考えられ、このこと及び当該生徒が自ら髪型へのいじりに言及していることからすれば、女子生徒 G からの髪型のいじりについて当該生徒が精神的苦痛を感じていたとまでは認められない。

また、女子生徒 F との関係を見ると中学 1 年 3 学期頃は、当該生徒は女子生徒 F に対してクラスで避けられていることの悩みを相談するなど（上記⑧）、比較的仲が良かったと思われ、以降部活引退まで特に仲が悪かったり上下関係があったりという関係までは認められないことからすれば、女子生徒 F からの髪型のいじりについても当該生徒が精神的苦痛を感じていたとまでは認められない。

他方で、「手紙」では言及されていない他の部員からの髪型のいじりに対して当該生徒が精神的苦痛を感じていなかったかどうかまでは判然とせず、⑭⑮⑲のように明確に精神的苦痛を否定できるような事情までは見当たらないことを考えると、髪型のいじりによって当該生徒が精神的苦痛を感じていた可能性は残る。

したがって、⑳についても、行為が行われた時期や加害者、行為の具体的態様は不明ではあるものの、「いじめ」に当たる可能性は否定できない。

(6) ⑳について

⑳は、当該生徒の「手紙」から判明したものであり、女子生徒 E、F、I に宛てて、「部活でも学校でも容赦なくいじってきますね。」(E 宛)、「部活終わってもいじってくれると信じてるよ！」(F 宛)、「たまにいじってくるのおもしろかったよー」(I 宛)と書かれている。実際、当該生徒は部内で自他共に認める「いじられキャラ」だったとピアリングにおいて非常に多くの生徒が述べていることからすれば、当該生徒がこの 3 名から何らかのいじり行為を受けていたこと自体は認めてよいであろう。

しかし、いじり行為の具体的内容について、同級生部員、下級生部員その他第三者から、㉑㉒以外のいじり行為を目撃したとの発言はなく、いじり行為について聞いたことがあるとの言葉も得られなかった。

他方で、女子生徒 E 宛の手紙の「容赦なく」との文言からは女子生徒 E に対する不快感がにじんでいるともいえなくはないが、その反面「どちらかと言えば楽しんでるのでいいけど・・・」、「ありがとね」など精神的苦痛と相反するような表現も見受けられる。また、女子生徒 F、I への「手紙」にはいじり行為に対する精神的苦痛をうかがわせるような記載はみられない。さらに、女子生徒 E、F、I から

の言動については、この「手紙」以外に当該生徒の LINE や SNS、カウンセリング等でも何ら具体的な言及はなく、この3名から受けた精神的苦痛についての言及もなかったため、当該生徒の精神的苦痛を認めるには至らなかった。

したがって、⑱については、この3名による何らかの行為があったとは思われるものの、行為態様は不明であり、これに対応する精神的苦痛も認められないため、「いじめ」と認めるには至らない。

(7) ⑲について

⑲は、部員へのヒアリング及び当該生徒の「手紙」から判明した事象である。中学生が廊下等でズボン下げようとするのは、友人等の前で恥をかかされうる行為であり、精神的苦痛を感じるのが通常であろう。

しかし、本件では、女子生徒 G への「手紙」に書かれた「ズボン下げようとしてくる所〇〇（女子生徒 G の名前）やな〜って思った。」、「〇〇（女子生徒 G の名前）はほんまにおもろいと思う。」、「〇〇（女子生徒 G の名前）の長所ですわ」等の文言からすると、当該生徒が精神的苦痛を吐露したものとは捉えられず、女子生徒 G の「ほんまにおもろい」という長所を表現する例として記載したものと思われる。そして、上記⑰で述べたとおり、当該生徒と女子生徒 G は比較的対等な関係であったと認められることからすれば、これらの「手紙」での言葉は文字どおり受け取るべきであり、精神的苦痛を述べたものとは考えられない。

そうだとすれば、女子生徒 G は、いわば冗談の一種としてズボンを下げるふりをしていたに過ぎず、そのことは当該生徒にも了解されていたものと考えられるべきである。さらに、女子生徒 G その他の部員への聞き取りでは、このような行為は、当該生徒だけが受けていたのではなく、お互いにやりあっていたとの話が複数の部員から聞かれた。

以上のことからすれば、⑲は、当該生徒の精神的苦痛を伴う「いじめ」と評価すべきものではなく、部活内及び学校内でのふざけ合いの1つとして捉えるべきである。

したがって、⑲は「いじめ」には当たらない。

(8) ⑳について

部員へのヒアリングから判明した事象であり、複数の部員が、練習中女子生徒 E が当該生徒に対し「邪魔やどけ」などと怒鳴りつける行為を行っていたと述べている。もっとも、女子生徒 E は、当該生徒だけでなく他の部員に対しても同様に厳しくあたり、怒鳴るなどしていたとのことである。

この点について、女子生徒 E 本人によれば、部活はきちんとやらないといけないと考え、敢えて厳しく接していたとのことだったが、部員へのヒアリングでは、女子生徒 E の機嫌によって部活の雰囲気は左右されるとか、言葉や態度がきつすぎる、怖かった等の発言があった。中学2、3年時の顧問もヒアリングにおいて、女子生徒 E は練習中部員に対してきつい物言いをすると述べていた。このようなことからすると、練習中とはいえ、女子生徒 E の言動は、単に部活動の規律を守るためだけのものにはとどまらず、厳しくあたられた者に何らかの精神的苦痛を与えていた可能性は否定できないというべきである。

当該生徒自身は、このような女子生徒 E の言動について、女子生徒 E 宛の「手紙」に、「できてへん自分が悪いし正論言われた」と書いており、部活の一環として受け入れようと努めてはいるが、少なく

とも喜んで受け取っているとまでは読み取れない。また、中学 2、3 年時の顧問によれば、当該生徒は女子生徒 E からきついことを言われても直接不平を言うなど言い返すこともあったとのことだが、言い返せていたからといって精神的苦痛がなかったということにはならない。そうだとすれば、当該生徒は、女子生徒 E の練習中の言動から精神的苦痛を受けたことをはっきりと表明していたわけではないが、何らかの精神的苦痛を感じていた可能性は残る。

したがって、㉔については、「いじめ」に当たる可能性が残る。

4. 小グループ X 内での「いじめ」の有無

(1) ㉑について

㉑について、女子生徒 A が送信した文言は、当該生徒を LINE で攻撃するものであり、当該生徒が精神的苦痛を感じていた可能性は高い。

他方で、当該生徒が精神的苦痛を明示的に訴えたり、女子生徒 A に対して反発や抵抗をした事実は認められず、当該生徒が女子生徒 A を嫌悪したり距離を取ったりする様子もみられなかった。

しかし、上記のとおり、当該生徒の小グループ X 内での立場は不安定で、特に、女子生徒 A は、当該生徒に対して「おまえひとりにさせるのなんかかんたんやねんぞ」等と小グループ X から排除する可能性を示唆するなど、当該生徒より上の立場に立っており、当該生徒は女子生徒 A を激怒させたことを気に病んでカウンセラーに相談するなど、その機嫌に一喜一憂していたことがうかがわれる。また、女子生徒 A から当該生徒への暴言的なメッセージは、大量かつ日常的に送られていたのに対し、当該生徒から女子生徒 A への暴言などは特に見当たらず、両者の立場は基本的には非対称的であったといえる。

このようなことからすると、仮に当該生徒が女子生徒 A からの LINE によって精神的苦痛を感じていたとしても、同人に伝えることは不可能だったであろう。

そうであれば、当該生徒が女子生徒 A の暴言的な LINE に対して反発や抵抗をしなかったからといって、精神的苦痛を感じていなかったということにはならない。

したがって、㉑の行為は、「いじめ」に当たる可能性がきわめて高いといわざるを得ない。

(2) ㉒について

2020 年 2 月 15 日、女子生徒 A は、当該生徒から小グループ X のグループ LINE に入れてほしいと頼まれたのに対して、「むりー」とこれを拒絶した。この事象は、下記㉔と同様に、女子生徒 A が当該生徒をグループ LINE から排除していた可能性をうかがわせる。

この点、当該生徒の LINE 履歴から、2019 年 9～10 月ごろに既に小グループ X のグループ LINE が存在していたことが判明しており、このことと上記やり取りからすれば、2020 年 2 月 15 日以前に女子生徒 A が当該生徒をグループ LINE から排除していた可能性が極めて高いと考えられる。すなわち、㉒の事象は、小グループ X のグループ LINE から排除されていた当該生徒が女子生徒 A に対しグループ LINE に参加させてほしいと頼んだものの、これを拒絶されたというものである。

当該生徒は、これに対する精神的苦痛は明らかにはしておらず、女子生徒 A が「むりー」と送信した後も、両名は 1 時間以上も絶え間なく LINE のやり取りを続けており、精神的苦痛を感じていなかったとも考えられる。しかし、当該生徒の交友関係の中で特に重要な小グループ X のグループ LINE から排除され、参加させてもらえないことにより、当該生徒は相当程度の精神的苦痛を感じていたと考える

のが相当である。

したがって、②は、「いじめ」に当たる。

(3) ③について

③も、上記①と同様に女子生徒 A から当該生徒に対して送信された LINE による攻撃であり、当該生徒が精神的苦痛を感じていた可能性は高い。

中学3年になっても、下記④のように女子生徒 A は当該生徒を小グループ X のグループ LINE から4回も削除するなど、小グループ X 内における女子生徒 A と当該生徒の立場の非対称性は変わっていない。

また、当該生徒は女子生徒 A に対して反発したり、嫌悪感を表したりすることはなく、小グループ X における居場所を確保しようとしていたものの、女子生徒 A からの攻撃的な LINE を受けた前後には、毎日の担任への報告に疲れたと言う内容を続けて記載するなど、精神的苦痛を感じていた様子もうかがえる。

したがって、③の行為も、「いじめ」に当たる可能性がきわめて高い。

(4) ④について

当該生徒は、④について精神的苦痛の存否を明らかにしていないが、上で述べたとおり、当該生徒の交友関係の中で特に重要な小グループ X のグループ LINE から排除されることにより、相当程度の精神的苦痛を感じていたものと思われる。特に、2020年8月3日及び同月8日にグループ LINE から削除された時は、削除期間中、他の小グループメンバーとの個別の LINE のやり取りも普段に比べると相当程度減少しており、精神的苦痛を感じていた可能性が高い。他方で、2020年8月15日及び9月2日の削除の際は、他のメンバーとの LINE のやり取りもそれほど減少しているわけではない。

しかし、グループ LINE への再加入に際し、当該生徒が実際には特段の落ち度が無かったにもかかわらず、他のメンバーに長文の謝罪文を書かざるを得なかったこと等の事実は、当該生徒に深刻な精神的苦痛を与えていたことをうかがわせる。

したがって、④は「いじめ」に当たる。

第6 まとめ

以上の検討をふまえると、調査から明らかになったいじめに当たる可能性のある事象のうち、当調査委員会が、いじめに該当すると認定した事実及びいじめに該当する可能性が高いと認定した事実は以下のとおりである。なお、「いじめ」とまで認定できなかったもの（「いじめ」の可能性が残る・否定できない程度のも）は、ここでは列挙しないこととする。

1. 小学校時代

- (1) 2016年11月ころ（小学5年2学期）、クラスの一部の男子児童が「〇〇（当該生徒の名字）菌」などと当該生徒の悪口を言ったり、「気持ち悪い。」などと言って避ける態度を取っており、これが発覚した直後の学級会において、クラスの約7割の児童が当該生徒の悪口を言っていたと当該

生徒の前で告白し、謝罪したこと（事象①＝いじめ認定事実①）。

- (2) 2017年9月ないし12月ころ（小学6年2学期）、クラスの特定の男子児童が、当該生徒が鼻をほじった手でプリントを触ったから汚いなどという理由で、当該生徒を避けたこと（事象②＝いじめ認定事実②）。

2. 中学校時代（学級内）

- (1) 2018年4月ないし7月ころ（中学1年1学期）、少なくとも男女1名ずつのクラスの生徒が、当該生徒や当該生徒が触れた物を汚い物として扱っていたこと、そのことなどを理由に当該生徒を避けるような行為をしていたこと（事象③＝いじめ認定事実③）。
- (2) 2019年2月ころ（中学1年3学期）、クラスの特定の女子生徒が、当該生徒に対し、自己紹介カードを勝手に作成して、本人に見せるなどの行為を行ったこと（事象④＝いじめ認定事実④）。
- (3) 2019年2月ころ（中学1年3学期）、男子生徒A、B、C、D、Eが、当該生徒をばい菌扱いして過度に接触を避けるような行為を取ったり、席替えで当該生徒の近くの席になった生徒をからかったり、誰かが当該生徒の近くを通る際当該生徒にぶつかるように体を押ししたりしていたこと（事象⑤＝いじめ認定事実⑤）。
- (4) 2019年2月ころ（中学1年3学期）、当該生徒の席がそうじ用ロッカーの前にある時、当該生徒との接触を過度にさけるために、わざとロッカーの上部で開けたり、他人に箒を取らせたりしていたこと（事象⑥＝いじめ認定事実⑥）。
- (5) 2019年3月ころ（中学1年3学期）、男子生徒Fその他の生徒が、当該生徒を避ける行為を行っていたこと（事象⑦＝いじめ認定事実⑦）。
- (6) 2020年6月ころ（中学3年1学期）、教室において、クラスの男子生徒が当該生徒に対し、当該生徒やその所持品、当該生徒が触れた物等を汚い物扱いして避けるなどの行為を行っていたこと（事象⑧＝いじめ認定事実⑧）。
- (7) 2020年（中学3年時）、授業中、男子生徒H及び男子生徒Iが、当該生徒の発言を茶化したりする行為を行っていたこと（事象⑨＝いじめ認定事実⑨）。
- (8) 2020年7月から8月ころ（中学3年1学期及び2学期）、理科室での授業中、男子生徒が当該生徒に対し、プリントを投げるなどの行為を行っていたこと（事象⑩＝いじめ認定事実⑩）。

3. 中学校時代（部活内）

- (1) 2019年度（中学1年時）、女子生徒Jを含む部員たちから、避ける行為を受けていたこと（事象⑬＝いじめ認定事実⑬）。

4. 中学校時代（部活内小グループ）

- (1) 中学2年時、LINEのやり取りの中で、女子生徒Aが当該生徒に対し、当該生徒を攻撃するような文言を大量に送信していたこと（事象⑭＝いじめ認定事実⑭）。
- (2) 2020年2月15日当時、小グループXのグループLINEから排除されていた当該生徒が、女子生徒Aに対し、グループLINEに参加させてほしいと頼んだものの、拒絶されたこと（事象⑮＝いじめ認定事実⑮）。

- (3) 中学3年時、LINEのやり取りの中で、女子生徒Aが当該生徒に対し、当該生徒を攻撃するような文言を大量に送信していたこと（事象⑳＝いじめ認定事実㉑）
- (4) 2020年8月から9月にかけて（中学3年夏季休暇から2学期にかけて）、女子生徒Aが4回にわたり、小グループXのグループLINEから当該生徒を削除・脱退させたこと（事象㉒＝いじめ認定事実㉓）。

第5章 いじめの影響と自死との関連

当該生徒は SNS など、自死に至るまでの心情をある程度は表現している。もちろんすべては語られていないが、遺された情報からいじめと自死の関連、およびその他の自死につながる要因を、本章と次章でできるかぎり深く掘り下げたい。

本章では、まず当調査委員会が第4章で認定したいじめが、実際にどのような構造であって、どんな影響を当該生徒に与え、自死にどうつながったのか否かを整理する。いじめの場としては、1) 学級と、2) 部活、3) 小グループ X の3つの場面に分けて検討する。

第1 小学校～中学校での学級内でのいじめの影響

1. 小学4年まで

当調査委員会が調査に入った時点で、すでに5年以上たっていて、当時の明らかないじめは確認できなかった。ただ、小学5年時の集団いじめ（次項で述べる）を踏まえると、それ以前から同様ないじめが、ある程度あった可能性は考えられる。

2. 小学5年次

(1) 小学5年時に大規模な集団いじめが発覚している

当該生徒は小学5年時に、大規模な集団いじめの被害にあった。それは2016年11月18日に担任がその一部を見つけたことから、発覚している。この集団いじめは、学級の約7割の児童が直接加害者として被害児童（当該生徒）を「ばい菌」扱いするなどの、深刻ないじめであった（いじめ認定事実①）。

(2) この集団いじめは「4層構造」を形成している

学級などの集団で行われるいじめでは、①被害者と、②加害者だけでなく、その周囲に、③いじめをうながす「観衆」、④いじめを見聞きしているが何もしない「傍観者」、からなる4層構造がつけられやすい（森田洋司著「いじめとは何か」、中公新書、2010年）。4層構造がつけられると、誰もいじめを止めず、加害（いじめ行為）が終息しにくく、いじめ被害は長引きやすい。またいじめの被害者には味方は全く見えず、孤立無援の厳しい状況がつけられてしまう。

当該生徒が受けた小学5年時の集団いじめでは、学級の7割の加害者以外の、残りの3割の児童も、「観衆」か「傍観者」であったと思われる。

担任がいじめ行為を見つけるまでは、加害者ではない児童から担任に、いじめがあることは伝えられていない。すなわち残り3割の児童は、観衆ではなかったとしても、少なくとも傍観している。被害児童（当該生徒）からは、学級の中に味方は誰もいない状況に見えていたのではないかとと思われる。

この集団いじめに対し、担任は学級会を開いて学級全体への指導を行い、加害者一人一人を当該生徒に謝罪させている。しかし、学校でいじめへの継続的な指導はなく、それ以降もいじめがなくなっていない。当該生徒が感じた4層構造は、その後も消えることなく維持されていたと思われる。これらについては、次項以降で説明する。

(3) 両親は集団いじめについて、きちんと伝えられていない可能性が高い

2022年3月に行った両親への聴き取りでは、この集団いじめに関する具体的な記憶は残っていなかった。聴き取りが集団いじめ発生から5年以上過ぎているので、記憶が薄れた可能性はありえる。しかし、学級の多くの児童が当該生徒をいじめたという事実が、いったん両親にしっかり記憶されたとすれば、このような重大な記憶が消えてしまうことは考えにくい。当初から、両親には集団いじめの実態が十分伝わっていなかったのではないかと推察される。

3. 小学6年次

(1) 小学6年時がいじめは続いている

当該生徒は、小学6年2学期のいじめアンケートでいじめ被害を訴え、女子2名がいじめの目撃を申告している。これらに基づいた担任の聞き取りで、「当該生徒が触った物が汚い」との理由で避けられるといういじめがあったことが明らかになっている（いじめ認定事実②）

アンケートでいじめを伝えた女子2名は、傍観者ではなく仲裁者になっているとみなせる（森田洋司の4層構造論）。すなわち、6年時には学級全員が当該生徒の敵ではなくなっている。小学6年以降は当該生徒と女子との関係が徐々によくなっていった時期でもあり、この後の中学1年時には、男子（全体）がいじめをする側、女子はそうではない側と、男女を切り分けてみるようになっている。

(2) 小学校でのいじめに関する当調査委員会のアンケート・ヒアリングの結果

当調査委員会の中学3年次同級生へのアンケートとヒアリングで、「小学生のころ、いじめをクラス全体から受けていた」「5年時、スティックのりを舂めていたことで誰かがいじり、クラス全体で問題となったことがある」などと述べられている。

5年時の担任が確認したいじめの加害者は学級の約7割で、全員ではない。しかし同級生の回想では、学級全体からのいじめがあったとの印象であり、実際にそう見えていたのではないと思われる。逆に当該生徒も、当時のいじめを「学級全体からのいじめ」と感じていたのではないかと推察される。

以上の集団いじめは小学5年時を指すと思われるが、アンケートとヒアリングからは、小学6年時にも、いじめ認定事実③以外のいじめが続いていた可能性が示唆される。

いじめの理由として、周囲に不潔と感じられた行動があげられている。当該生徒は、小学生の間～中学1年の途中くらいまでは、他者にどう見えるのかをあまり意識せず、衝動的に行為をしてしまう傾向が強く、それが「不潔な印象」につながっていたのではないかと推察される。

4. 中学1年次

(1) 中学1年の1学期と2学期まで

対象校は、当該生徒の出身小学校から、中学進学時の小中連絡会において、当該生徒がいじめ被害児童と報告を受けていた。

しかし、中学入学直後から、当該生徒に対するいじめはずっと続いていた（いじめ認定事実③）。担任によると、特に男子の間で、当該生徒に対し「汚い物に触るような」態度や行為があったとのことである。

当該生徒は、中学1年の1学期と2学期の生活アンケートで、いじめを受けたと申告している。2学

期には、図書室で学校司書に「前の子がいろいろ言うてくる」と訴えることもあったが、その詳細は確認できていない（いじめ可能性事象④）。

2学期の終わり頃（三者懇談の後）、当該生徒が学校司書に「もうこれ以上はしんどいから死にたい」と訴えている。「これ以上」は「これ以上いじめが続くこと」と判断すべきであろう。「死にたい」という訴えが、どこまで切実な自殺念慮かはわからないが、小学校からずっと続いているいじめの負担感が、限界に近づいていると考えられる。この約3ヶ月後に、いじめの苦痛による自傷行為が始まっている。

（2）中学1年3学期のいじめ

ア. 男子生徒による集団いじめの発覚

当該生徒は2019年2月7日に、同じクラスの女子生徒から嫌がらせを受けていることを、担任に直接申告している（いじめ認定事実④）。さらに2月12日には、担任の家庭訪問時に、同じクラスの男子生徒5名からばい菌扱いを受けるなど、集団的ないじめを受けていることを伝えている（いじめ認定事実⑤）。

担任は、2019年2月15日に上記男子5名を指導している。しかし、学校側はこの1回だけで「指導済み」と扱い、それ以降、組織的に継続的ないじめの指導を行っている形跡は認められない。

当該生徒は、その後の2月26日の生活アンケートに、「今悩みがある」「最近になっていじめられたことがある」と記入し、本調査委員会もいじめと認定している（いじめ認定事実⑥）。2月15日の5名の加害生徒への指導から2週間もたないうちに再び別件と思われるいじめが訴えられたことは、看過できない。しかし、学校の記録には、アンケートでの訴えに対する調査や指導の有無について何も残されていない。

イ. その後の集団いじめの影響

詳しくは自傷行為の項で述べるが、2019年3月2日以降、当該生徒は自傷行為を始めている。これはいじめが主要な原因と考えられ、いじめ被害の深刻さが表れている。

当該生徒は3月5日に、同じ部活の女子生徒とのLINEで、「学校嫌ー」「殺したい人ばっか」、「誰や」と聞かれ）「クラスの男子全般」「人を刺したいけど」と答えている。

当該生徒が「クラスの男子全般を殺したい」と思っていたことから、いじめの被害が強い精神的苦痛になっていたことに加えて、当該生徒からはクラスの男子全般がいじめの加害者と思っていたことがうかがわれる。

担任が指導した5名だけでなく、その他の男子生徒によるいじめもあったと考えられるが、それ以外のクラス内の男子生徒も、観衆か傍観者だった可能性がある。

当該生徒の心の中には、クラス内の男子生徒全体によるいじめの4層構造が感じられていたと思われる。小学5年時と違って、中学1年時には女子生徒は4層構造には含まれていない。いわばクラスの半分の4層構造だが、やはりこのようないじめの構造は、被害者に深く傷を刻み、長期間そのダメージが残ると考えるべきである。

当該生徒は、2019年3月13日の同級生とのLINEで「(男子生徒の一人)になんか言われたりしてんの?」と聞かれ、「言われるとかじゃなくて態度」「うちの場合だいたい態度」「みんなうちが汚って洗脳されているから」と返している。

当該生徒は、この時期（中学1年3学期）には、以前とちがいで、周囲が自分をどう思っているのかを、ずいぶん意識するようになっていたと思われる。他者を強く意識することは思春期には一般的によく見られるようになるが、それはいじめによる傷つきが深くなることにもつながる。中学1年での集団いじめは、小学5年時の集団いじめよりも当該生徒にダメージが重く残ったのではないかと考えられる。あるいは、この時期に過去のいじめも想起され、両者が重なることでいじめの傷がさらに深くなったとも考えられる。

当該生徒は、中学1年の最後の時期まで、いじめ被害にとっても苦しんでいた。同じ3月13日のLINEで、「最近頭がやばい。頭破裂しそう」「学校のこととか、しんどい」と送っている。

（3）両親は、中学1年時のいじめについても、きちんと伝えられていない

学校の記録では、男子生徒5名からのいじめについて、2019年2月15日に担任と生徒指導担当の2名で家庭訪問をして報告したとされている。

しかし、当調査委員会の聴き取りでは、両親ともいじめの実態をほとんど理解していなかった。すなわち、小学5年時の集団いじめ被害の際も、今回の集団いじめにおいても、家族が当該生徒のいじめ被害の深刻さを理解する機会は得られていなかった。

自分の子どもがいじめで深く傷ついていることを知っていれば、親は子どもへの対応を変えることを考えやすい。両親が当該生徒のいじめ被害の深さや厳しさを知る機会がなかったことは、当該生徒の自死を押し留める機会を失わせる要因になったのではないかと考えられる。

5. 中学2年次

中学2年次には、中学1年時のいじめの加害者である男子生徒5名とは、クラスは別になっている。

中学2年の間は、当該生徒はアンケートではいじめがあることを訴えていない。また、同級生の一人が中学2年時に、LINEで当該生徒に対し、「(当該生徒) っていじめられなくなったよな、5年にくらべて」と送っている。

一方で、「中学1、2年生のときは一緒になって避けてしまった。3年になってから普通のよい子だと思ひ、よくしゃべるようになった」という男子生徒からの回答もあった。

以上からは、中学2年時は、表立ったいじめはかなり減っていたようだが、目立たないかたちでのいじめは続いていた可能性がある。

6. 中学3年次

（1）新型コロナウイルス感染症による休校期間（2020年5月31日まで）

中学2年の最後の3月初めから中学3年の5月末日まで一斉休校が続いた。その間、登校日が2回あったのみで、学級で過ごすことが約3ヶ月間ほとんどなかった。この間は、当該生徒はいじめをほぼ心配せずに過ごせていたものと思われる。

3年次担任は初任者であり、直接には以前はいじめを見聞きしていない。ただ、中学1年時の集団いじめについては、生活指導担当教員から「指導済みだが要観察」との引き継ぎは受けていたと述べている。

当該生徒は生活ノートに、2020年4月30日には「学校に行きたい」、5月21日の登校日には「ひさしぶりに学校行って友達にも会えたし良かったです」と書くなど、登校することをむしろ楽しみにして

いるようでもあった。

ただ、中学3年では、中学1年時のいじめ加害者である男子5名のうち3名が、同じクラスになった。それを知った直後の2020年4月13日の生活ノートには、席順を気にする記述をしている。最初の登校日の5月21日の生活ノートでは、「クラスの男子が嫌です」と記入し、登校日1日だけでクラスの男子への嫌悪感を示している。

(2) 2020年6月の状況

分散登校中の6月4日の生活ノートには、「早く席がえしてください」と書き、通常登校が始まって6日後の6月21日には、「男子生徒A、B、C、Gとは席を近くしないでください」と、具体的な個人名を出している。その男子生徒4名中3名(A、B、C)は、1年時に当該生徒を集団でいじめた男子生徒であった。

生活ノートは担任に向けて書いているので、当該生徒の深い心的苦痛については触れられていない。しかし実際には、6月の下旬には急激に精神的な危機にまで陥っている。

2020年6月22日には、女子生徒Bに「彫刻刀預かって」とLINEで送り、6月25日には、同じ女子生徒Bに、「わし、しとるよ。また止めてねリスク。止まるかわからんけど」と送信している。学校再開後わずか3週間あまりで、自傷行為が止め難くなっている。

翌6月26日には、部活中に情緒不安定になりトイレで泣いているところを発見されている。同日の生活ノートでは、「今日は頭が正常運転じゃありませんでした。」と精神的な混乱を訴えている。6月27日の女子生徒BとのLINEでは、「今日で世界が終わればいいのに」、「明日も来て欲しくない」「親も学校もいや」「リスク、レグカも止まらんし」「どうしたらこの世界終わるかな」「死ぬ」と送っている。

このような危機的状態に至った理由として、当該生徒は親と学校をあげている。具体的に「親がいや」とは、6月27日の女子生徒AとのLINEで述べた「直前の試験結果はまだ親には怖くて見せられていない」ことを指すものと思われる。「学校がいや」とは、過去にいじめを受けた男子生徒と同じクラスになり同じ教室で過ごすことを著しく苦痛に感じたか、あるいは男子生徒からのいじめ行為が実際にあったからではないかと推定される。

複数の同級生のヒアリングで、中学3年時に、当該生徒やその所持品や当該生徒が触った物を汚い物あつかいして避けるような行為を、クラスの男子生徒らがしていたと述べられている(いじめ認定事実⑧)。それ以外にも、当該生徒の発言に対して男子生徒H、Iがちゃかすようなかぶせ方をしていたと述べられている(いじめ認定事実⑨)。

中学3年時の当該生徒へのいじめの時期は、ヒアリングでは明確にできなかったが、当該生徒が夏休み明けに「学校が始まったらまたいじめ」と言っていることから、1学期にはすでにいじめがあったと考えられる。このいじめが2学期になって止まる理由は何もないので、いじめは2学期(8月17日以降)も続いていたと推定される。

(3) 2020年7月の状況

ア. 教室での席順について

担任の配慮で、7月2日の席替え以降には、当該生徒が名前をあげて訴えた男子生徒4名とは、おそらく席は離れている。当該生徒はそれ以降、教室内の席順に関しては訴えていない。この席替えがある

程度効果があったと思われる。2020年7月8日の生活ノートには、「今日は警報で学校がなくなった。しょうじき学校あってもよかった。」と書き、登校意欲も見せている。

ただ、男子生徒4名との間で何かあったのか、あるいは席が近いのを嫌がる理由に関して、担任が当該生徒に聴き取りをした記録は見当たらない。

なお中学3年1学期のアンケートでは、当該生徒はいじめの被害を訴えてはいないが、いじめをアンケートで訴えても効果的な対応をしてもらえないと思っていた可能性も否定できない。

イ. 理科室での席順について

当該生徒は、2020年7月20日の生活ノートで、「明日の理科を受けたくない」と書いている。同日の女子生徒AとのLINEでは、当該生徒が「理科の授業がばりいや」と送ったのに対し、女子生徒Aは「(G)君」、「病むなよ～」と返信している。当該生徒が理科の授業中に男子生徒Gに対して嫌悪感を抱いていたことが、当該生徒と女子生徒Aとの間で共通認識となっていたことが分かる。

理科の授業は、通常登校になってしばらくは教室で行われた。理科担当教員は、7月の前半から中旬に、実験を行うため理科室で授業を行ったと述べている。理科室での席を発表した時に、当該生徒は男子生徒のことは言わずに席替えを希望したが、席は変更されていない。7月中の理科室での席順の訴えは、この1回だけであった。

(4) 2020年8月以降の状況

ア. 夏休み期間中の学校への思い

新型コロナの影響で、2020年の夏休みは8月1日～8月17日と短かった。当該生徒は、夏休み明け直前の8月16日のSNS上の人物AとのDMで、「まじで学校始まって欲しくない」「始まったらまたいじめ」と発言している。

ここで言ういじめとは、夏休み中は受けていなかったいじめを意味するので、クラス内のいじめ行為を指していると推測される。部活はすでに引退していて、2学期に部活でいじめを受ける可能性はない。部活内の小グループの関係は、夏休み中も濃く続いていた。従って、当該生徒が8月16日の時点で恐れているいじめは、部活でも小グループでもない判断される。

夏休み中には自傷行為がエスカレートしている(後述)。その原因はいくつかありえるが、その1つとして、2学期が始まることでまたいじめにさらされ、それを警戒しなければならない、という可能性が考えられる。

イ. 引き続き、理科室での席順について

当該生徒は2020年8月24日の生活ノートに、「明日の理科から逃げる方法探し中…ほんとに無理拒絶反応が…」、8月25日には、「やっぱり理科室での授業ムリ!次から出たくないよー」と書き、繰り返し理科室で授業を受けることに対する苦痛を訴えていた。さらに8月24日の生活ノートには、「せめて席替えをしていただければ」と書いたうえで、修正テープ等で消している。

担任は、当該生徒から「男子が無理、うるさい」と聴き取り、理科担当教員に相談したとのことであった。生活ノートと担任の聴き取りでは、当該生徒は理科室での苦痛の原因となっている生徒の名前はあげていない。

理科担当教員は、「8月24日頃に当該生徒から、男子生徒Hのことを苦手に思っているとの相談を受けたので、この男子生徒と席は離すように配慮した」と述べている。

男子生徒Hは、当該生徒が生活ノートで担任に教室での席を離してほしいと訴えていた男子生徒4名とは別の生徒である。なお、男子生徒Hに関しては、当調査委員会の調査で、以前教室で当該生徒をからかっていたのを目撃したと述べられている。

しかし、当該生徒が担任に訴えた男子生徒4名については、理科担当教員には相談がなかったため、理科室では特に配慮はしていない。そのため、理科室での当該生徒の席は、4名の男子生徒のうちGとは同じ班で実験用機の向かい側になり、また男子生徒Cとは隣の班だが背中合わせの席となっていたと思われる。

(5) なぜ教室や理科室での席順にこだわったのか？

当該生徒は中学3年時のいじめ行為については、直接具体的には訴えていない。

当該生徒は、学級内で今おこっているいじめが苦痛だっただけでなく、以前のいじめの加害者であった男子生徒たちが身近にいることや、これからおこるかもしれないいじめへの不安・恐怖が強かったのではないかと。さらに、加害男子生徒を見ることで、過去のいじめられた体験が思い出されることが苦痛だった可能性も考えられる。

深刻ないじめはしばしばトラウマ化し、被害側に長期間影響を残す。今後のいじめ被害への強い警戒や、過去のいじめの記憶の侵襲的想起は、トラウマ化したいじめ被害でよくみられる。

当該生徒のいじめ被害はトラウマ化していたのではないかと。本人の明確な説明はないが、以下の3点は当該生徒のいじめがトラウマ化していた可能性を示唆する。

- ①席順への非常な過敏さ、それが続いていること。
- ②例えば8月24日の生活ノートに「拒絶反応が…」と書いているように、意識的には抑えられない強い苦痛が、加害者であった男子生徒の存在で引き起こされること。
- ③2020年6月下旬に自傷行為が著しくなっているが、これが中学1年3学期の集団的いじめの後の自傷行為と重なる。

7. 学級内でのいじめの自死への影響（要約）

全体的な「自死の背景」については次章で詳述するが、ここで小学校～中学校での学級内のいじめの自死への影響について、簡潔に要約しておく。

当該生徒は小学5年時に学級内での大規模ないじめを受け、いじめはその後小学6年でも続き、中学入学後には、いじめはさらにエスカレートしていた。中学1年の3学期には男子生徒による集団いじめが発覚し、その後に自傷行為が始まっている。

中学2年次は学級内のいじめは目立たなかったが、中学3年になると、中学1年時の加害生徒3名と同じクラスになったこともあり、教室で過ごすことへの負担感が強まった。さらに中学3年時には、学級内で男子生徒によるいじめが実際に生じていた。

当該生徒では、小学5年～中学1年まで深刻ないじめが続き、その影響はトラウマ化していたと思われる。いじめがトラウマ化すると、いじめられた記憶の刻印化や対人場面での過剰な警戒以外に、自己肯定感が著しく損なわれ、自己嫌悪に陥りやすく、未来は悲観的にしか思えないなどの内的な変化を伴

う。このような後遺症状態にある当該生徒に、中学3年時には再び学級内でのいじめが重ねられた。おそらくその影響で、自傷行為が悪化している。

上記のトラウマ化の影響は、自殺につながる。当該生徒でもそうであったと考えられる。すなわち、本項で述べた数々の学級内でのいじめが当該生徒の自死に強く影響したと推定される。これらに関しては、第6章でさらに説明する。

第2 部活動内でのいじめ、およびその影響

最初に特記しておく必要があるが、新型コロナの影響で、当該生徒が中学3年時の部活動は、平時とは大きく異なっていた。中学2年の3月初めから一斉休校のため部活動も完全に停止され、部活動が全くない期間が中学3年の6月前半まで約3ヶ月半続いた。中学3年時の部活動の期間は、6月の後半から7月下旬までのわずか約1ヶ月少しだけと極めて短かった。

第4章では、部活内での当該生徒へのいじめの可能性をいくつか指摘している。まず、「いじめの可能性が高い」ものとして、当該生徒が他の部員から避けられていた事象（いじめ認定事実⑪）がある。次いで、「いじめの可能性が残る」ものとして、あるレギュラー部員が球拾いをしていた当該生徒に「じゃまや、どけ」とどなりつけた事象（いじめ可能性事象⑳）があり、さらに「いじめの可能性が否定できない」ものとして、当該生徒の体型や髪型を他の部員らがからかった事象（いじめ可能性事象⑯⑰）などがある。

これらのうち、いじめ認定事実⑪は中学1年時と考えられる。それ以外の出来事の時期は明確でないが、いじめ可能性事象⑳は中学2年の夏以降で、中学3年時の可能性もある。いじめ可能性事象⑯⑰は、おそらくその多くは中学2年時だったと思われるが、中学3年時の可能性もある。

部活動の概略については第3章でも述べたが、ここではこれらの部活動でのいじめの影響を検討する。

1. 他の部員から避けられていた事象（いじめ認定事実⑪）の影響

当該生徒は中学1年春の入部当初から、同学年部員との関係が良くなかったようである。当該生徒は中学1年時にも、何度か部活をやめようと思っている。その理由は、競技の技量の問題より、部活内での人間関係の困難であろうと思われる。

ただ、中学1年の3月には、同学年部員の一人に自分のリストカットを相談している。また部活で同級生部員らによってリストカットの跡に気づかれ、それは放置されずに学校側に伝わっている。この時期には、当該生徒が部活の同級生の中で孤立してはいなかったと思われる。

中学1年時の当該生徒は、第5章第1で述べたように、学級内でのいじめが繰り返されていた。この時期に、部活でもいじめにあうことは、両者が相乗して、かなりの心理的苦痛になった可能性がある。

ただ、中学1年時のいじめの主体であった男子生徒らとの関係はその後改善されたとは考えられないが、部活での同学年部員らとの関係は、中学3年までにずいぶんよくなっている。

いじめの悪影響を軽減していく最も望ましい手段は、いじめが生じた集団の中で、いじめの被害者と加害者の関係が変わり、良くなっていくことである。この部活内では、そのような望ましい変化が生じている。

当該生徒は、2年夏以降に新チームになってからもレギュラーにはなれなかったが、大きな声を出して部活に参加し、他の同学年部員から「頑張っている」と評価され、認められるようになった。2年次の外部コーチにきつく当たられていたレギュラーの1名が当該生徒に「部活に行きづらい」と訴えると、「明日は一緒に頑張れるようにしよう、待ってんで」と声をかけるなど、当該生徒の言葉に助けられたと語る部員もいた。

部内ではレギュラーと非レギュラーが分かれがちだったが、当該生徒はレギュラーとも交流をもつなど幅広く関わり、また自ら“いじられキャラ”と称して、部員間をつなぐような役割を担っていたようである。多くの部員が当該生徒を「お母さんの存在」と認識し、面倒見が良いキャラクターであったこともうかがえる。

中学3年での部活動の時期には、部活動を続けてきてよかったという表現が何度かみられている。たとえば7月1日のスクールカウンセリングでは、「引退が近づいてきて寂しい、最後まで続けられてよかったと今は思う」と述べている。また引退試合があった7月23日の生活ノートには、「いいメンバーやった」「みんな最高過ぎる」「好きすぎる」「感謝」など、同級生部員らとの良い関係を強く示唆する記述がある。

以上から、当該生徒が中学1年時に受けたいじめによる苦痛は、中学3年の部活を引退する時期までには、その多くかほとんどが癒されていたものと推定できる。

2. 他の部員から練習中にどなられた事象（いじめ可能性事象⑳）の影響

そのレギュラー部員のきつい言動は、当該生徒だけでなく他の部員にも向けられ、ことさら当該生徒をいじめる意図ではなかった。その部員が練習を真剣に行っているあらわれとも言え、当該生徒もきついと感じつつも、一定程度その言動を受け入れていたと思われる。

このレギュラーの部員とは、中学3年の7月23日のLINEでは円満でおだやかなやりとりをしている。両者の関係が持続的に悪かったとは考えにくい。

以上からは、仮にこの事象がいじめであったとしても、その影響は限られていたと思われる。

3. 体形や髪型をからかわれた事象（いじめ可能性事象⑯⑰）の影響

当該生徒は、部活内で体形や髪型をからかわれる対象になっていた。しかし、そのほとんどが単発的なものであり、当該生徒が笑って応答していたり、ふざけ合いの雰囲気が漂っていた。部活内でのその他のいわゆるいじり行為も、当該生徒だけをターゲットにはしていなかった。

とはいえ、思春期女子にとっては外形をあれこれ言われることに全く苦痛を感じなかったかどうか、断定はしにくい。当該生徒は明確には苦痛を訴えてはいなかったが、中学1年時に他の部員から避けられていた過去があることを考えると、仮に苦痛を感じていても、言えなかった可能性がある。

ただ、特に中学3年時の同学年部員の関係が良かったことから、もし体形や髪型をからかわれることへの苦痛があったとしても、その程度が軽く、長期間残るものではなかったものと思われる。

4. 部活でのいじめの自死への影響

以上、述べたような部活でのいじめ（いじめの可能性も含む）によって、中学3年9月の自死の時期まで当該生徒がいくらかの苦痛を感じていた可能性は、完全には否定できない。

ただ、いじめの多くは、中学 2 年までと思われる。中学 3 年での部活の活動期間は 1 ヶ月少しだけで、その間の同学年部員間の関係はずいぶんよかったので、いじめはほとんどなかったか、仮に多少あったとしてもダメージは少なかったと思われる。

中学 2 年の部活の活動期間は 3 月初めまでであり、それから自死までの約 6 ヶ月のうち、部活の活動期間は 1 ヶ月少ししかなく、しかも上述のようにとても雰囲気良かった。中学 2 年時の部活で、いじめによる心的苦痛が仮にあったとしても、それから約半年以上の時間が過ぎている。当調査委員会が把握したようないじめであれば、半年以降に自死を引き起こすほどの心的苦痛としては残らないのではいかと推定される。

また、当該生徒にとっての部活は、自分があれこれ努力をして周囲に認められた貴重な成功体験であったと思われる。部活のポジティブな意義は、部活での心的苦痛が多少あったとしても、それを打ち消すであろうと推定される。

以上から、部活でのいじめが原因となって当該生徒が自死へ至ったとは、考えにくい。

第 3 小グループ X での対人関係といじめの評価

当調査委員会は、小グループ X で当該生徒が受けたいじめとして、いじめ認定事実⑫～⑮をあげている（第 4 章）。いじめ認定事実⑫⑭は、主に女子生徒 A からの攻撃的言動であり、⑫は中学 2 年時、⑭は中学 3 年時の事象である。いじめ認定事実⑬⑮は、主に女子生徒 A によるグループ LINE からの一時的な排除であり、⑬は中学 2 年時、⑮は中学 3 年時の事象である。すなわち、女子生徒 A からの攻撃的言動とグループ LINE からの一時的排除は、中学 2 年秋のグループ結成後から中学 3 年の当該生徒の自死までの約 1 年間、断続的ではあったが続いていた。これらのいじめが当該生徒に与えた影響について、以下で検討する。

1. 小グループ X の状況と当該生徒にとっての意義

（1）当該生徒にとって、小グループに所属してつながりを確保することは特別に重要だった

部活などの中規模集団に所属するだけでなく、数人程度の学級内などのグループに入り、その中で親密なつながりを続けていけることは、一般的に中学生（特に女子）には必要だが、これまでに深刻ないじめを受けてきた当該生徒にとっては、特にきわめて重大な課題だったと思われる。

中学 2 年の秋に、やっとその機会が訪れた。当該生徒は、何とか入れた小グループから排除されないように、非常な努力と気遣いをその後ずっと続けている。

小グループ X は上記のようにいじめの場にもなっているが、ずっと陰悪な関係だった様子ではない。登下校時はグループの 4 名で一緒に過ごし、誕生日などを祝い合い、休日に遊びに行くなど、平穏で楽しそうな関わり合いも多かった。

（2）小グループ X の中心的な女子生徒 A の特徴と当該生徒との関係

女子生徒 A は急に気分が変わり、怒りと攻撃を当該生徒に向けることがあった。その結果が、いじめ認定事実⑫～⑮につながっている。女子生徒 A の急な怒りや攻撃に対して、当該生徒はひたすら謝るこ

とを余儀なくされている。

その一方、当該生徒は学校や家庭での様々な悩み事を女子生徒 A にしばしば相談し、女子生徒 A はそれに答えている。また女子生徒 A から、当該生徒を評価する言葉も何度かみられている。たとえば部活引退時の 2020 年 7 月 23 日には、女子生徒 A から「最高のペアやったよ」「あなたにはいちばんお世話になりました」「ほんとうにありがとう」「すきや」「最高でした」と送られている。

なお小グループ X の残りの 2 名（女子生徒 B、女子生徒 C）は、女子生徒 A のいじめ行為に加担することはなかったが、それを止めようとしている様子も確認できていない。

女子生徒 A の気分や言動の変わりやすさを例示しておく。たとえば、中学 2 年時 2 月のある日に、グループ LINE から排除されていた当該生徒が再招待を望んだのをあっさり拒否しているのに、翌日には女子生徒 A は当該生徒にお祝いのメッセージを送っている。

（3）小グループ X の状況（中学 2 年秋～中学 3 年夏）

女子生徒 A の急な怒りと攻撃は、小グループ X 結成直後の中学 2 年 10 月以降、毎月のようにあり、新型コロナウイルス感染症による一斉休校になるまで続いていた。

2020 年 3 月初め～5 月末までの新型コロナによる一斉休校期間中は、女子生徒 A とのトラブルは確認されていない。当該生徒が親にスマホを没収されていたためもあるが、一斉休校期間中も女子生徒 A らとランニングをしていたようである。

2020 年 6 月 1 日から分散登校が始まると、女子生徒 A との関係は、中学 2 年時と同質のものに戻っていく。学校再開後に、当該生徒は急速に不安定になっている。2020 年 6 月下旬のリストカットや不安定な精神状態が女子生徒 A の不興を買い、当該生徒はしばらくグループから外され、一人で登下校していた。

2020 年 7 月は、部活の雰囲気がとてもよくなった影響かもしれないが、女子生徒 A との目立ったトラブルは生じていない。

部活を引退した 2020 年 8 月以降も、小グループ X との関わりは続いている。中学 3 年 8 月以降の小グループ X の状況については、第 6 章でもう一度詳しく述べるが、ここでも簡単にまとめておく。

2020 年 8 月初めに、当該生徒宅での小グループ X のお泊り会がいったん計画されたが、当該生徒の家庭の事情で中止となったことで、女子生徒 A は非常に強く怒り、攻撃的な言葉を当該生徒に向け、グループ LINE から削除している。当該生徒が丁寧な謝罪文を送ることで、この状況は何とか修復したようだが、8 月上旬には当該生徒はかなり消耗していた様子であった。

2. 小グループ X でのいじめが当該生徒に与えた影響

（1）女子生徒 A による攻撃的な言動の影響

特に当該生徒への影響が危惧されるのは、①「もう許さない、グループから排除する」などの当該生徒に孤立への不安・恐怖を惹起しうる発言、および②「死ね」「殺すぞ」などの死に関連することばである。①は、小学 5 年から中学 1 年まで多くの児童生徒からのいじめの被害が繰り返されていた当該生徒にとっては、かなりの影響がありえる。②は、中学 1 年の 2 学期に死にたいと訴えたことがあり、中学 1 年の 3 月には自傷行為がはじまり、それが続いていた可能性のある当該生徒にとって、死を意識させる契機になりうる。

ただ女子生徒 A の気分と言動は短期間で変わりやすく、①②のような攻撃的な言動がずっと続いてはいない。この特徴は、当該生徒はおそらく認識していたのではないかと思われる。

(2) 女子生徒 A によるグループ LINE からの排除の影響

女子生徒 A によるグループ LINE からの削除は繰り返されているが、その多くは短期間で終わっている。たとえば、2020 年 8 月 3 日の削除は 4 日後に再招待、8 月 8 日の削除は 3 日後に再招待、8 月 15 日の削除は 2 日後に再招待、9 月 2 日の削除は翌日に再招待されている。

女子生徒 A による当該生徒の「排除」は、おおむねグループ LINE に限られ、個別の LINE はつなごうとしていたことが多いようである。女子生徒 A にグループ LINE から削除されていても、女子生徒 A との個別の LINE でやりとりをしていることもある。LINE 以外では、小グループ X で一緒に登下校することを拒否したのは、中学 3 年 6 月の一時期（自傷行為が理由）に限られていたと思われる。

以上から、グループ LINE からの「排除」は、小グループ X メンバーとの全面的で永続的な関係の途絶にはなっていないといえる。

女子生徒 A によるグループ LINE からの削除の繰り返しは、当該生徒に孤立への不安をある程度惹き起こした可能性は高いが、小グループ X から完全に排除され、これからずっと孤立した学校生活が続くという絶望までは至っていないのではないかと思われる。

(3) 当該生徒が女子生徒 A から受けたストレス

当該生徒は、中学 2 年次の各学期の生活アンケートに対しては、1 年次とは一転し、一貫して「最近いじめられたことはない」と回答している。当該生徒は女子生徒 A からの攻撃は、いじめと認識していなかったか、あるいはいじめと認めたくない思いが強かったものと考えられる。

当該生徒は、直接的には女子生徒 A への不満や反発や、あるいは恐怖感や怒りなども、表出していない。ただ、2020 年 1 月～2 月には、女子生徒 A に起因すると思われるストレスを示唆する言動がある。また 2020 年 8 月上旬には、当該生徒はとても疲弊していることを表現しているが、これは上記のお泊り会が中止になったことに起因すると思われる。

第6章 自死の背景

本章では、当該生徒の自死の背景となる重要なテーマである、1) 自傷行為と2) 家族関係についてまず整理する。家族との葛藤の主なテーマは学業成績と進路問題だったので、それらについても触れる。

当該生徒は、新型コロナによる一斉休校期間の2020年3月初め～5月末の間には、自死の可能性を示唆する言動はない。自死に至る経緯として、3) 学校再開後の2020年6月以降の約3ヶ月間、は非常に重要で、その時間的経過を詳しく見直す必要がある。当該生徒には、この時期に同時並行していくつかのストレスが重なっている。

最後に、以上を踏まえて、4) 当該生徒の自死の背景について検討する。さらに、5) この自死を防ぐにはどんな手立てがあったのかも述べておきたい。

第1 自傷行為の経過と自死へのつながり

1. 中学1年3学期～自傷行為の始まり

(1) この時期の自傷行為の主な原因はいじめの苦痛と考えられる

当該生徒の自傷行為は、中学1年3学期の2019年3月2日に始まったと思われる。

当該生徒は3月4日から5日にかけて、同じ部活の女子生徒とのLINEで自傷行為について聞かれ、「学校嫌ー」「殺したい人ばっか」「クラスの男子全般」と答えている。これらからは、男子生徒からのいじめが自傷行為をきたすほどの強い精神的苦痛になっていたことがうかがわれる。

一方で、3月4日に学校側に部活の同級生から自傷の情報が伝えられ、同日に養護教諭が当該生徒に事情を確認している。そこでは、リストカットの理由について、「学校にも行きたくないし家にもいたくない、学校に来たくない理由は男子からのいじめ」と説明している。これはリストカットの原因として、学校に起因する要因と家庭に起因する要因が複合していると述べたことになる。

親しい同級生に語る心情と、学校で教員に語ることに違いがあることは珍しくない。当該生徒のこの時期のリストカットは、家庭の要因も配慮すべきではあるが、上記5名の男子生徒やその他の男子生徒からのいじめが重要な原因であったことは確実である。

(2) 親には自傷行為の原因が誤って伝えられている

学校側は、2019年3月11日にリストカットの原因を母親に説明している。その説明では、2019年3月6日に上記男子5名から「最近当該生徒に対するからかいや悪口などはしていない」と聴取したので、学校でのいじめは現在確認できず、いじめは解消しているので、親子関係がリストカットの主たる理由であると伝えている。

これは、致命的な誤りであった。

その後の3月13日の同じクラスの女子生徒とのLINEでは、「言われるとかじゃなくて態度」「みんなうちが汚って洗脳されているから」「最近頭がやばい。頭破裂しそう」「学校のこととか、しんどい」など、いじめによる精神的苦痛が著しいまま続いていることを、当該生徒は訴えている。

2. 中学2年時

中学2年では、学級でのいじめの被害は少なくとも表面的には減っていたようである。ただ、部活や小グループXでのストレスはかなりあった可能性がある。

2年次の自傷行為については、続いていたのか、いったんは止まった時期があったのか、不明である。SCは、2019年4月17日にリストカット痕を確認した以外、積極的・継続的には、自傷行為の有無を確認していない。

ただ、中学2年3学期の2020年2月12日に女子生徒Aとの個別LINEで「リスカの次は嘔吐」と送っているなどから、中学2年次にも散発的にリストカットがあった可能性が考えられる。

3. 中学3年時～自傷行為のエスカレート

(1) 2020年5月末までの臨時休校期間

2020年5月31日までの新型コロナウイルスによる一斉休校期間中は、自傷行為は確認されていない。学校や部活でのストレスがなく、試験と成績評価もこの間はなかったため、それがもとで親とうまくいかなくなることもない。この時期は、自傷に至るような耐え難いストレスがなかったと考えられる。

(2) 2020年6月の自傷行為の状況と自殺念慮

しかし、2020年6月1日に学校が再開されたわずか3週間後には、止め難い深刻な自傷行為がみられるようになっていく。2020年6月22日には、女子生徒Bに「彫刻刀預かって」とLINEで送り、6月25日には、同じ女子生徒BとのLINEで、「わし、しとるよ。また止めてねリスカ。止まるかわかんけど」と送信している。

翌6月26日には、部活中に情緒不安定になっている。同日の生活ノートでは、「今日は頭が正常運転しませんでした」と精神的な混乱を訴えている。6月27日の女子生徒BとのLINEでは、「今日で世界が終わればいいのに」「明日も来て欲しくない」「親も学校もいや」「リスカ、レグカも止まらんし」「どうしたらこの世界終わるかな」「死ぬ」と送っている。

6月27日のLINEからは、コントロールできない自傷行為と、死への接近～自殺念慮が、ごく近い関係にあることがわかる。これが、自傷行為を見落としてはならない大きな理由である。学校は、当該生徒の自傷に、この時期もそれ以降も気がついていない。

なお、この時期の精神的危機については、学校から親には全く伝えられていなかったようである（両親への聴き取りから）。

(3) 2020年7月の自傷行為の状況

2020年7月の自傷行為は、あまり具体的には述べられていない。6月下旬の精神的危機からいったんは抜け出しているようなので、7月には自傷行為は軽減していたのかもしれない。

ただ次項に述べるように、2020年8月14日には、自傷行為が続いていたと述べているので、7月中も自傷行為がいくらかはあった可能性が高い。

(4) 2020年8月以降の自傷行為の状況

2020年8月13日から、当該生徒はSNSで知り合ったA氏（以下SNSでの知人A）とDMを始め、以後はSNSなどで、自傷行為と死に関して、いろいろと語っている。

この時期以降、当該生徒の気持ちが急速に死に傾いている。その詳細は後述するが（p54以下）、ここでは自傷行為に関して集約しておく。

夏休み中の8月15日には、「リスカしたいけど周りに切れるもんがない」と投稿している。8月16日には、「初めてカミソリでアムカ（アームカット）したけどバリ良きやった(^O^）」と投稿している。これは自傷が手首周辺の狭い範囲にとどめられない状況を意味する。

2学期初日の8月18日には、当該生徒は、「学校でリスカしてるのって変？」と投稿した。リストカットは夜間に自室で行われることが多く、学校で自傷行為をすることはやや例外的になる。最も考えやすい理由は、今の学校で何か耐えられないことがあるから、になる。

8月19日（木）には、女子生徒BとのLINEで、「今日朝やった、やっぱり後悔」と、朝にリストカットしたことを伝えている。登校前の朝にリストカットをする理由としては、学校での何かが強い負荷になっているからと考えられる。

8月18日と19日は、2学期の最初の日とその翌日である。学校での耐え難い負担としては、以前のいじめの加害生徒が同じ教室にいることや、またいじめを受けるのではないかという恐れが、考えやすい。

9月1日には、「リス禁が続かないよー」とツイートしている。以上のように、当該生徒の自傷行為は、2020年9月4日の自死まで続いていたと思われる。

4. 当該生徒に自傷行為が生じる原因について

2020年8月14日のSNSでの知人AとのDMでは、当該生徒はリストカットの理由を、「いじめと親から逃げるため？かなって感じです」「イライラしたらしちゃってる感じです」と答えている。それ以前の自傷行為でも、「親も学校もいや」「学校にも行きたくないし家にもいたくない」と説明している。

以上を見渡すと、自傷をせざるを得なくなる状況では、「いじめ+親」などの2つ、あるいは2つ以上の要因が同時に重なっているようである。複数の負荷にどう対処すればよいか混乱し、自傷に至っていると思われる。2020年6月26日の生活ノートでの「今日は頭が正常運転しませんでした」という記述や、2019年3月13日の同級生とのLINEでの、最近頭がやばい。頭破裂しそう」という表現は、感情面だけでなく、思考の混乱を示唆する。

5. 自傷行為に対する学校の対応

当該生徒のリストカットは、中学3年の2020年6月以降には切る範囲が広がり、同年9月4日の自死直前まで続いていた。しかし、学校は自傷行為に全く気づいていない。SCとのカウンセリングでも自傷行為は話題にならず、もっぱら両親との関係性に焦点が当てられていた。

学校は、自傷行為の原因になる当該生徒の心的苦痛についてもわからないままであった。中学1年3月の時点で、自傷行為の原因が学校にはなく、家庭の問題だけと誤って決めつけたことで、この報告書で記述している当該生徒のいじめへの不安や恐れ、あるいは心的外傷としてのダメージについては、ほぼ完全に見落としている。

第2 家族との関係

当該生徒は、自傷行為や精神的混乱の理由として、繰り返し「学校と親」をあげている。そのため、当該生徒と親との関係が、自傷行為と自死にどのような影響を与えたのか、検討する必要がある。まずは、自死に近接している中学3年時の状況を確認し、次いでそれ以前の親子関係がどうだったのかを記述していく。

1. 中学3年時の家族との状況

(1) 臨時休校・分散登校期間中の家族との関係

新型コロナによる一斉休校期間（2020年3月2日～5月31日）と分散登校期間（2020年6月1日～6月14日）は、当該生徒の家庭は穏やかであったようである。

たとえば、2020年4月19日には父親とキャッチボールをしている。2020年5月16日には「お母さんが出勤してると勉強しなくなるからおってほしかった」と生活ノートに書いている。6月13日の生活ノートには「父の日アンドお父さんの誕生日のメッセージカードを作った。けっこうがんばった。」と書いている。これらは親子間の情愛も感じられる内容である。また、6月10日のスクールカウンセリングでは、「両親との関係はまあまあ」と話している。

一斉休校に伴って学校での試験がなく、成績や受験の問題が先送りされていたこの時期は、親子関係は穏やかで、親子間の深刻な問題は見られていないようである。

(2) 通常授業再開後の親子間での主要な問題

当該生徒は、2020年6月下旬と、2020年8月半ば以降に、自殺念慮を伴う精神的な危機に陥っている。この2回とも、「試験の成績を親にどう言われるか」について、非常に強い不安があった。

学校再開後、当該生徒が亡くなるまでに、6月19日、7月22日、8月28日の計3回の試験が学校で行われている。6月19日の結果は悪く、7月22日の結果は本人の自覚ではあまり悪くなかったようだが、実際の点数はよくない。8月28日の結果は、当該生徒が希望していた高校の水準とは大きな開きがあった。3回の試験とも英語と数学が悪かった。

ア. 2020年6月19日の試験後

2020年6月26日、当該生徒は部活中に情緒不安定になったが、その主な理由として、進路（高校）を親と話せていないことと、試験の結果を親に見せたくないことを述べている。学校が再開した6月以降に、急激に進路・成績問題が親子間で大きくなっていったと思われる。

イ. 2020年7月22日の試験後

当該生徒は、7月29日のスクールカウンセリングで、「今までの中では満足いく得点が取れたが、親はもっと頑張れと言う」と語っている。また「技術の作品が上手にできたから見てほしい」とSCと一緒に技術室へ行っている。技術の先生にもほめられて、とても嬉しそうだった。この時期には、試験や実技教科の作品の達成感で、当該生徒はある程度の自己評価が保たれていたようである。

ウ. 2020年8月28日の試験後

試験結果がわかったと思われる8月31日の生活ノートに、当該生徒は「結果はボロボロ」と書いている。当該生徒は、英語を教えてもらっていた知人女性に英語の試験結果を伝えるのに、かなり躊躇している。両親にも8月28日の試験成績は伝えられなかったのではないかとと思われる。

2. 中学2年次の家族との状況

学業や試験の成績、あるいは進路に関する親からのストレスは、中学2年時にはスクールカウンセリングの場でかなり表現されている。

当該生徒は、中学2年の1学期には、親の試験成績に対する過剰な要求への不満を、SCに強く訴えている。また、中学2年1学期後半には、親から独自に宿題を課され、その宿題が2学期には増やされていると述べている。

中学2年2学期の2019年9月11日には、「父親からやる気を削がれるようなことを言われる」「(父親に)がんばったことを少しでもほめてほしい」とSCに不満を述べている。2019年12月11日には、父親から「高校は決めたのか？今の実力ではどこの高校も行けない」と怒られた、とSCに訴えている。

中学2年3学期の2020年2月26日には、「親に試験結果を見せられていない。どんなコメントを書かれてしまうのか怖い。『もっと勉強なさい』と言われるのは必須」とSCに訴えている。

以上から、当該生徒は、試験結果に対する両親の反応として、より過大な勉強量を課されるだけでなく、自分の頑張りを認めてもらえない、将来を悲観させるようなことを言われる、などを恐れていたと思われる。

3. 中学1年次の家族との状況

中学1年の大部分の時期では、まだスクールカウンセリングがはじまっていない。担任などが両親と深く関わることもなかった。そのため、当該生徒と家族に関する情報は少ない。両親からの聴き取りでは、中学1年時には、宿題をきちんとすることはかなり要求していたようであった。

4. 同級生のアンケート・ヒアリングでの家族との関係

同級生からの聴き取り情報は、本人が語ったことを、さらに同級生に語ってもらうので、どこまでが事実そのものなのか、どの程度修飾されているのかの判断が難しい。当調査委員会による聴き取りの前に、すでに当該生徒の自死が部活でのいじめによるものではないかという報道がされていた。そのため当該校の生徒たちには、学校での問題を否定し、家庭の問題を強調したい気持ちが生じていた可能性がある。

多くの生徒が、当該生徒から親との関係について、あれこれ聞いていたことは事実のようである。

中学3年時に関しては、「2020年7月か8月頃に、親からの口の暴力がひどいと聞いた。親から死ねと言われたり、殴られたりしたと聞いたことがある」と述べられている。

以下も中学3年時かと思われるが、それ以前かもしれない。「帰り道に泣いていた。声をかけたら、『家に帰ったらテストの点が悪すぎて殺される』と言っていた。」「テストの点数で怒られる」「親が厳しいから家に帰りたくない」「親が嫌だから家に帰りたくない。家に帰っても楽しくない。」「よくリスカしていた。理由を聞いたら『親が嫌でストレスでやってもた』とよく言っていた。」「家、嫌すぎて死にたいと聞いた」などが述べられている。

以上の生徒からの聴き取りで述べられた内容の真偽は定かではない。両親からの聴き取りでは、当該生徒に多少は要求したかもしれないが、上記にある「死ね」というような激しい言動はしていない、という旨の答えであった。

部活動に関する両親の対応に関する情報もあった。それらの多くは、両親が当該生徒の部活動にはあ

まり関心がなく、好意的ではなかったという趣旨であった。

5. 学校から親への学業成績や進路問題に関する働きかけ

中学3年の2020年8月21日の個別保護者懇談では、本人は、学力的には中位より上になる県立高校への進学を希望していた。両親への聴き取りでは、この日の懇談では、学校から成績や受験や進路に関しての話はなかったと述べられている。しかし当該生徒自身は、同日のLINEで、「面談で、『このままじゃ無理』『本人もわかってると思うけど』と言われた」「頑張って行けないところではないとの言葉もあった」と送っている。

当該生徒の試験の成績と志望校のレベルには、かなり大きなギャップがあった。本来中学3年の夏以降には、本人の希望も親の期待も現実的に合格可能な学校に変えていく必要があったのではないか。

多くの中学生は受験勉強のストレスに弱く、達成困難な目標設定と過大な努力を要求されると、メンタルヘルスに極めて危険な負荷がかかりやすい。

さらに当該生徒は、第3章第1で述べたように、小学1～3年時からその学年の学習についていくのが困難であった。これは、先々中学時にはかなり努力をしても学力が伸びない可能性を予測する。

ただ当該校では、中学2年時から親子間での成績・進路問題があったにもかかわらず、さらに中学3年の6月にはそのために、自殺の可能性もある精神的な危機に陥っていたにもかかわらず、親への働きかけはほとんど確認されていない。

6. 小学生時の家族との関係

最後に、さかのぼって小学生時の家族との関係について、本件に影響した可能性がある事項を整理しておく。

当該生徒が中学1年3学期の終わりに初回のスクールカウンセリングを受けた際に、「小さい頃から怒られると叩かれたり、ビンタされたりする」「よく怒られることや父が怒ると手が出る事を、SCの先生に知ってもらえて安心した。」と語っている。SCとのやりとりではなぜ親に怒られるのかが明確ではないが、小学校で一緒だった生徒のヒアリングでは、「小学5年時、宿題終わらせていなかったら怒られる、夕方まで帰ってくるな、とも言われていたそうだ。親に叩かれたとも聞いた。」と述べられている。少なくとも小学校高学年時には、学習に関して親に厳しく言われたと当該生徒が感じるがあったようである。

小学校2、3年次には、学校で当該生徒の両親のあざに気づかれているが、学校側はそれ以上親に確認しておらず、どのような状況であざが生じたかは不明である。小学校側が親子関係を危惧して何らかの働きかけをしたという記録は見当たらない。

同級生からの聴き取りでは、「小学生の頃1、2回、顔面にアザがあつて来たことがある。中学3年になってから、『小学生のころ、バリどつかれたりしとったけど、今もなん?』と聞いたら、本人は、『今はあんまりどつかれんけど、言葉でだいぶ精神やられてる』と言ってた。」と語る生徒もいた。

本事案に限らず、学校であざを認め、児童生徒が親に叩かれたと訴えたら、児童虐待防止法に基づいて、学校には児童相談所か市区町村の担当部署に「虐待の疑い」として通告する法的義務が強く課せられている。本件におけるあざの発生機序は不明であるが、結果として2つの小学校も中学校も通告した形跡はない。なおSCには何度か、中学時にも親に叩かれたと語っている。

疑いの段階で学校が通告義務を果たし、児童相談所か区役所が適切に介入して必要な子育て支援を行うことができれば、その後の親子関係を良い方向に変えることも可能である。当該生徒とその親には、このような機会が与えられることは終始なかった。

第3 中学3年6月以降自死に至るまでの諸状況

1. 2020年6月

2020年3月初め～5月末の一斉休校期間は、当該生徒は家庭で穏やかに過ごしている。いじめへの警戒や学業成績への不安は、この時期には凍結されている。部活もないので、部活での対人関係の負担もない。小グループXとの関わりはいくらかあったようだが、他の生徒もストレスが少なかったのか、小グループ内もわりと穏やかだった。

2020年6月1日から分散登校が始まり、2週間後の6月15日以降は通常登校になり、部活も再開されている。また、6月19日には早くも学校で試験が行われている。

学校再開からわずかな日数の6月下旬には、当該生徒は自殺念慮まで至るような精神的危機に急速に陥っている。それにはいくつかの要因がある。

(1) 学級内でのいじめへの不安と警戒心

中学1年時の集団いじめの加害者であった5名の男子生徒のうち3名が、中学3年で同じクラスになっている。当該生徒は、彼らへの嫌悪感・拒否感と教室での席順について、繰り返し新担任に訴えている。以前のいじめ加害者が近くにいることで、あるいは彼らのちょっとした言動や態度で、過去のいじめられた体験とそれに伴う苦痛がよみがえっていた可能性が考えられる。実際にすでにいじめ行為があった可能性もある（いじめ認定事実⑧）。いじめを警戒せざるをえない状況は、学校生活での過度の緊張と消耗を来す一因となる。

(2) 6月中の進路問題と試験成績

新型コロナによる一斉休校で約3ヶ月凍結され後送りにされていた学業成績・進路問題が、学校再開後、特に6月19日の試験後に、再び一気に噴出している。

詳細にみていくと、試験前の6月17日のスクールカウンセリングで、「数日前に父から『高校どうするつもりや』と何度も言われた」と言っている。この頃の親、特に父親との関係は、6月24日のスクールカウンセリングで、「中3になってから親と話すのがすごく嫌」と言っている一方で、その前日の父の誕生日にはきょうだいとケーキを作るなど、ひどく悪い関係とも言い切れない。

6月26日の部活中に不安定になった主な理由として、①進路のことで親とうまく話せていない、②試験結果を親に見せたくない、という2つを顧問に伝えている。同日の女子生徒AとのLINEでは、②が原因と述べ、翌6月27日の同じ女子生徒AとのLINEでは、「点数とかちやうから」「親からのところあるやん？そこが嫌やねん」「いつも我慢しててんけど急に怖なった」と、試験結果への保護者記入欄が理由だと言っている。

以上から、学業成績自体に関しては極端に自己否定・自己嫌悪的ではないが、それを親から評価されることをひどく恐れていたと思われる。

(3) 部活と小グループXの状況

中学3年6月後半に部活動が再開されてからは、部活の雰囲気は良く、当該生徒のストレスにはなっていないと思われる。7月1日のスクールカウンセリングで部活について、「引退が近づいてきて寂しい、最後まで続けられてよかったと今は思う」と述べている。

小グループXに関しては、6月21日の生活ノートに、当該生徒は「今日はグループ全員で遊びにいられて楽しかった」と書いている。

ただ、当該生徒の自傷行為が悪化した後に、女子生徒Aは6月26日のLINEで「リスカするんやったら1人でして」「誰にも言わんといて」と送っている。さらに、翌6月27日のLINEでは、女子生徒Aは、「こっちに迷惑かけんなよ」「(学校)1人でいき」と送っている。

以上から、6月20日過ぎまでは、小グループXとの関係は悪くはなかったようだが、当該生徒の自傷行為が悪化してからは、かなり距離を置かれている。

(4) 自傷行為の悪化と自殺念慮

6月22日の小グループXのメンバーである女子生徒BとのLINEで、「彫刻刀預かって！」と頼んでいて、自傷行為が自分では止めにくくなっている。この時点では、すでに進路のことで父親と言い争っていたようだが(6月10日過ぎ頃か)、試験は6月19日に行われ、その結果はまだ出ていない。

学業・進路のみで自傷行為の悪化がはじまったと考えるより、それに加えて、上記(1)の学級内でのいじめの両者が理由であったと考えるべきであろう。6月27日の女子生徒BとのLINEでは、「親も学校もいや」といっている。

そのLINEの続きでは、「行くところなし」「リスカレグカもとまらんし」、「どうしたらこの世界終わるかな」「しぬ」と、極めて不安定で自殺念慮と思える発言がでてきている。

6月27日の時点では、試験結果の問題に加えて、自傷行為にまわりを巻き込むなどという女子生徒Aの突き放したような態度も生じている。これらが重なって自殺念慮まで、いったんは至ってしまった可能性が考えられる。

中学生や高校生年代での自殺には、いくつかのストレスが同時並行して重なってしまい、どうすればいいのかわからなくなり混乱した結果、かなり衝動的に死を選ぼうとするパターンが少なくない。当該生徒の中学3年6月の危機は、そのような背景であったのではないと思われる。

2. 2020年7月

7月には、6月下旬の危機的な状況からいったんは(一時的には)抜け出していると思われる。プラスの要因として考えられるのは、以下の3点である。

- ① 7月下旬の部活の引退まで、部活の雰囲気がよかった。当該生徒からみると、部活ではまわりに受け入れられるように、それまで相当に努力していたと思われる。その結果がある程度は報われたという達成感や自己評価が得られたのではないかと。
- ② 7月22日の試験の結果がまずまずだったと感じていた。さらに技術の作品もよくできたという自負と評価もあった。
- ③ 教室の席替え(7月2日)で、以前のいじめの加害者であった男子生徒らと、教室内での距離をい

くらかは遠ざけることができたようである。これで、学級内でのいじめの苦痛をある程度は軽減できたのではないかと思われる。当該生徒は、7月2日の席替え以降は、教室内の席順について訴えていない。7月8日の生活ノートには、「今日は警報で学校がなくなった。しょうじき学校あってもよかった。」と書いて、登校意欲を見せている。

以上の①、②はいずれも、自分の努力や頑張りの結果を認めてもらえたというところが共通する。当該生徒は小学5年時と中学1年時の集団いじめによって、いじめられる存在としての自己イメージが強く残り、自己評価が低下し自尊心が損なわれたままであった可能性が高い。①、②によって、一時的に自己評価が補われ、それが精神的危機から抜け出せた要因になっていたのではないかと思われる。

3. 2020年8月以降

夏休みは8月1日～8月17日で、例年よりは非常に短かった。当該生徒は8月の半ばころから再び自傷行為がエスカレートし、自殺念慮が強くなり、そのまま9月4日の自死につながっている。この間に起きた出来事を、順番に確認していく。

(1) 小グループXでの強いストレス

部活を引退した後も小グループXの関わりは続いていた。8月以降の1ヶ月少しの間に、当該生徒は女子生徒Aから強い怒りと攻撃（グループLINEからの削除も含む）を計5回向けられている。これらは自死に関連する可能性がありえるので、以下で1つ1つ検討する。

1) 8月2日～11日の間のお泊り会に関する一連の事象

夏休みに当該生徒の自宅で小グループ4名でのお泊り会をしようという話が進んでいたが、当該生徒は、親の許可が出なかったため、2020年8月1日に計画解消を申し出た。これに対し、8月2日のLINEで女子生徒Aから「おまえまじゆるせんねんけど」「きっしょ」などと送信され（いじめ認定事実⑭）、当該生徒は8月3日にグループLINEから削除された（いじめ認定事実⑮）。いったん8月7日に再招待されたが、すぐに8月8日に再びグループLINEから削除され、3日後に再招待されている。

当該生徒は、毎日の担任への報告に8月3日から8月6日まで4日連続で、「疲れた」と書き込んでいる。この時期は他のストレスがあまり見当たらず、小グループXの問題が、当該生徒の心身の消耗につながっていると思われる。

女子生徒Aは8月11日に当該生徒に対し、個別のLINEにて、「気持ちをお教え下さい」「今はぶられて」と送り、当該生徒が「悲しいです」と返信している。謝り続ける当該生徒に対し、女子生徒Aは「グループは無くなりました」「(当該生徒を除いた)3人でやっています」「お友達を作るのがんばれい！」と返している。当該生徒が謝りながら「(グループLINEに)招待していただけませんか?」「頑張れません」「あなた達しかいないのです」と送ったところ、女子生徒AはグループLINEに謝罪文を投稿するよう求めた。当該生徒は、300字近い極めていいねいで低姿勢な謝罪文を送っている。その中に「自分は自分が嫌になります」という、自己嫌悪・自己否定的な表現も含まれていた（以上すべて8月11日）。

2) 8月15日の事象

2020年8月15日にグループLINEで女子生徒Aが「しね!!!」「3人やっぱ楽しいわ」「ばいばーい」と送り(いじめ認定事実⑭)、その直後に当該生徒をグループLINEから削除している(いじめ認定事実⑮)。これらの理由は判然としない。上記のお泊り会に関する怒りが、まだ残っていた可能性もある。

2日後の8月17日に女子生徒Aは当該生徒をグループLINEに招待し、その後の1週間は特に当該生徒を攻撃する内容は見られなかった。

3) 8月24日の事象

8月24日のグループLINEで女子生徒Aのコメントに「なんじゃそれ」とつっこんだ当該生徒に、Aは「なにがやい」「ころすぞ」と返信している(いじめ認定事実⑭)。

4) 8月30日の事象

2020年8月30日には、女子生徒Aから当該生徒に対し、個別のLINEで「イチメンで書ききれない」「ほんまに感謝です」「何でもかんでも(当該生徒)にゆーてる」と部活でペアだったことへの感謝の言葉を述べ、当該生徒が、「イチメンじゃ書ききれんって言って頂けて光栄です」「サンメンぐらい書いていただけたら幸いです!!笑笑」と返すと、一転して、「あんただれ」「(当該生徒)じゃない」「一旦死になさい」と返信している(いじめ認定事実⑭)。

5) 9月2日の事象

経緯は不明ながら、女子生徒Aは9月2日に当該生徒をグループLINEから削除し(いじめ認定事実⑮)、翌9月3日には再招待している。

以上の5回の攻撃の中では、1)のお泊り会に関する怒りが圧倒的に強く、長引いている。怒りの期間は約10日続いている。2)の8月15日の怒りもその延長と見なせば、約2週間になる。中学2年時も含めて、女子生徒Aの怒りがこれほど長引いたことはなかったと思われる。しかも、お泊り会の中止に関しては当該生徒の責任は特段なくて、理不尽と言える怒りを向けられたことになる。その結果、当該生徒には相当な疲弊と不安が引き起こされたと思われる。

それ以降の3)、4)は、当該生徒の失言と受け取られた言動がきっかけになっている。このようなパターンの女子生徒Aの怒りは、以前からあった。

5)の9月2日のグループLINEからの削除の影響は、自死の直前であり、判断がやや難しい。ただ翌日にはすぐに再招待され、削除の前後に女子生徒Aからの怒りや攻撃が当該生徒に向けられてはいない。この直前の9月1日にはグループLINEでは穏やかなやりとりをしていて、女子生徒Aは当該生徒に「だいすきよ」と送っている。またグループLINEから削除した前後も、女子生徒Aと当該生徒は普通にLINEでのやりとりを続けている。

以上からは、5)の事象が当該生徒の著しい心的負荷になったとは考えにくい。

小グループ X、特に女子生徒 A との関係は、当該生徒の思いと関係なく、女子生徒 A の感情でほとんど決まっていたようだが、当該生徒の努力がまったく反映されないわけでもない。8 月 11 日の謝罪文以外にも、ずいぶん気を遣った LINE がみられるが、こういう気遣いで状況が変わることもないではなかったと推測される。小グループ X 内で、当該生徒が完全に無力感に陥っていたとまでは考えにくい。ただ、かなりエネルギーを費やし、精神的な苦痛を断続的に被り消耗する、それでいて頼りにする存在でもあるという複雑な関係であったとは思われる。

(2) 学習、特に英語の学習に関して

当該生徒は、夏休み以降、家族ぐるみで付き合いのあった一家の母親（以下「英語学習の知人」）から、英語を教えてもらうことになった。8 月 9 日頃～13 日頃には、英語を勉強する目的で知人宅に一人で宿泊している（英語合宿）。その後も英語の勉強が課せられている。

この英語学習は、当該生徒の負担になったようである。8 月 26 日のスクールカウンセリングでは、「夏休み中ストレス溜まりまくってた!」と話し始め、「英語合宿では日常会話も英語しか使えず、頭がパンクするかと思った」「合宿後も LINE で英語の作文問題が送られている、その人は好きだが英語の勉強したくない」と述べている。

9 月 2 日には、英語学習の知人から 8 月 28 日の試験での英語の結果を聞かれ、当該生徒は「英語はよくなかった」とだけ返している。その後も試験結果を繰り返し聞かれているが、当該生徒は答えていない。

当該生徒の英語の実力から考えると、英語学習の知人が進めた英語の学習はレベルが高すぎたと思われる。学習においては、無理な目標設定から過度の努力を求めても、なかなか結果は得られず、本人の疲弊と失望、時には自己嫌悪が残ってしまうことが多い。当該生徒の状況もそうであったのではないか。

(3) 夏休み以降の家族との関係

8 月 23 日の生活ノートには、父親に侮辱されたという不満を記載している。また「父親不要」と書いた部分を修正テープで消した痕跡があった。

生活ノートに記した父親への思いが、どのようないきさつで生じたのかは明確ではないが、当該生徒が自分を否定されることへの不満があったことはわかる。8 月 21 日保護者懇談があったので、それに起因する可能性がある。

8 月 31 日の生活ノートには、母親に怒られ（おそらくは試験と勉強に関して）、かなりこたえたような記述がある。

(4) 2 学期に学級で過ごすことへの不安・負担感

2 学期が始まる直前の 8 月 16 日夜には、SNS での知人 A に、「まじで学校始まって欲しくない」「始まったらまたいじめ」と送っている。学校でのいじめを、夏休み中から恐れていたと思われる。

8 月 17 日の 2 学期開始後に、当該生徒は学校に行きたくないを繰り返し訴えている。

8 月 25 日には、「今日は学校行きたくないな 休めへんかな? 国語発表やし理科実験やし...」と SNS に投稿している。夏休み以降は、主に理科室での席順への不安が訴えられていた(第 5 章 p.38,39)。

9 月 1 日の生活ノートには、「明日学校行きたくないと思った君へ・・・」という歌詞を書いている。9

月3日夜には、女子生徒BとのLINEで、「明日学校行かないとダメ？」と聞き、一緒にがんばろうと励ます女子生徒Bに、「行くかわかんない」と返信している。ただ、結果的には3年次は学校を1日も休んでいない。

2学期が始まってからの自傷行為は、学校でのストレスに関連していると思われる。最も可能性が高いのは、男子生徒からのいじめへの恐れ、あるいは男子生徒らの近くで過ごすことの負担感・忌避感であろう。

以上から、学校に行きたくない理由として、学校での学習の負荷だけでなく、むしろ学級内での「いじめ」ないし不安が大きかったのではないかと考えられる。

(5) 8月28日の試験の結果と当該生徒の思い

社会と国語は平均点より少し上で、社会は点数が伸びて社会担当教員にほめられている。しかし、理科は平均点を少し下回り、英語と数学は平均点を大幅に下回る成績であった。

当該生徒は、8月30日の生活ノートに、「自分の悪い癖、何でも三日坊主な所、何やっても続かない...」と自分を卑下する言葉を書き、8月31日には、テストの結果はイマイチというかボロボロやし、いい事ナッシング ガチでヘコむ。」と書いている。

9月2日の生活ノートでは、「数学も英語も普通にやばいので少人数クラス行った方がいいですか？」と担任に尋ねているが、担任は「(当該生徒)は公立を目指しているので今のままでいいと思いますよ！」という返答をしている。

実はこの時期には当該生徒の自殺念慮は相当強くなっている。自殺を阻止するためには、行き詰った現状を変える手立てが必要になる。「今のままでいい」ということはありえない。担任はこの時点では、当該生徒の自殺念慮について直接知る機会は乏しかったと思われるが、8月30日と31日の生活ノートを見れば、当該生徒の精神的な危機の可能性に気づくことはできる。生徒の精神的危機に対しては、現状を放置せず、何とか変えていく手段を提案する必要がある。このタイミングで、どのレベルの高校を目指すのかの目標設定を見直し、どのような勉強手段があるのかなどを具体的に検討すべきだったのではないか。

特に、夏休みに知人に英語を教えてもらったにも関わらず、試験結果が悪かったことで、当該生徒は追い込まれた気持ちに陥っていたのではないかと想像できる。当該生徒は、9月4日の最後の生活ノートに、「月月火水木金金 1日約100時間」と書いている。このような非現実的なほどの努力が必要な状況だと自覚もあり、一方でこれ以上頑張れない自分だという自覚もあり、行き詰ってしまったのではという印象を持たせる。

(6) 夏休み以降の自殺念慮

8月13日から始めたSNSでの知人Aとのやりとりで、この頃から自傷行為がエスカレートしていっただけでなく、自殺念慮が強まっていったことがわかる。SNSとLINEから、当該生徒が「死」について触れている箇所を抽出する。

夏休み中の8月14日には、「いつでも殺してください」とSNSに投稿している。8月15日には、「何飲んだら死ぬんやろ？ どんぐらいの量飲んだら死ぬんやろ？ 調べてみたけど出てこんかった」と返信している。この段階では、まだ死に最接近まではしていないようである。

学校が始まった後の8月19日には、「鬱です。2日しか学校行ってないのにもうしんどい。もう行きたくない!」と投稿している。同じ8月19日には、女子生徒BとのLINEで朝にリストカットしたことを伝え、「しんどい笑笑」「何とか私を生かしてね」「(女子生徒Bの名)のお仕事」と返信している。8月19日には、「誰か薬どんだけ飲んだら死ぬるか教えて」と投稿した。8月23日に、「死にたいってなんなんだろう?死ぬってなんなんだろう?美味しいかな?」「誰か助けて...って笑笑」「死ぬって簡単なことなのかな?それならなんで自分は死ねないのかな?」「大人になるまでに消える予定やし・・・何やりたいなんて決める意味ないし笑笑」と投稿している。この時期には、すでに死を強く意識し、自死をかなり具体的に考えているのではないかと感じられる。

一方で、8月下旬には歯の矯正を始め、8月29日の生活ノートに記入している。この時点ではまだ死ぬことを決めてしまっていないで、揺れ動いている可能性がある。

9月2日に最も仲のよかった女子生徒BとのLINEで、「明日わいが死んでたらどうする?」と送り、女子生徒が「助けに行く」と答えたのに対し、「(女子生徒Bの名)死なないでね」「天国来ちゃいやよ」と返している。これは、自分が天国にいるのを前提にした返信で、この時点では自死をほぼ決めていたのではないかと推測される。自死した当日の2020年9月4日は登校し、小グループXの4名で下校している。途中から女子生徒Bと二人になり、別れ際に女子生徒Bが「バイバイまた月曜日ね」と言ったところ、当該生徒は「生きてるかわからへんけど」と返事をした。自死はその日の夜であった。自室机の上に置かれていた付箋には、「学校疲れた」「リスカしたい」「授業ダルイ」「死にたいな」と書いてあった。

(7) 8月以降の経過のまとめ

8月23日までに、自殺念慮はすでにかなり強くなっている。ただ、まだ自殺の手段や日時までは決めていないようである。一方で7月中には、例えば7月29日のスクールカウンセリングでは、自殺を予測できるような言動はない。

この3週間少して何があったのか。考えられるのは、上述の(1)小グループXと、(2)英語の勉強になる。小グループでのストレスのピークは、お泊り会ができなくなった8月1日から、当該生徒の長文の謝罪文が出された8月11日の間と思われる。英語の勉強は、それよりやや後の8月10日過ぎ頃からストレスが強まっている。

その他(4)学級内でのいじめの不安も、2学期が始まる8月18日前後の時期にはすでに強まっている。8月の試験は28日で、まだ先である。ただ8月21日に父親が行った保護者面談があり、(3)成績の問題とそれに伴う親子間の軋轢がまったくなかった時期でもない。

強い自殺念慮から自殺の実行までに、さらに何か死に押しやるような要因があることも少なくない。それは上述の(5)8月の試験結果であろう。

複数の対処困難なストレスが同時並行でのしかかることで自殺に追い込まれる、という考え方があろう。当該生徒にもそれがあてはまりそうだが、それだけでこの自死が説明できるのだろうか?

自殺の背景、特にもっと内的な要因については、次項で考察する。

第4 当該生徒の自死の背景

1. 深刻ないじめ被害の後に、内面に残る変化

「過労うつ病による自殺」では、うつ病の中核である悲観的に偏りやすい認知と感情を媒介因子として、過労と自殺が因果的につながる。

いじめと自殺もそうではないのか？

深刻ないじめの被害があれば、被害者の内面（認知と感情）に、回復困難な変化（いわば後遺症）を長期間残すことがしばしばある。

（１）いじめ被害による認知の変化

- ① 外界に対する認知の変化として、他者を信じられない、他者は恐ろしい存在である、いじめられない安全な環境は得られない、などの偏った世界観になりやすい。
- ② 自己に対する認知の変化として、いじめられる自分には価値がないという自己肯定感の著しい低下や自尊心の崩壊、さらに自分がいくら努力しても良い結果は得られないという自己効力感の欠如などが生じる。
- ③ 未来に対する認知の変化として、自分には明るい未来はないと思ってしまう、自分が生きている未来など想像できない、それまでに死んでいると思うことさえありえる。

（２）いじめ被害による感情の変化

- ① 対人場面で、過度で不必要・不適切な不安・恐怖を抱きやすくなり、過剰な警戒心を伴う。他者が自分をどう見ているのか、他者からの評価への著しい不安・恐怖も生じやすい。
- ② 集団から排除され孤立することへの強い恐怖が続く。
- ③ いじめられた状況での孤立無援感がちがう場面で再現されると、無気力や気分の落ち込みが強くなってしまう。

このような認知や感情の変化は、いじめ被害後にはしばしばみられ、数年～10年以上続くことも少なくはない。

認知の変化②の自己肯定感の低下は、しばしば感情の変化①のうち他者の評価への過敏さとリンクしやすい。すなわち、いじめの被害があると、自分を自分で評価して支えることが困難になり、他者のネガティブな評価によって容易に自己肯定感が崩れていく。当該生徒にも、この特徴が表れている。

上記のいじめによる認知・感情の変化の中で、特に自殺につながりやすいのは、認知の変化②に含まれる強い自己否定（自分には生きていける力がない）と、認知の変化③の悲観的な未来観、および感情の変化③の孤立無援感と無気力・抑うつであろう。

当該生徒にも、認知や感情の変化の多くがみられている。特に認知の変化②はずっと強く、認知の変化③も自死の前には強くなっている。認知の変化①も、少なくとも一部はあったと思われる。感情の変化①は中学1年の終わりにおそらくはじまり、中学3年になってさらに強まっている。感情の変化②はずっと強かったであろう。感情の変化③は時々みられていると思われる。

以上から、当該生徒は、過去のいじめ（小学5年～中学1年）の影響によって、さまざまな認知と感情の変化が残り続け、自殺のリスクが高い状態に陥っていたものと考えられる。

2. 当該生徒でのいじめによる内的な変化と、自死前の複数のストレスの関連

第6章第3で、2020年8月以降に当該生徒にのしかかった大きなストレスとして、(1)小グループX、(2)学習、特に英語、(3)夏休み以降の家族との関係、(4)2学期に学級で過ごすことへの不安・負担、(5)8月28日の試験の結果、以上の5つをあげた。自殺念慮が強まった時期が8月の半ば～23日頃と考えられるので、(1)～(4)が自殺に方向づける要因で、(5)は自殺の実行因子にあたるのではないかと推定される。

自殺は、①以前から生きていくのが苦しい状態にあり、②そこに何らかの(しばしば複数の)要因が重なり、死を選ぶしかないと思いつむ切迫した状況に陥った後、③最後にもう1つ何かの要因が付け加わって実行されることが多い。①～③の要因はすべて自殺の原因と考えるべきだが、それぞれの重みは事例ごとに検討する必要がある。③の最後の自殺の実行因子のみが、自殺の主要な原因というわけではない。

ここでは、当該生徒のいじめによる内的な変化が、これら(1)～(5)の要因と、どのように絡み合って自死に至ったのか、検討する。

(1) 当該生徒の自己肯定感の危機

当該生徒の自己肯定感は、他者からの評価で大きく上下していた。たとえば、2020年7月は自己肯定感の良い変化があった時期で、試験の結果や技術の作品、さらに部活での役割や存在をまわりから認められ、ほめられることで、2020年6月の精神的危機をいったんは脱している。

「他者からの評価」には、親も含まれている。当該生徒は、試験結果への親の評価をひどく恐れていた。

当該生徒が他者評価を意識するようになったのは、中学1年の後半～終り頃と思われる。この時期は、中学1年時の継続のないじめと集団いじめがあった時期か、その後になる。したがって、当該生徒の他者の評価への過敏さや不安は、いじめの影響によるものと推定される。いじめがトラウマ化すると、評価を恐れる「他者」が、最初は他の生徒だけだったのが、それ以外にも広がりやすい。当該生徒では、それが親にも広がったのでないか。

以上からは、試験結果に対する親の評価を過剰に恐れるのは、親子関係の問題だけでなく、過去のいじめによる当該生徒の内的な変化による影響と推測できる。

2020年8月以降は、当該生徒の自己肯定感が再び崩壊していき、自力で生きていく手ごたえや見通しを喪失した時期になる。もちろん、上記の5つの要因のうち、(2)英語等の学習の成果不足、(3)自分の努力を親に認められないこと、および(5)試験結果(親の評価を含む)は、自己肯定感の危機に直結している。

その他の(4)2学期の学級でのいじめのおそれは、過去のいじめに強くつながっているし、(1)小グループから排除され孤立する危機は、過去のいじめの再現的であり、これらも当該生徒の自己イメージをひどく落とし下げることにつながる。

すなわち、上記5要因は、当該生徒のいじめによる内的変化の中核と思われる自己肯定感の著しい低下と、すべてつながっている。この5要因は、すべて当該生徒の自己像を突き落とし崩れさせる方向に重なっている。

(2) 当該生徒が感じていた「未来」

もう一つ考慮すべきは、当該生徒からみた「未来」である。進路問題は、中学3年の半ば以降にどんどん現実化していく。志望校に届くだけの学力がなければ、未来は塞がれたように感じやすい。

一般的に、いじめにあった中学生では、高校生活への不安は相当強い。新たな環境でまたいじめられないかと恐れることは、当然の心理と言える。当該生徒のように以前に深刻ないじめの被害があれば、もともと未来はみえにくい。そこに進路問題など未来への悲観的な要素が付け加わると、これから生きていくべき未来が見いだせず、自殺への動因が強まってしまったと考えられる。

3. その他考察すべきこと

(1) 当該生徒がうつ病、あるいはPTSDであった可能性の検討

概要版では、検討の詳細は省略し、結論のみ記しておく。

うつ病と PTSD の診断基準に該当するとまでは確認できない。ただ、それぞれいくつかの症状が認められ、その多くは、上述の「いじめによる認知・感情の変化」と重なる。

なお、中学3年時に以前の加害生徒と近い席で過ごすことへの強い不安や回避感情は、過去のいじめの再体験 (PTSD の 1 症状) による可能性が否定できない。

(2) 新型コロナウイルス感染症との関連

概要版では、検討の詳細は省略し、結論のみ記しておく。

新型コロナ禍の 2020 年夏以降若い年代の自殺が増えたが、その原因として一斉休校などで家族と過ごす時間が増えたことによる家族関係の悪化が推測された。ただ、当該生徒の家庭は、一斉休校期間中にはその前後より落ち着いていた。むしろ学校再開後に成績・進路問題が急激に持ち上がったストレスの寄与が大きい。

4. 自殺の背景 (まとめ)

(1) 当調査委員会が認定したいじめと自死の関係

小学5年～中学1年時の学級内でのいじめが、本章第4の1. で述べた当該生徒の内的な変化の原因になっている。従って、当調査委員会が認めたいじめ認定事実①～⑦は、当該生徒の自死に影響した要因の1つと考えられる。言い換えれば、小学5年～中学1年のいじめがなければ、当該生徒が自死することはなかったであろう。

中学3年時の学級内でのいじめ (いじめ認定事実⑧) は、過去のいじめ被害と重なり、当該生徒を自死に押しやった可能性が高い。

いじめ認定事実⑫～⑮は、小グループ X での女子生徒 A の行為である。

このような不安定な小グループでの関係が、当該生徒にとって過去のいじめの再現的であった可能性は高い。当該生徒はとても孤立を恐れていて、この小グループから排除されないように非常な努力を重ねている。以上から、いじめ認定事実⑫～⑮は、当該生徒にとって強いストレスであり、それによって生きていくエネルギーをかなり消耗したものと考えられる。

女子生徒 A は、しばしば「死ね」と LINE で当該生徒に送っている。自殺を考えている相手に「死ね」と言うと、たとえどのような文脈であっても、自殺へ押しやる可能性が否定できない。女子生徒 A が「死ね」と送ったのは主に中学2年時であるが、当該生徒が自死を考えていた中学3年8月後半に

も、計3回「死ね」「ころすぞ」という表現が投げられている（いじめ認定事実⑭）。

ただ、いじめ行為として取り出すと当該生徒への攻撃や排除が非常に強く感じられるが、このような攻撃や排除が女子生徒Aとの間でずっと終始続いていたのではない。おだやかな関係、あるいはお互いに配慮する関係がみられる時期もかなりある。

以上を合わせて考えると、小グループXでのいじめが当該生徒の自死に影響していないとは判断しがたい。

部活内でのいじめは、第5章で述べたように、当該生徒の自死にはほぼ影響していないと判断される。

（2）当該生徒が自死に至った背景（要約）

小学5年から中学1年終わりまで続いたいじめ、特に小学5年と中学1年時の集団いじめによって、当該生徒は自己肯定感が低下し崩れやすくなり、他者の評価にも過敏になり、それが中学3年時も続いていた。中学3年では以前のいじめ加害男子生徒らと同じクラスになり、学級内でのいじめへの不安が相当強まっていた。実際に中学3年時には学級内でのいじめが生じている。そこに学校の試験での成績不振・進路問題で、親に叱責・非難されることへの不安が重なった。さらに8月になって、小グループXから排除されるおそれ、過剰な学習の負荷（英語）などが加わり、複数のストレスが並行して重なる状況になり、混乱・疲弊しながら、8月半ば頃からは自殺念慮が強まっていた。最後に8月28日の試験結果の負担が上乗せされ、9月4日の自死に至ったものと考えられる。

第5 この自死を防ぐ手立てはあったのか？

自殺に追い込まれる要因（因果関係）を明確にできれば、その自殺を防ぐ手段が容易に導き出せる。前項で述べた当該生徒の自死につながった複数の要因の1つだけでも防げれば、当該生徒は自死に至らなかった可能性は十分ある。ここでは、自殺を防ぐことができたポイントを整理しておきたい。

1. 小学5年から中学1年終わりまで続いたいじめの防止

特に小学5年時と中学1年時の集団いじめのどちらかだけでもなかったら、当該生徒の自死につながった、生きていくことが困難になるまでの内的な変化は生じず、自死は防げていたであろう。

2. 中学1年時のいじめが解消したという当該校の誤判断

中学3年のクラス替えで、中学1年時の加害男子生徒を同じクラスにしなければ、自死は防げたと思われる。

いじめが解消したという思い込みがあると、いじめ被害者の内的な変化に気づくことはない。これまでに述べたような当該生徒の苦悩は、学校はほとんど察知していない。いじめの被害による心的苦痛が残っていることに気づいていれば、加害生徒と同じクラスにするという判断はありえない。

深刻ないじめは解消することはない。いじめられた記憶は長期間、しばしば一生残る。その記憶による苦痛を軽減することは容易ではない。文部科学省が「いじめの解消」という用語を安易に使っていること自体が、いじめ被害の長期的な影響や後遺症を、学校現場が見落としてしまうきっかけを作っ

いる。

3. 小グループXでのLINEによるいじめ

LINEでは、しばしば対面では使わないような過激なことばが飛び交いやすいが、結果的に自死に至った当該生徒に、何度も「死ね」ということばが浴びせられている。自殺念慮がまだない時期であったとしても、先々で死に向かう影響がなかったとは言い難いだろう。

当該校ではSNSに関する指導を一応していたようだが、現実の生徒には全然届いていなかった。

4. 試験成績・進路問題への学校側からの介入がなかった

この問題で親子関係が難しくなり、当該生徒の自死の要因になっている。学校がここに適切に介入できていれば、自死は防げていた。

いじめの影響が残った児童生徒では、自己評価を崩すような失敗体験は人生の危機につながりかねない。学業や進路で達成可能な目標を設定して、実際にそれが実現できるようなサポートをすることは、いじめの被害からの回復のためにも重要になる。

学習面以外でも、たとえば部活での成功体験は、いじめの後遺症を癒せる可能性がある。そこへの目配りも必要であろう。

5. 当該生徒の自傷行為がエスカレートしたことに学校は全く気づいていない

遷延化した自傷は、その時々^の心的苦痛がどうしてもできないことを示唆するだけでなく、その次の自殺の重要なサインでもある。学校は、当該生徒の中学3年での自傷行為とそのエスカレートに全く気づいていない。その結果、当該生徒の精神的危機を理解できず、適切な支援も行えないままであった。

6. なぜ、当該生徒の自傷行為や自殺念慮が、教員に伝わらなかったのか？

中学3年時には、当該生徒の自傷行為や自殺念慮を多くの生徒が知っていた。しかし、教員にも、それ以外の大人にも、それらの生徒からは何も伝えられていない。

いじめ被害に起因する自傷や自殺念慮は、本人はSOSが出せないことがある。ただ周囲の誰かがSOSを出していれば、当該生徒の自死を防ぐ機会はつくれたと思われる。

第7章 自死発生前後の学校、教育委員会の対応

第1 自死発生前の学校（スクールカウンセリングを含む）の対応

1. スクールカウンセリング以外の学校の対応について

現在、いじめ問題への対応は文部科学省が定める「いじめ防止対策推進法」、「いじめ防止等のための基本的な方針(以下、「文科省方針」)」を踏まえ、地方公共団体や学校においてはそれらを参考に地域の実情に応じて作成した基本方針に基づき対応することが求められている。

上記のことに基づき、以下に自死発生前の当該校の対応について検討する。

(1) いじめ及びいじめの解消に関する教職員の理解不足

小学校5年時に当該生徒が受けた集団いじめに当時の学級担任がとった対応が、いじめの原因は当該生徒の行動に起因するとの認識を生み、その後の当該生徒と周囲の生徒の関係性を決定づけるきっかけとなった。それ以降、当該生徒が学校の生活アンケート等にいじめ被害を繰り返し回答していることや、周囲との関係性について SNS に記載していること等からも、小学校教員らが行った一連の指導がいじめを水面下で継続させる一因となったと言える。

いじめの「解消」については、「文科省方針」の改訂時(2017年3月)に次のとおり定義されている。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、「文科省方針」には「いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。」「いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、日常的に注意深く観察する必要がある。」ともされている。

当該生徒が小学校5年時に集団いじめを受けたのは2016年であり、改訂された「文科省方針」が公表される前であるが、クラスの7割が加害者となる集団いじめであることを踏まえると、謝罪による安易な解消が図られたとの印象を持たざるを得ない。

「文科省方針」の改定により「いじめの解消」の定義が行われた2017年度調査以降、大阪市と神戸市以外の兵庫県と大阪府の自治体においては、「解消率」が90%を切る状態となっている。しかし神戸市においては解消率の変化が一年遅れとなっており、「文科省方針」改訂の周知・徹底に時間を要していた可能性がある。

2016年11月の集団いじめ発覚から半年を待たず公表された「いじめ解消の定義」が、早急に学校現

場で共有され、学級担任らがとった対応が見直されていたならば、その後に及ぼす影響も異なっていた可能性は高い。

当該生徒は、中学1年次の1学期、2学期にも学校の生活アンケートでいじめを受けたことがあると回答し、3学期にはクラスの女子生徒からの嫌がらせ、男子生徒からの集団いじめを受けるなど、中学校入学後も小学校時代と同様のいじめ被害に遭っている。

中学1年時の集団いじめに関して、当該校がとった当初の対応は著しく妥当性を欠くものではない。しかし、当該生徒の保護者はその時に家庭訪問があった事は記憶しているものの、その内容について重大であったとの認識はない。当該生徒と保護者との関係を懸念して具体的な説明が行えなかったとも考えられる一方、当該校も「集団的で重大ないじめ」との認識は持っていなかった可能性も高い。

当該校は3月6日、加害男子生徒5名らの「最近はそのようなことはしていない」との回答を受け、その後は中学2年への進級時に学級を別にしてはいるものの、「文科省方針」で定められたその後の被害の有無及び心身の苦痛に関する確認等の具体的な対応は行っていない。

これらの指導経緯からは、当該校は加害男子生徒らによる謝罪と、いじめ行為は続けていないという自己申告と、進級時に別クラスに配置することで「解消」と判断していることが分かる。当該校の行った対応は、加害生徒らによるいじめが再発する可能性を踏まえた日常的な観察がなされていない点、被害生徒に対するその後の被害の有無及び心身の苦痛に関する確認がなされていない点で、「文科省方針」の規定を大きく逸脱するものであり、かつ記録や共有も行われておらず、結果的に「学校が長期化するいじめを放置していた」との批判を受けても致し方ない。

「(当該生徒本人) もいらんことを言ったりしてトラブルになる」と認識している教員もおり、当該校においては一部の教員の「いじめ」に関する理解が不十分であった。あわせて当該校は、一連のトラブルが小学校時代のいじめ事案と関連し、水面下で継続的に当該生徒に心理的苦痛を与えているという認識は十分ではなかった。

当該生徒は3年生6月の生活ノートにおいても、席順を決める際の要望として男子生徒4名の実名を挙げており、当該生徒がこれら生徒との間で何らかの心理的苦痛を感じていたことが窺える。当時の学級担任は、当該生徒の要望に対する回答でも「それはわかりません」と記載しており、配慮の実施について明言は避けている。学級担任は若く経験年数も浅い。その上、この年は新型コロナウイルス感染症による一斉休校状態からのスタートであり、年度初めの学級経営は難しかったと推察される。そのため、前述のような対応を行ったこと自体を批判することはできないが、中学1年時の集団いじめについて情報を得ていた当該生徒からの相談であったことを鑑みれば、対応について独自に判断せず組織的に対応すべきであった。

当該生徒が実名を記載した男子生徒4名のうち3名は1年時の集団いじめの加害者であるにもかかわらず、3年次に再び同じクラスに配属されていることは、いじめの長期的影響(第5章第1(5)参照)に関する理解を欠いたものであり、クラス編成に当たり当該生徒に対しその後の被害の有無及び心身の苦痛に関する確認がなされずに行われた点で、誤った判断であったと言わざるを得ない。

また部活顧問は、引退時の練習着に部員らが寄せ書きを行っていたこと自体は承知していたが書き込みの内容については把握していなかった。書き込みの一部は客観的に見れば適切さを欠くと思われるものもあり、部員の行動管理が不十分であったことは指摘せざるを得ない。3L問題も含め、日々の生徒の些細な言動がいじめにつながる可能性等についての理解に欠けていた可能性が高く、当該校教員らの

いじめ及びいじめの解消への理解の不十分さの表れであると推測される。

概して学校現場ではいじめは短時間で解消し、あとに影響が残らないと思われていることが多い。しかし深刻ないじめはしばしばトラウマ化し、さまざまな感情・認知・対人関係への影響が長く残る。

当該生徒も小学 5 年時の集団いじめを端緒として中学 1 年時の集団いじめを経て、いじめ被害による長期的な影響を受けていた可能性は否定できない。中学 3 年次の席替えへの強い抵抗感からもいじめのトラウマ化が起こっていた可能性が推察される。当該校の教職員をはじめとした周囲の大人たちはいじめの長期的な影響について意識しておらず、懸念を共有できていなかったことは重ね重ね残念でならない。

（２）被害生徒に寄り添った対応の不足

当該校教員の当該生徒について、少なくとも中学 1 年次の認識はいじめ被害者になりやすいという捉えがある一方で、トラブルの原因は当該生徒側にもあるという捉えがなされるなど教員間で認識にズレがあり、小学校からのいじめ被害等に関する情報が校内でどのように共有されていたか疑問も生ずる。

当該校が作成している「生徒指導記録」によると、中学 1 年次には複数回の当該生徒の「いじめ」被害に関する指導記録が残っている。しかし 3 学期のリストカット発覚以降は「家族関係に関する悩み」を「スクールカウンセラー（以下、SC）に相談している」「SC に愚痴を聞いてもらって、落ち着いている」という記録に留まっている時もあり、当該校は当該生徒が SC と定期的に面談していることに安心していた様子が窺える。

当該生徒は中学 1 年時に友人との LINE で当該校の対応について否定的なコメントを書き込んでおり、学校に相談しても正しく理解してもらえず守ってもらえないと感じ、次第に表出される訴えが家庭への不満中心に移行していった様子が想像される。

（３）自傷行為への理解不足

当該生徒は断続的にリストカットを行っていたが、SC を含め当該校はそのことに気づいていなかった。しかしながら、当該生徒が定期的に行われていた当該校の生徒指導部会において、毎月「気になる生徒」として情報交換が行われていた生徒であるならば、新型コロナによる一斉休校の期間や夏休み中も継続的な状況確認が必要な生徒であった。しかしながら当該生徒とのやりとりは「生活ノート」によるものが主であり、長期休業中に家庭訪問等がなされた形跡は確認できない。新型コロナ禍の制約があったことは認めるが、児童生徒の心身の状況の把握を行うよう国や教育委員会から様々な通知が発出されていることから、より丁寧な関わりが必要であった。

また、当該生徒のようにリストカットが長期にわたり繰り返される場合には、何回も自分を傷つけたり、より深く切ったりしなければ、かつてと同じ効果が得られなくなってしまい、自傷を繰り返しながら日々を過ごすうちに、自死念慮を強めている傾向が指摘されている（松本俊彦（2010）「リストカッターの自殺」精神科治療学 25(2)）。当該生徒のリストカットに対して、SC を含め当該校は必要十分な対応を行うことができていなかった。

（４）当該生徒への学習指導・進路指導について

当該生徒の自死について、進路選択を含めた学習への不安やストレスが少なからず影響を与えていた

可能性は高い。

当該生徒は度々、SC に対して学習、テストの成績に関する悩みを打ち明けている。SC は学級担任とその事実を共有し、当該生徒の学習ストレスの軽減が必要であるとの共通認識のもと関わっているが、本当に当該生徒が望んでいる関わりであったか疑問も残る。例えば、当該生徒は自死した 9 月 4 日の直前の 9 月 2 日の生活ノートに少人数クラスへの移籍について相談しているが、担任は「〇〇（当該生徒）さんは公立を目指しているので今のままでいいと思いますよ！」と返答している。しかし、当該生徒が真に求めていたのは成績不振に対する具体的なアドバイスであり、少人数クラスへの参加はあくまでもその手立ての一つに過ぎず、担任のこの返答では悩みの解決には至らなかったであろう。当調査委員会の聞き取りでは、当該生徒について学習面で保護者との間に悩みを抱えていると当該校の教員は認識していたことが認められる。そうであるならば当該生徒からの学習についての相談に対する担任の一連の対応は適切さを欠いていたと言わざるを得ない。

（５）担任決定、クラス編成等について

中学 3 年次の当該生徒の担任はその年度に採用されたばかりの若手であった。当該生徒が 3 年に進級した年は、前年度末から新型コロナ禍による全国一斉休校のまま新年度を迎えている。あと 1 年足らずで高校受験を控えている 3 年生たちは、大人が想像する以上に大きな不安を抱えて新年度を迎えたはずである。そういった学年への担任配置に対して、学校がどのような配慮を行ったかは不明であるが、結果的に今回の担任配置が当該生徒を含む生徒達だけでなく、将来のある教師をも傷つけてしまうことになったことは反省すべきである。

また、当調査委員会は当該生徒が中学 1 年時の集団いじめの加害男子生徒と 3 年次に再び同じクラスになったことの影響を重く見ている。このクラス編成の判断に、いじめやいじめ解消への教職員の理解の不足が大きく影響していることは先述のとおりであるが、新年度のクラス編成は生徒にとってその後の 1 年間の学校生活のみならず、その後の人生をも規定しかねないくらい重要なことであるということに改めて認識しなければならない。

（６）校内いじめ対策組織の未開催等、組織的な生徒指導の不足

当該生徒に関するいじめへの対応について、校内いじめ対策組織が対応したとの記録は見当たらない。当該校では、他のいじめ事案も含め、その都度、生徒指導担当教諭や学級担任、部活顧問等が個別に対応し、定例の生徒指導部会で指導結果を含めた情報共有は行われたが、対応方針の検討など学校としての組織的な取組は十分にはされていなかった。いじめ防止対策推進法では「全ての学校がいじめの対策の組織を置き、いじめの未然防止から発見・対策に至るまで、この「組織」が中心となって取組が行われることとなっており、当該校の対応はその趣旨に反する。些細な兆候や懸念、生徒からの訴え等、いじめの疑いに係る情報があった際には、特定の教職員で抱え込まずに、いじめ対策組織を活用し速やかに組織的な対応すべきであった。その際は単なる情報共有に留まることなく、学級担任や部活顧問等、当該生徒に係る複数の教職員が参画した実効性のある人選により、事案の多面的な見立てと具体的な支援策の立案が行われるべきである。生徒指導体制について早急な改革が必要である。

（７）事案の関連についての認識不足による継続的な見守りと支援の不足

2年時以降、当該校が当該生徒に対して行った対応は定期的な生徒指導部会での「気になる生徒」としての情報共有に留まっていた。しかしながら、当該生徒は3年時の6月には部活中に情緒不安定になり、度々、授業中の席について変更も訴えている。また、SCとの面談も継続して行われていた。当該校はその都度、個々の出来事に対応しているが、これらの出来事を点ではなく線として繋げて考えることができおらず、継続的な見守りや具体的な支援はほとんど実施できていない。一連の出来事を総合的に捉えるならば、当該生徒は2年時以降も恒常的に様々なストレスに晒されていることは容易に想像できリストカットについても当該生徒に対し直接的には聞けないまでも注意深く観察するなどして発見できる機会があったと考えられる。自殺防止の観点からみても、1年時のいじめ、リストカット、3年次の頻繁な席替えの訴え、学業成績をめぐる家族との関係への悩み等、自殺のサインとも受け取れる出来事は度々、認知されており、当該校がそれらを線として繋いで理解し、対応できていたならば、最悪の事態も防ぐことができた可能性がある。

(8) SNS等、インターネットに関する指導への取組姿勢

本事案を検討する際、SNSの存在とその影響は無視できない。当該校では毎年、インターネットのトラブル防止に関する生徒への指導として「入学のしおり」に記載の保護者向け資料を使い、学校ルールやトラブル事例の紹介を中心に集会形式で注意喚起などを行っている。また、家庭のルールづくりの重要性を訴え、ケータイ・スマホに関わる問題の最終的な責任は保護者にあるとして管理徹底を呼びかけている。

ネットモラルに関する指導は注意喚起に留まらず全生徒を対象とした積極的な指導を行うことが必要である。当該校への聞き取り調査では、教師らは当該生徒の所属学年は「SNSのトラブルが多い」学年と認識していたとのことであったが、トラブルは一部特定生徒の問題であり、「(当該生徒)本人の周囲では(トラブルは)ない」と思い込んでいた。もちろんSNS内の問題を学校が全て把握することは現実的には困難だが、より良い使い方を生徒自ら考えさせる等、積極的に指導する取組が必要であった。

2. 小学校及び中学校で実施されたスクールカウンセリング

(1) 小学校でのスクールカウンセリング

当該生徒はA小学校で3年時からスクールカウンセリングを隔週で続けていた。小学5年次にB小学校へ転校後も、月1回のカウンセリングが卒業まで続いた。SCへの相談内容は、『親に勉強をさせられる』ということが中心であった。

小学5年時、当該生徒へのいじめについて学級会が開かれたことを担任から報告を受けた小学校SCは、相談室でその件を本人に尋ねている。

(2) 中学校進学後に小学校時のSCとカウンセリングを実施

中学1年時の3月上旬頃、当該生徒はB小学校を訪れ、学校職員に自身がリストカットをしていることを告げ、小学校SCとのカウンセリングを希望した。中学校進学後に小学校時のSCとカウンセリングを行うことは稀であるが、本人の希望に沿って小学校SCとのカウンセリングが1回実施された。小学校SCはリストカットについて事前情報を得ておらず、この時のカウンセリングで話題にできなかった。また、小学校SCと中学校SCとが直接情報共有をする機会はなかった。

(3) 中学校(当該校)でのスクールカウンセリング

中学校養護教諭からの提案で、当該生徒と中学校 SC とのスクールカウンセリングが開始された。その後、中学 3 年の 8 月まで全 36 回実施された。

中学校 SC は初回と 2 回目のカウンセリングでリストカットを話題にし、傷を確認している。中学校 SC は当該生徒と、「しんどい時には母親に話すこと」「母親に話しづらい時には養護教諭にも相談すること」とした。当該生徒はその後リストカットを継続していた可能性はあるが、3 回目以降は、リストカットの話題には触れず、傷の確認もしていなかった。

中学校 SC は、当該生徒について、他の教員と同様に「学業成績に関連した家庭内ストレスが高く、定期的なガス抜きが必要な生徒」と見立てていた。ただ、この「見立て」には、当該生徒が苦しんでいたじめの影響や後遺症がまったく考慮されていない。中学校 SC は、学校と協力して親に直接関わっていくべきであったが、中学 2 年時の 7 月に母親へ架電した以降、保護者との直接のカウンセリングは一度も試みられていない。

(4) 当該校におけるスクールカウンセラーの業務及び活用と校内連携上の問題点

ア 自傷行為への対応

自傷行為が継続していた事実は、3 回目以降、最後まで認識されていなかった。SC は相談者から語られる内容のみに着目するのではなく、相談に至った経緯やその他の背景を念頭に置きカウンセリングを行い、当該生徒から学習に関連して家族との葛藤が語られた際には、SC 側から自傷行為について話題にすることが必要であった。

自傷行為への対応では、傷の確認だけでなく、自傷した時間や場所や状況、その時の感情の変化などを丁寧に扱い、自傷行為の背景にある苦しみに関わり続けることは大切である。

イ SC間の引き継ぎ

当該生徒は卒業から約 1 年後に小学校 SC に会いたいと希望した。卒業して 1 年近く経って再度小学校 SC へ相談をすることは稀である。また、様々な相談場面で、相談者が悩みの中核をすぐに伝えられないことは多い。相談者が語ることでできない悩みを把握する手段の 1 つとして、今回は SC 同士の引き継ぎが有効であったと考えられる。

しかし、SC の勤務日数の少なさや、それぞれの SC が勤務している曜日が異なることから、引き継ぎや情報交換の機会を設定し難い状況である。小中の SC 間の連携の重要性を、学校や教育委員会は認識していく必要があると思われる。

ウ 学校組織の中で…心理教育の拡充

自傷行為を行っている当事者だけでなく、友人の自傷行為を知り援助を求められた児童生徒への心理教育も重要である。当事者が自傷行為を友人に打ち明けることは多くある。自傷行為を知った友人らが教職員に相談することで当事者をサポート(支援)するきっかけとなる。自傷行為の初期対応で心掛ける点を以下に挙げる。

- ・頭ごなしに「自傷をやめなさい」と言わない
- ・自傷行為を告白した援助希求行動を評価する
(一番重大な問題は誰にも助けを求めないということ)
- ・「死にたいくらいつらい状況」を生き延びるために自傷するという、自傷の肯定的な面を確認し「共感」する
- ・エスカレートする「懸念」を伝える
- ・「もうしないって約束してね」などと無意味な約束はしない

松本俊彦(「自傷行為の理解と援助」2009年、日本論評社、p.153)

当該生徒の周囲の生徒に対し、友人の自傷行為を知った際の対応についての心理教育や、打ち明けられた友人らの不安や負担に対する援助も必要であった。しかし実際には、学校(教職員)も友人も自傷行為への適切な対応を理解していなかった。

学校組織の中で専門性を担って勤務するSCにとって、教職員に対する助言や援助もその職務内容に含まれる。会議やコンサルテーションの際に自傷行為への対応など専門的な視点をわかりやすく伝えることや、SCが講師として教職員や児童生徒を対象にした校内研修会を開催することが、必要な心理教育の拡充につながると考えられる。

第2 自死発生後の学校の対応

「児童生徒の自殺が起きた時の背景調査の在り方について(文科省通達)」、「いじめ防止対策推進法」等の規定を受け、学校には、事案発生後もその後の自殺防止に資する観点から、本生徒がそのような行為に至った事実に真摯に向き合い、学校の取組みを含めた背景の理解に努めるという強い当事者意識が求められる。

上記のことを踏まえ、以下に、本件発生以降の当該校の対応について検討する。

1. 当該生徒保護者への対応

当該校作成の『「死亡事案における基本調査」報告書』によると、本事案発生後の学校の対応については、基本的には「児童生徒の自殺が起こった時の対応の手引き」「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」等、文部科学省が示す方針に基づいた調査が行われている。

しかしながら、事案発生当日に当該校を訪問した父親に対して、校長は、生徒聞き取り調査の実施について提案しているものの、同時に調査の実施による周囲の憶測等への懸念も表明している。調査実施上の懸念については十分に想定することは必要であるが、学校には同様の事案を発生させないためにも事実と向き合う姿勢が求められており、懸念を表明しつつも積極的に「聴き取りを行いたい」と提案すべきであった。

また、校長は、父親に対して、本事案を他の生徒らに説明する際に「不慮の事故」とするよう提案している。具体的な対応に関しては、遺族とよく相談し、その意向を尊重すべきであるが、この提案を含め一連の校長の姿勢が初期調査の遅れを招き、その後の調査精度に大きく影響した可能性は否定できない。

また9月14日、当該校は保護者から生徒調査についての意向確認を行っておらず、学校側からの積極的な調査実施提案も行っていない。にもかかわらず報告書には「9月14日(月)来校時においても、保護者(父親)はこれ以上の個々の生徒への聴き取り調査について実施の意向は示されていなかった」としている。学校にとって都合の良い結論を優先した判断で、本事案に真摯に向き合い再発防止に取り組むという姿勢には欠けていたと言わざるを得ない。

9月29日に保護者側からアンケート実施要請及び自死公表の承諾があったが、それ以降の当該校の対応もややスピード感に欠けていた。この間の学校の対応や姿勢が保護者に不信感を与えてしまった可能性は否定できず、結果、10月12日の代理人弁護士からの電話連絡で保護者との直接のやりとりが困難になり、その後の対応に更に時間を要する形となった。

この間、当該校は9月5日から8日の間に実施した当該生徒の生徒指導記録と生活アンケート等の検証及び全教職員からの聴き取り調査に基づいて「これまでの調査から、本事案の背景に学校生活に関する要素について、きっかけや原因に結びつくものは認められなかった」と結論づけている。しかしながら、学業成績も学校生活に関する要素であるため、当該生徒が学業成績によって不安を訴えている以上、学校生活に関する要素について否定した学校の判断は誤りであり、「学校生活に関する要素(いじめ、体罰、学業、友人等)が背景に疑われる場合」は詳細調査へ移行するよう示されている文部科学省の方針を逸脱している。また、この時点では生徒らへの調査は実施できておらず「引き続き調査が必要」な段階であり、尚更、自死のきっかけや原因については「現時点では分からない」との認識に立つべきであり、この段階での当該校の結論は誤りであった。

2. 組織的な対応及び対応経過等の記録不備

当該校の記録によると当該生徒の自死発生後に校内いじめ対策組織が活動したという記録はなく、当該校が自死といじめ問題との関連を早々に除外して対応していたことが読み取れる。生徒自死事案は学校生活に起因する可能性を想定して組織的な対応が求められているにもかかわらず校内組織の立ち上げに関する記録はない。

教育委員会や警察との連携については、当該校が具体的にどのような指導・指示を受けたかに関する記述、その指導・指示に基づき当該校が実際にどう対応したのか等に関する具体的な記述は見られず、当該校が組織的対応を行う上での意思決定過程が読み取れない。このような記録の曖昧さが、当該校が自らの置かれている現状認識をも曖昧にした原因となった可能性も高い。

自殺の背景調査においては再発防止の観点から、直接の原因・要因等の調査に留まらず、発生前後の学校対応の検証も重要になる。今回の当該校の記録は、基本調査から詳細調査への移行や各種の回答内容の適切性に関する判断についての検証、校内組織の取組みや外部機関との連携についての検証等に耐えうる記録になり得ていない。

重要なのは連携の有無に関する記録ではなく、連携の具体的内容であり、事前事後を問わず学校としての対応を検証し、今後活かすという趣旨からは不十分である。

3. 対応の長期化による生徒らへの負担

当該校は本事案発生直後から、市教育委員会と連携して当該生徒と関係の深かった生徒らへのケアに取り組んでいる。特に当該生徒と関係の深かった生徒らへのケアは、自殺の連鎖防止の観点からも非常

に重要であり、自死発生直後に当該校が行った取組は評価できる。しかし、前述した当該校の姿勢等により、実際に当該生徒の自死が公表されたのは、発生から3ヶ月が経過した12月18日の本調査委員会の設置報道以降となっており、その後の聴き取り調査の実施等受験期を迎えた関係生徒・保護者らに多くの負担を強いる形になってしまったことは猛省すべきである。

第3 自死発生前の教育委員会の対応

1. 特に配慮を要する児童生徒の保護者への対応

本調査委員会が行った当該生徒の母親へのヒアリングでは、母言語の違いによる意思疎通に少なからず困難を感じた。中学入学以降はもとより小学校時代を含めて、何度か学校が行った家庭訪問や面談等においても、同様の困難が存在していた可能性は容易に推察できる。それらを踏まえると本件自死への対応について、市が規定する特別な配慮が十分に行われていたとは言い難く、その後の経過に大きく影響した可能性は否定できない。

2. 校種間連携の実態把握

市が定める「基本的な方針」には「学校が実施すべき施策」として、校種間の連携の重要性や、「いじめ防止小中地域会議」等を活用した取組を通して、いじめの問題に向き合う姿勢を共有し、一貫した指導について記載されている。

しかしながら、本調査委員会による調査によると、当該生徒に関する在籍校間の連携が十分ではなかった可能性が明らかになっている。教育委員会として、連携の有無だけではなく連携内容の具体的な把握と検証は十分ではなかった。

第4 自死発生後の教育委員会の対応

いじめ重大事態の調査等については、「学校が調査主体となる場合であっても、法28条第3項に基づき、学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行わなければならない」と定められている（文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」）。

上記のことを踏まえ、以下に、本件発生以降の教育委員会の対応について検討する。

1. 学校との連携

市教育委員会は自死発生当日から複数回に渡り当該校を訪問し、情報共有と指導に当たっている。しかし、それ以外の電話連絡も含め、学校との具体的なやり取り、特に教育委員会内部に、当該校に対して行った指導・指示内容に関する記録が残っておらず、基本調査結果を含め、学校からの報告内容をその時々において教育委員会としてどのように評価・判断したか曖昧になっている。

2. 基本調査の検証と詳細調査への移行判断

上記1.とも関係するが、先述の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（以下、「文科省指針」）」では、事案発生後の調査は基本調査と詳細調査に大別される。自死発生直後に当該校が取り組んだのは

この基本調査に該当する。

一方、「詳細調査」は、基本調査の結果を受け、学校の設置者（本件では市教育委員会）が移行の判断を行うものであるが、「文科省指針」ではその判断は「全ての事案について詳細調査に移行することが望ましいが、難しい場合は、少なくとも次の場合に詳細調査に移行する」とされている。次の場合とは「ア 学校生活に関係する要素（いじめ、体罰、学業、友人等）が背景に疑われる場合」「イ 遺族の要望がある場合」「ウ その他必要な場合」とされている。

「文科省指針」には学校生活に関係する要素として、学校生活上多岐にわたるものが挙げられており、本件自死の前後の様子等から、明確な原因が特定できないまでも、少なくとも学校生活に関係する要素のうち特に学業の問題は重大な可能性として考慮されるべきであり、早い段階で詳細調査に移行せねばならなかった。

特に、本件自死のように、直接、被害生徒からの聴き取りができない等、調査実施に大きな制約があり、情報が限定的な状況下では、基本調査の段階から教育委員会を含めた学校関係者だけでなく、心理等の外部専門家の知見を得て第三者的な視点による検証やアドバイスを得る必要があった。

自死の多くは、複数の要因が重なり絡み合って生じる。なぜ自死に至ったのかをわかるためには、それらの要因を幅広くみていく必要がある。

本件自死においても、単純化した原因究明に限定せず、じっくりその背景について理解し本質を見極めることで再発防止に資するという関係者の姿勢、また、そうなるような外部からの助言・支援が望まれた。そのような助言・指導があれば、より早期に詳細調査への移行が行われ、必要な聴き取り調査も余裕をもって行えた可能性は高い。

3. 被害生徒保護者からの調査委員会設置要望後の対応

2020年10月20日に被害生徒保護者代理人弁護士らによる「自殺の背景にいじめの疑いがある」との訴えが行われた以降、2ヶ月弱で調査委員の人選を完了し12月18日に本調査委員会が設置されるまでの教育委員会の対応は迅速で、その後の当調査委員会と当該生徒保護者らとの関係性を良好なものにすることができた。

第8章 同種事態の発生防止についての提言

これまでに述べてきた事案の経緯、本調査委員会による判断・評価等を踏まえ、今後、同様の重大事態を起こさないために必要な事柄を提示する。

第1 当該校への提言

1. 学校いじめ防止基本方針に則した対応を行うこと

本事案では、当該校は学校いじめ防止基本方針に則した対応が行えていなかった。校内対策組織の設置を含め、個々の教職員が学校基本方針に則した対応が行えるよう、今一度、研修等により学校いじめ防止基本方針を全教職員に周知するとともに必要に応じた見直しを行うこと。

2. いじめアンケートの内容・実施方法や回数を検討すること

現行のアンケートで実態を反映した調査結果が得られたのか、また、生徒の回答を教育相談や生徒指導に反映させられたのか等について検証すること。アンケートの内容や実施回数の工夫、集団アセスメントツールの利用を含む各種心理テストの実施、教師による教育相談との組み合わせ等、生徒一人ひとりの状況や学級集団の状況を客観的に捉える仕組みづくりを進めること。

3. 生徒のSOSを出す力の育成等、具体的な事例を活用したロールプレイなど未然防止教育を行うこと

当該校は本事案における当該生徒を含む生徒たちが教師に相談してもらえなかったという事実我真摯に向き合い、すべての生徒を対象としたSOSの出し方に関する未然防止教育に取り組むこと。

4. 学校の組織的対応力を高めるためのケース会議の在り方を見直すこと

困難を抱えた生徒への対応をより効果的なものにするために、定期的なケース会議の在り方を見直し、具体的かつ持続性を持った生徒指導を行うことが可能な校内組織体制を確立すること。

ケース会議は情報共有にとどまらず、複数の立場の者が参加するという利点を活かし、多面的・多角的に事案を見立て、具体的な支援目標・支援内容を設定し、役割分担等も明確にする必要がある。効果的なケース会議の開催方法について全教職員が学ぶ研修を行うこと。

5. SNS等スマートフォンの適正使用に関する指導を見直すこと

SNS等スマートフォンの適正使用に関する指導は、危険行為の啓発や保護者への管理協力依頼に留まらず、青年期の衝動性との関連も踏まえより積極的な指導を行うこと。

学校は指導の際、生徒をとりまくインターネット環境の変化を敏感に察知し、課金や特定詐欺等の被害・加害の問題やネット依存の問題等、時代の変化に応じた教育に取り組むこと。

その際、各携帯事業者も社会貢献活動の一環として、学校向けの教育プログラムの提供や講師派遣等も行っており、教職員の負担権限の観点からも積極的な活用も検討すること。

6. クラス・生徒集団への働きかけを強化し魅力ある学校づくりを進めること

生徒が多くの「居場所」をもち、さまざまな「絆」をつむぐことができるよう集団指導を強化し魅力ある学校づくりに取り組むこと。また、自ら対人関係を切り開いていくスキルを身に付けさせたり、生徒間の交流を意図的に促進させ相互理解が促されたりするような取組みを充実すること。

7. 小中SC間での情報共有の場の設定をすること

中学校で把握しきれていない情報や、当該生徒のもつ背景をより広く捉えるきっかけとして中学校SCと小学校SCとの間の情報共有を積極的に行うこと。

8. SCによる心理教育を実施すること

SCを講師とした校内研修会を通して、過去の「いじめ」について「行為はなくなっても記憶は残る」ことを職員へ周知し、表出している事象だけではなく、背景や心情を深く考える機会を持ち、丁寧に扱わなければならないという共同認識を持つことが出来るようにすること。また、“SOS の出し方教育”“SOS を出している友達への対応”も、児童生徒向けの研修会やSCが発信するおたよりなどで、広く伝えること。

9. SCが校内の会議に参加する意味を明確化すること

多角的な見立てを行う第三者を交えたケース理解を進めるため、SCはカウンセリングだけではなく、生徒指導部会会議やケース会議等で、背景を念頭に置き、学校要因も考え、心理的に見立てるなど、参加する意味を明確にすること。

10. SCの専門性の自己研鑽をすること

児童生徒の全体像をみる、児童生徒をとりまく環境や学校をみる、そして、僅かなサインにも気付くスキルを、研修会への参加やスーパーバイズをうけることを通して、SCは磨き続けること。

11. SC勤務日を工夫すること

長期休業明けの自死の問題を鑑み、意識的にその前後と長期休業中の勤務日を設けるなど、必要な工夫を行うこと。

第2 市教育委員会への提言

1. いじめの定義や法に基づく対応理解のための取組を強化すること

事例を元にした実践的な研修等を行い各校のいじめ防止基本方針の充実を図ること。

2017年度の「いじめの解消」定義の教職員への周知・徹底が遅れた可能性を真摯に受け止め、今秋行われる予定の『生徒指導提要』の改訂など、国が示す重要通知等の扱いについて、教職員への周知時期や方法等についても検討すること。

2. 校内いじめ対策組織の活動状況について調査・点検を行うこと

各校のいじめ対応が生徒指導担当者や一部の学級担任だけの対応になっていないか実態を調査し、校内いじめ対策組織の活動状況を含め市の基本方針に則した対応が行われるよう指導・助言をすること。

3. いじめの長期的影響についての理解促進を図ること

いじめ被害は加害者の認定、謝罪、処分で解決する訳ではなく、その長期的影響があることを認識し、いじめのトラウマ化も含め専門家による研修等を実施して教職員の理解促進を図ること。

4. 重大事態発生時の緊急対応についての理解促進を図ること

重大事態発生時を想定して、「いじめの防止等のための基本的な方針」（第2-4 重大事態への対処の項）および「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」について管理職への周知・研修を行うこと。

また、積極的に詳細調査が行われるよう学校を指導すること。

あわせて、具体的な記録は再発防止の観点からも非常に有益な資料であると認識し、緊急事態発生時の記録の在り方に関する指針の作成や管理職、生徒指導担当者等への周知・研修を実施すること。

5. ハイリスク生徒への確実な見守り体制を構築すること

長期休業中のハイリスク生徒の見守り体制について必要な指導・助言を行うこと。

リストカット等の問題行動、行為の背景にある言葉にならない SOS を丁寧に酌み取るため、中学校の生徒指導担当教諭並びに養護教諭らに対して、精神科医等の協力も得ながら適切に教員研修等を行うこと。悩みを抱えた青年が支援を求めるサインに対し、よりきめ細やかな対応を行うため、必要に応じてスクールソーシャルワーカーの活用や他機関の支援も受けつつ、保護者と教職員が連携して生徒を支援できるよう学校に指導・助言を行うこと。

6. SCの勤務の見直し並びに学びの場を確保すること

SC と学校が協働してアセスメントを行い具体的な支援内容や、教職員、保護者との役割分担の検討などに取り組むために、長期休業中や放課後等、児童生徒が在校していない時期の勤務時間についても確保するよう努めること。また、気になる生徒に切れ目のないスクールカウンセリングを実施するため、小中のカウンセラー同士の情報交換の場の設定等も検討すること。

日頃から個々の SC をバックアップしたり、対応力のレベルアップを図ったりするため、いじめ被害者への具体的なサポート（トラウマ化への理解・対応も含む）、発達障害特性の支援と長期的な見通し、自殺・自傷行為への対処、虐待的・不適切な養育をしている保護者の理解と対応、外国にルーツをもつ児童生徒への理解と対応など、時代の変化に伴い新たに発生するテーマについて、個々の SC の力量向上のための学びの在り方について検討すること。

7. 外国にルーツをもつ保護者との連携のための対策を講じること

外国にルーツをもつ保護者に対して学校がコミュニケーションに困難さを感じている際に、通訳等の派遣や翻訳ソフト等の導入について予算措置も含めて検討すること。

8. 実効性の高い校種間接続の在り方について検討すること

中学校生活への円滑な移行を支えていくため、学校間で確実に引き継がれるべき内容の明確化を図るとともに、現在行われている校種間連携の実態について把握・点検すること。

9. 教職員の教育相談力・生徒理解力の向上のための研修を実施すること

SCの活用実態も含め各校の教育相談体制について検証するとともに、同時に教員個々の教育相談力、児童生徒理解力を高めるための研修等について検討すること。

10. 実効的な自殺予防教育を継続的に推進すること

「いのちとこころの学習」について市内全中学校の実施状況を把握するとともに、最新の知見を踏まえた内容の見直し及び普及、小学校段階での在り方の検討等、自殺予防教育のより実効的な推進方策について検討すること。

11. 児童生徒がいじめについて相談・報告しやすい環境づくりを進めること

各校で行われている同様のアンケート等について検証し、真に未然防止・早期発見に資するアンケートの在り方について各校を指導するとともに、SNS等を活用した相談・報告システム等、児童生徒がいじめを相談・報告しやすい環境づくりについて積極的に検討すること。

以上、多岐にわたる提言となったが、関係各位においては生徒の命に関わる重大事態が発生し、一人の生徒の未来が突如として絶たれてしまったこと、当該生徒保護者を含め多く生徒及び教職員らに多大な心痛を与えてしまったことを真摯に反省し、二度と同様の事案が発生することの無いよう、本調査報告書の受理と同時に、できることから確実に取り組んでいただきたい。

併せて、本提言に係る各種取組の実施状況について、当該生徒保護者、在校生やPTAを含めた関係各所への説明責任を有することも意識していただきたい。

令和2年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会
委員一覧

1	いちはら しげひこ 市原 滋比古	弁護士	いちはら法律事務所
2	たかはし のりひさ 高橋 典久	学識経験者	岡山大学教育学研究科 准教授
3	まつもと たかゆき 松本 隆行	弁護士	みなと元町法律事務所
4	やました こう 山下 仰	精神科医	武庫川女子大学 文学部 心理・社会福祉学科 教授
5	よしおか ゆみ 吉岡 由美	臨床心理士	武庫川女子大学 文学部 心理・社会福祉学科 講師

(五十音順、敬称略)

令和2年度神戸市中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会
調査補助員一覧

1	いではら ゆみこ 出原 由美子	臨床心理士	兵庫県スクールカウンセラー
2	いわい ともこ 岩井 知子	臨床心理士	兵庫県スクールカウンセラー
3	おおた けんじ 大田 健司	弁護士	芦屋西宮市民法律事務所

(五十音順、敬称略)

令和2年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会設置規則をここに公布する。

令和2年12月16日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第5号

令和2年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会
設置規則

(設置)

第1条 執行機関の附属機関に関する条例(昭和31年11月条例第36号)第1条第2項の規定に基づき、令和2年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(担当事務)

第2条 委員会は、令和2年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等事案に関して、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項の規定する調査及び事案の背景その他必要な調査を行う。

2 委員会は、前項の調査により事実の解明及びその評価並びに再発防止策その他必要な事項を記載した報告書を自ら作成し、教育委員会に提出するものとする。

3 職員は、委員会から第1項の調査及び第2項の規定による報告書の作成に係る協力を求められたときは、これに全面的かつ優先的に応じるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内で組織する。

2 委員は、公正かつ中立な判断をすることができ、かつ、法律、医療、心理、福祉、又は教育に関する専門的知識を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 前条第1項の調査及び同条第2項の報告書の作成並びにこれらに伴う業務（以下「調査等」という。）を補助させるために必要があるときは、委員会に調査補助員を置くことができる。

4 前項の調査補助員は、調査等の補助を行う上で必要な知見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

5 教育委員会は、前項の委嘱を行うに当たっては、補助を行うべき調査等の範囲を指定するものとする。

（任期）

第4条 委員の任期は、附則第2項の規定に基づきこの規則が効力を失う日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 調査補助員は、前条第5項の規定に基づき指定された範囲の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

（解嘱）

第5条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員を解嘱することができる。

(1) 第2条第1項及び第2項に掲げる職務を怠ったとき。

(2) 第3条第2項の要件を欠くに至ったとき。

(3) 委嘱条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員たるに適しない非行があったとき。

（委員長）

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（議事）

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(除斥)

第9条 議事について直接の利害関係を有する委員は、その議事に加わる事ができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(会議の公開等)

第10条 委員会は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、この限りでない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部児童生徒課において処理する。

(施行細目の委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、次に掲げる日のうちいずれか早い日限り、その効力を失う。

(1) この規則の施行の日から起算して2年を経過する日

(2) 委員会が第2条第2項の報告書の提出した日

令和3年1月 日

さん

同 保護者 様

聴取り調査へのご協力をお願い

神戸市立中学校生徒自死事案調査委員会

私たちは、令和2年9月4日に〇〇さんが亡くなられた件について、その原因等の事実調査のため弁護士、精神科医、学識経験者、心理専門職にて構成された委員会です。神戸市教育委員会の下に設置されていますが、本件事案の関係者とも学校や教育委員会からも独立した中立公正な立場に立って、当該生徒が自ら命を絶たなければならぬ理由が何だったのかをできるだけ明らかにし、二度と同じ事態が起こらないように役立てるために調査を行っています。

皆さんには、昨年末にアンケート調査にご協力いただきありがとうございました。多くの方からとても参考になる回答を頂きました。その上で、調査委員会としましては、事実関係をより具体的に確認していくためには、実際に当該生徒をご存知の皆さんにお会いして、直接事情をお聞きする必要があると判断しました。中学3年生の皆さんにとって受験前の大変な時期に重ねて協力をお願いすることは心苦しく思っていますが、皆さんと同じ教室で学び、同じ活動をした中学3年生の当該生徒が命を絶たれたことの原因調査をおろそかにすることもできないことです。また、調査にご協力いただく皆さんにお目にかかる機会が遅れ皆さんが長期に渡って不安な思いを持たれることも望ましくなく、できるだけ早期に、皆さんの記憶が新しいうちにお話をお聞きする機会を設けるべきと考えました。当該生

徒に何があったのか皆さんが知っている事実を直接教えていただけないでしょうか。そしてなぜ当該生徒が死を選ぶことになったか、一時でもいいので共に考える時間を持っていただければと思います。

なお、一部報道はありましたが、現時点で、当該生徒がいじめにあってきたか否かが明らかになっているわけではありません。私たちは、誰かの責任を追及するために調査するわけでもありません。皆さんがお話くださったことは、今後の事実認定の上で資料とされますが、誰が話したかということは私たち調査委員会以外には漏れることはありません。厳重に秘密を守ることをお約束いたします。

ついては、大変お忙しいとは思いますが、

令和3年1月●日●時●分

に、当該校●●室にお越しいただけないでしょうか。面談時間は1時間以内の予定です。率直にお話しをお聞きしたいので、あなたのみとお会いしたいと思っていますが、保護者の方もご一緒されたい場合はそれでも構いません。

もし、同日時のご都合が悪ければ、公私立の入試終了後の、令和3年2月中旬（2月11日以降）または令和3年3月中旬（3月13日以降）にて面談時間を調整いたします。いずれの時期を希望されるか、添付の回答用紙に記入し、封筒に入れて糊付けし、担任の先生に渡して下さい。

よろしく願いいたします。

回答用紙

聞き取り調査にご協力いただける時期について、番号を丸で囲んでご回答下さい。

1 指定された 1月●日●時●分 でかまわない。

→この場合は、別途案内状は出しませんので、その時刻に来校ください。

2 令和2年2月中旬（2月11日以降）を希望する。

3 令和3年3月中旬（3月13日以降）を希望する。

→2又は3の場合は、具体的な日時は追って調整します。

当該校3年 組

お名前 _____

保護者様 _____

令和3年3月15日

3年生の皆さん

同 保護者様

調査活動へのご協力のお礼とお願い

神戸市立中学校生徒自死事案調査委員会

3年生の皆さんには、2・3学期の大切な時期に私どもの調査にご協力くださりありがとうございました。本当に沢山の生徒さんにご協力いただきました。心からお礼申し上げます。また、保護者の皆様におかれましては、調査活動前後でお子様の見守りや心のケア等へのご理解・ご協力を賜り、あわせてお礼申し上げます。

私ども調査委員会は、12月18日に設置されて以後、学年の皆さんへのアンケート調査を行い、同クラス・同部活の皆さんにお話をうかがい、その他さまざまな資料を基におおむね2週間に1度のペースで委員会を開催し協議検討を進めています。今後もなるべく早期に調査結果を出せるように努力いたします。

【今後の予定】

ヒアリング調査は3月27・28日にも実施予定です。3月にご希望だった方に加え、以下の方々には改めてご協力をお願いしたいと考えています。

<ご協力をお願いしたい方>

◆アンケート調査等から調査委員会がお話を聞いてみたいと考える生徒さん

(例：他クラスの生徒さんで、小学生の時から仲が良かった生徒さん、アンケートに中学校での様子を詳しく記述して下さった生徒さん、〇〇さんの相談にのったことのある生徒さん他)

◆1・2月のヒアリング調査にご協力くださった方で、時間の都合によりその時は終了となりましたが、もう少し詳しくお話をお聞きしたい生徒さん

再度お願いをする方にはご負担をおかけすることになります。調査委員会としては、日程を公立高校入試終了後に設定するなど、できる限りご負担が大きくならないようにしたいと考えています。そして、〇〇さんの自死の背景について正確な事実認定をしたいと考えています。依頼があった場合にはできる限りご協力くださいますようお願いいたします。

※なお、本書は当初2月に配付を予定していましたが、しかし、3年生の皆さんは高校入試等を控えておられることから、できる限り配付からヒアリング実施日(3/27・28)までの期間を短くし、みなさんの不安な気持ちを軽減したいという学校側のご要請を受けて、本日配付することになったものです。ご了承ください。

回答用紙（※ご回答は郵送にてお願いします）

1, 個別の聞き取り調査にご協力いただけないでしょうか。以下のいずれかに○をつけてください。

- () A: 協力できる
- () B: 内容や方法次第では協力できる
- () C: 協力できない

2, 「A: 協力できる」に○をつけた方は、以下のいずれかに○をつけてください。

- () 3月27日（土）を希望する
（時間帯は午後1時～5時の枠で、1人1時間以内です）
- () 3月28日（日）を希望する
（午前9時～12時枠と午後1時～5時枠があり、1人1時間以内です）
- () 令和3年4月以降を希望する
→この場合は、具体的な日時は追ってご連絡いたします。

当該校3年____組
お名前_____
保護者様_____

（返信先：調査委員会窓口事務所）

※ご返送は、同封の返信用封筒により下記の調査委員会窓口まで直送（郵送）下さい。

（調査委員長事務所住所、電話番号、メールアドレス掲記）

※ 個別の聞き取り調査にご協力いただける方（上記1のAまたはBに○を付けてくださった方）は、連絡先についてもご記入をお願いします。なお、前記のとおり調査委員会にて開封し責任をもって管理致します。個別調査以外に用いることはなく、他に情報提供等をすることはありません。

住 所 〒 _____

電話番号 _____

付録

調査委員会実施アンケート問 10「このような悲しい出来事が二度と起こらないようにするためには、どのような取組みが必要だと思いますか」の結果報告

調査委員会が 2020 年 12 月 21 日～2021 年 1 月 15 日に行った当該校生徒向けアンケートの項目のうち、問 10「このような悲しい出来事が二度と起こらないようにするためには、どのような取組みが必要だと思いますか。自由に記入してください」の回答内容をここにまとめた。

この項目に書かれた内容は、当事者として当該校に在籍した生徒たちの概ね率直な意見であると考えられ、当時の当該校の様子を知る資料として貴重なものと言える。しかし、本アンケートは、公開することに承諾を得る手続きは行なっていないため、以下は当調査委員会によって本意を変えないよう加筆・修正を行ったものである。

1. アンケートの実施

いじめアンケートの調査が必要と考える。もっと回数を増やし、気軽に言い出せる環境が必要。また、実施方法については教室ではなく、書きやすい工夫が必要だと思う。

2. 教育環境について

2-1. いじめ教育

いじめに対する教育が必要だと考える。授業で取り扱ってほしい。

2-2. 友達作りとその環境設定

クラスの人数を減らし、みんなが仲良くなる環境を整える。友達に関する授業を行う。仲良くない人と関わる必要はなく、仲が良ければいじめには発展しないだろう。

2-3. 教師の対応

先生方にはもっと子どもに声を掛けてもらいたい。定期的に生徒一人ひとりが先生と話す機会があればよいと思う。休み時間、帰り道の見守りも有効ではないか。SOS を発信できるよう、作文や感想を書く際に、ポジティブなこと、良い所を求めないようにしてほしい。元気がない子に気づいて欲しい。

3. 相談体制について

3-1. 相談できる環境づくり

気軽に悩みを打ちあけられる、打ち明けやすい環境の整備が必要だろう。気軽に、誰でも相談できるような場所があればよいと思うが、相談して相手との関係がひどくならない信頼できる場所である必要。

3-2. 相談体制：スクールカウンセラーの利用

定期的なスクールカウンセラーとの面談が必要。もっと気軽にカウンセラーが利用でき

るようにする。カウンセラーの常設も良いのではないかな。

3-3. 相談体制：教師

先生が保護者の目を気にせず遠慮なく注意できる環境が必要。また、先生は相談に乗っては話を聴くだけで終わらせないで欲しい。

3-4. 相談体制：生徒同士

生徒同士で話を聞く環境が必要だろう。先生だけでは気づけないこともあるので、生徒同士の手助けが必要と考える。普段関わらない人とも話す機会を設けると良いのではないかな。少しでも悲しんでいたり、落ち込んでいたら「大丈夫？」と声を掛ける。

4. 心がけ

無責任な発言がなくなるよう、一人ひとりが考え方や周りの人を大切にすべきではないかな。相手の気持ちを考え行動と発言をする、自分も悪いところがないかを振り返ることが必要だろう。

自分がいじめているつもりはなくても、相手が傷ついていることがある。相手の気持ちを考えながら行動しないといけないと思った。

5. なくすことはできない

学校でいじめについて取り組み、悩みがあればスクールカウンセラーに相談することもできる環境なのに、こういう事が起こってしまった以上どうしたらいいかわからない。相談することは大事だと思った。

人と人との関わりがあるいじょういじめなどは絶対なくならないと思う。

いじめの基準があいまいだと思う。

6. SNS の利用制限を設ける

グループ LINE は悪口などの温床になるため、中学生の SNS 利用を厳しく制限等を課した方が良い。

この場を借りて、アンケート調査にご協力いただいた皆様に、心より感謝申し上げます。